

R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス

美波・奥河内 海洋実習棟改修工事(企業育成型)

目次

建築工事						電気・管工事		
通し番号	図面番号	図面名	番号	番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	共-01,02	営繕工事共通仕様書(1)(2)	018	B-009	改修前 立面図	034	電特-01,02	電気設備工事特記仕様書(1)(2)
02	共-03,04	営繕工事共通仕様書(3)(4)	019	B-010	改修後 立面図	035	電特-03	電気設備工事特記仕様書(3)
03	共-05,06	営繕工事共通仕様書(5)(6)	020	B-011	断面詳細図	036	E-001	照明器具等参考図
04	共-07	営繕工事共通仕様書(7)	021	B-012	改修前・後 便所平面詳細図	037	E-002	1階電灯設備改修図
05	改特-01,02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	022	B-013	改修前・後 男子便所展開図	038	E-003	2階電灯設備改修図
06	改特-03,04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	023	B-014	玄関廻り平面詳細図 断面詳細図	039	E-004	屋上電気設備改修図
07	改特-05,06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	024	B-015	機関実習室平面詳細図 機械基礎撤去詳細図	040	機特-01,02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)
08	改特-07,08	建築改修工事特記仕様書(7)(8)	025	B-016	改修前・後 2階ホール搬入口 平面詳細図 断面詳細図	041	機特-03	機械設備工事特記仕様書(3)
09	改特-09,010	建築改修工事特記仕様書(9)(10)	026	B-017	建具リスト	042	P-001	衛生器具表及び男子便所断面図
010	B-001	付近見取図 配置図 支障物件図 概略工程表【参考】	027	B-018	改修前 2階平面図【防水改修】	043	P-002	1階管工事改修図
011	B-002	仕上表 クラックリスト	028	B-019	改修後 2階平面図 仕上表【防水改修】	044	P-003	2階管工事改修図
012	B-003	改修前 1階平面図	029	B-020	改修前 屋上平面図【防水改修】	045	P-004	管工事便所周り詳細図
013	B-004	改修後 1階平面図	030	B-021	改修後 屋上平面図 仕上表【防水改修】	046	P-005	屋外既設配管図
014	B-005	改修前 2階平面図	031	B-022	立面図【防水改修】			
015	B-006	改修後 2階平面図	032	B-023	断面詳細図1【防水改修】			
016	B-007	改修前 屋上平面図	033	B-024	断面詳細図2【防水改修】			
017	B-008	改修後 屋上平面図						

【図面の読み替え】

本図面の各ページに記載している工事名称を次のとおり読み替えるものとする。

「R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事(企業育成型)」

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

工事名：R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事（企業育成型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R8営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事

2. 工事場所

海部郡美波町奥河内

3. 建物概要

建物名称	海洋実習棟
構造・規模	RC造 地上2階建て
敷地面積	
延床面積	540.00(m2)
消防法施行例附表第1の区分	7項

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	外壁改修工事
	外部改修工事
	内部改修工事
	防水改修工事

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 9 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 日 和佐 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 日 和佐 地点におけるWBG7値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標準仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
 - 訂正時は、適宜とする。
- なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事（企業育成型）

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の3)及び4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約(以下の3)及び4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処 理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。))又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。))を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダントラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破壊させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

工事名：R 8 宮織 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事（企業育成型）

2. 概要

3. 内容

- ⑫ 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- ⑬ 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならぬ。

4. 実施上の留意事項

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。
- ② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

 - 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生土の処理等

- ① 発生土の処理等は、次により適正に行う。
 - 1) 工事による発生土のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生土は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生土の処理等」による。
 - 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。
- ② アスベスト
 - 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与（**あり**）・なし（**なし**）

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
- 事前調査は、次の者が行うこと。

（1）建築物：建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）又はこれと同等の能力を有する者（※）

（2）工作物：下表のとおり

対象となる工作物	事前調査を実施することができる者（下記のいずれか）
<ul style="list-style-type: none">反応槽 焼却設備 加熱炉 ボイラー及び圧力容器 変電設備 配電設備 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）	<ul style="list-style-type: none">工作物石綿事前調査者
<ul style="list-style-type: none">トンネルの天井板 プラットフォームの上家 遮音壁 観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。） 上記以外の工作物（塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。）	<ul style="list-style-type: none">工作物石綿事前調査者 建築物石綿含有建材調査者（特定、一般） これと同等の能力を有する者（※）
<p>※同等の能力を有する者とは、（社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。</p>	

- 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
- その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- 調査結果は3年間保存すること。
- 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 表示、掲示は次のとおり行うこと。
- 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。
- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゆん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
 - 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

5. 仕様

6. 図面

7. 備考

設計者情報：坂口建築設計室 一級建築士 坂口敏司 番号 223419号

8. 問い合わせ

工事名：R 8 宮織 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事（企業育成型）

2. 概要

3. 内容

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業者を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーヅン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。
- ⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- ⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- ⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- ⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- ⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

 - (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

4. 仕様

- 14. 材料・製品等
 - ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
 - ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。
 - ③ 県産木材の原則使用
 - 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材
 - 3) 受注者は、積負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
 - 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
 - 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
 - ④ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーテュルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、これらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
 - ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
 - ⑥ 県内産資材の原則使用
 - 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、積負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none">材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>(注) <ul style="list-style-type: none">部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p>

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

工事名： R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事（企業育成型）

15. 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④ 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當番課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環1第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">バックホウホルローダブルドーザ発動発電機（可搬式）空気圧縮機（可搬式）ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーラフレーンクレーン	<ul style="list-style-type: none">油圧ユニット（次に示す基礎工用用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変遷が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。

なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		
<ul style="list-style-type: none">ブルドーザーバックホウ（※）ドラグライン、クラムシエルトラクターショベルバイプロハンマー（※）アースオーガーオイルケーシング掘削機アースドリル	<ul style="list-style-type: none">さく岩機（コンクリートブレーカー）ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラーコンクリートポンプ（車）コンクリート圧砕機アスファルトフィニッシャーコンクリートカッター空気圧縮機発動発電機	<ul style="list-style-type: none">クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 <p>（※）印の機械は低振動基準有</p>

③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。

④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - 当初請負金額が200万円未満の工事

工事名： R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事（企業育成型）

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快通トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快通トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

（注）洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

（注）快通トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事中いん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

（注）低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

（注）一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図書

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
 - ③ 提出書類
 - 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
 - 工事写真（電子データ2部）
 - 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
 - 保全に関する資料
 - その他監督員が指示する図書（必要部数）
 - ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。
 - ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
 - ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
 - ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
 - ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黑板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - ・杭及び基礎工事
 - ・コンクリート躯体工事
 - ・屋外付帯工事
 - ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
 - ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事務データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定められた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事務データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名： R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事(企業育成型)

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等

- ① 工事に影響のある範囲内の重要備品等(有 ・ **無**)
- ② 工事範囲(仮設工事の範囲を含む。)について、防災無線システムを構成する備品(屋上のアンテナ等)の有無を図面及び現地で確認し、当該備品がある場合は、養生や移設の方法等について監督員と協議すること。

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、 図示 とする。

4. 交通誘導警備員

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ **義務付けられていない**)

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地(処分地)	運搬距離(km)	処分費(税抜、円)	単位
例 コングリート(無筋)	(有)青藍(中間処分)		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	18.7	700 11t車	t
金属	虎尾商事(有)		阿南市橘町東中浜174番地 阿南市橘町東中浜174番地	23.2	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橘町小勝187番の地先 阿南市橘町小勝187番の地先	22.0	5,640	t
木材	(有)青藍		阿南市桑野町尾花117番地 阿南市桑野町尾花117番地	18.7	10,000	t
廃プラスチック	(財)徳島県環境整備公社(橘)		阿南市橘町小勝187番の地先 阿南市橘町小勝187番の地先	22.0	35,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コングリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 有価材の処理

- ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨 ・ **アルミサッシ** ・ **スチールサッシ**)
- ② 古物商で適切に処理すること。

7. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

8. 室内空気中の化学物質の濃度測定

- ① 測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。
- ② 建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。
学 校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン
学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン
- ③ 採取器具は受注者にて用意すること。
- ④ 測定箇所

測定対象室	測定箇所数
機関実習室	1

工事名： R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事(企業育成型)

- ⑤ 測定は、次のいずれかにより行う。
 - ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年 国土交通省告示第 1347号)第56-3(3)「口 測定の方法」において定められた方法
 - ・ バッジ型採取機器を用いる方法

バッジ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。

- 1) 30分間換気
 - 測定対象室のすべての窓及び扉(造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む)を開放し、30分間換気する。
 - 2) 5時間閉鎖
 - 1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。
 - 3) 測定
 - イ. 2)の状態のままで測定する。
 - ロ. 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。
 - ハ. 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。
- ※ 1)、2)、3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。
- 4) 分析
 - 測定対象化学物質を採取したバッジ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。
 - 5) 測定結果の提出
 - 測定後、測定結果を監督員に提出すること。
- ⑥ 測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、現場監督員と対応方法について協議すること。
なお、原則として指針値以下であることが確認できるまで、当該室の使用はできないものとする。

9. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	○ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 <ul style="list-style-type: none">・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ○ 塩化ビニル系シート防水工事作業 <ul style="list-style-type: none">・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金 かわらぶき	・ 内外装板金作業 <ul style="list-style-type: none">・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 <ul style="list-style-type: none">・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 <ul style="list-style-type: none">・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空気調和機器施工	・ 冷凍空気調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等

- 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - (一社)仮設工業会の認定基準
 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場(図示の通り)

- 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
- 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」(改標仕2.2.1)の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置き方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(2)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場(図示の通り)

- 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

⑥ 仮囲い(図示の通り)

⑦ ゲート(有 ・ **無**)(図示の通り)

⑧ 材料、撤去材等の運搬方法は、(**A種** ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種)

⑨ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑩ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑪ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さ6メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑫ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場繋ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。

⑬ その他

4. 養生

① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:ビニルシート張り)

② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:ビニルシート張り)

5. 監督員事務所

① 監督員事務所は(設ける (面積 m2程度) ・ **設けない**)

② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

- 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
- ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带
- 請負加入電話の子機
- 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
- ファクシミリ他
- インターネット回線(光回線、Wi-Fi等)

6. 工事用水、電力等

① 既存電力利用(出来る ・ **出来ない**)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

② 既存水利用(出来る ・ **出来ない**)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、(**図示の場所に** ・ 用意していないので業者に)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

② 借地借家料 円

3章 防水改修工事

1. 一般事項

- 保護層、防水層等を撤去した結果、下地等の状況により、設計図書に定められた施工方法によることが不適合な場合は監督員と協議すること。
- 降雨等に対する養生方法は (**上屋シート養生** ・ 下階天井養生 ・ その他()) とする。

2. 改修工法の種類及び工程

工程	工法	工法	工法	工法
施工箇所				
1 既存保護層(立上り部等)撤去等				
2 既存保護層(平場)撤去等				
3 既存断熱層撤去等				
4 既存防水層(立上り部等)撤去等		○		
5 既存防水層(平場)撤去等				
6 既存下地の処理		○		
7 防水層の新設		○		
8 断熱材の新設				
9 保護層の新設				

3. 既存下地の補修材料

- アスファルトは、JIS K 2207の規格品3種とする。
- 端部押さえ金物は、既成アルミニウム製とし、形状寸法は(図示)とする。
- ポリマーセメントモルタル及びポリマーセメントペースト、層間接着用プライマー、アスファルト系下地調整材、改修用ドレン等の材料は、ルーフィング類製造所の指定する製品とする。

4. 既存下地の補修及び処理

補修箇所の形状、長さ、数量等は図示する。

5. 合成高分子系ルーフィングシート防水

① 合成高分子系ルーフィングシートは、JIS A 6008の規格品とする。

工法	種別	シート		断熱材		施工箇所	備考
		種類	厚さ	種類	厚さ		
POS S4S	S-F1		mm		mm	屋上 便所屋根 立上	
	S-F2	塩化ビニル樹脂	1.5 mm		mm		
	S-M1		mm		mm		
	S-M2	塩化ビニル樹脂	1.5 mm		mm	屋上 便所屋根 平場	

- 仕上げ塗料の種類()、使用量()
- 機械式固定工法の場合は、引抜き試験の結果に基づき、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
- 建築基準法に基づき定められた区分等

基準風速Vo=(38)m/s 地表面粗度区分(**I** ・ **II** ・ **III** ・ **IV**)

⑤ 絶縁用シート及び可塑性移行防止用シートの材質は、(**発砲ポリエチレンシート**)とする。

⑥ プライマー、増し張り用シート、成型役物、接着剤、仕上塗料、シール材、固定金具、絶縁用テープ等は、ルーフィングシート製造所の指定する製品とする。

⑦ 固定金具 材質()、形状寸法()

区分	S(S1)-F1	S(S1)-F2	S(S1)-M1	S(S1)-M2	S-C1	
下地処理	標仕9.4.4(1)又は改標仕3.5.4iによる。入隅は直角、出隅は面取りとし、小石等は完全に除去する。目地部に幅50mm絶縁テープ張り					
平場接着法	接着剤塗布		固定金具			
断熱材(断熱工法)	下地に断熱材を隙間無く張付、ローラー等で密着した後ルーフィングを張り付ける		下地に断熱材を隙間無く敷詰め固定する			
増張	立上り部等出隅入隅部	ルーフィングシート張付けに先立ち200mm角程度の補強張り用シートを増し張り	ルーフィングシート 施工後成形役物張付け	S-F1と同じ	S-F2と同じ	ルーフィングシート張付けに先立ち、成形役物又は200mm角程度の増張り用シートを張り付ける
	ルーフトレン、配管等と防水下地材との取合い部	シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・ルーフトレン廻りは幅150mm程度の増張り用シートをドレンと下地に割り振り張付ける。 ・配管廻りは幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張付け、張付ける。		S-F1と同じ		シート張付けに先立ち次の処理をする。 ・排水器具廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に割り振り、排水器具のつばには増張り用シートを100mm程度張り掛け、張り付ける。 ・配管廻りは、幅250mm程度の増張り用シートを排水器具と下地に張り付け後幅80mm程度の増張り用シートを下地面に30mm程度張り掛け、張り付ける。
重部	平場	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上	縦横40mm以上	縦横100mm以上
	立上りと平場	150mm以上	40mm以上	150mm以上	40mm以上	100mm以上
	接合部	接 着 剤		熱融着又は溶剤溶着		接着剤
接合端部	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	テープ状シール又は接着剤	紐状又は液状シール	接着剤	
立上り・立下り部の末端部処理	端部にテープ状シール張りの上ルーフィングシート張付け、末端部は押さえ金物で固定し、シール材を充填する。				ポリマーセメントモルタルを覆い被せる	

例外適用及び上表以外の事項については、改標仕3.5.4iによる。

- 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。
- 脱気装置の仕様: ステンレス製脱気筒 H=200 220φ
- ルーフトレンの材質規格: 横型75φ用 塩ビ成形ドレン アルミストレーナー

6. 塗膜防水

- 塗膜を形成する材料は、JIS A 6021の規格品とする。
- プライマー、層間接着用プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上げ塗材等は主材料製造所の指定製品とする。

工法	種別	施工箇所	仕上塗料	備考
新規	X-1			
	X-2	玄関ポーチ 便所屋根バラベットの	アクリルウレタン系	

③ 特記仕様書、改標仕及び標仕以外は、主材料製造所の仕様による。

7. シーリング

- シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。
- プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。
- 監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。
- シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う ・ **行わない**)。
- 外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(**簡易接着性試験** ・ 引張接着性試験)を行う。ただし、同じ材料の組合せで実施した試験成績書がある場合は、監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

⑥ 種類及び施工箇所

記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	目地寸法	接着性試験
SR-1	1成分シリコーン系					
SR-2	2成分シリコーン系					
PS-2	ポリサルファイド系					
MS-2	変成シリコーン		建具周囲	再充填	10×10	
PU-2	ポリウレタン系		屋根・玄関庇	充填	25×10	○

8. とい

- ① といの材種（塩ビVP管カラー）
- ② 防露材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量はF☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により、確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量がF☆☆☆☆の防露材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- ③ たてい受金物の取付けは図示する。
- ④ ルーフドレンの取付けは図示する。

9. 防水保証

- ① 防水工事完了後は、メーカー、元請業者、下請業者の3者連名による（ 3 ・ 5 ・ 7 ・ 10 ）年間の防水工事性能保証書を提出すること。

4章 外壁改修工事

1. 外壁改修の施工数量及び調査方法

- ① 当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算定した数量の90%を計上している。
- ② 施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。（設計変更単価は、県単価で行う）
- ③ 外部足場設置後、施工数量調査を行う。
- ④ 調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者（製造所等）に依頼すること。

2. 外壁改修工法の種類及び材料

- ① コンクリート打放し仕上げ外壁

工法	ひび割れ部	欠損部	
樹脂注入工法	工法： 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量： 20 ml/本 注入(口)間隔： 200~300 mm エポキシ樹脂： 中粘度形 確認方法：		
Uカットシール材充填工法	材料： シーリング材：		
シール工法	材料： 可とう性エポキシ樹脂		
充填工法		材料：	

- ・ポリマーセメントモルタルの製造所： 評価名簿による。

3. 仕上塗材仕上げ外壁改修工事

- ① 仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。
- ② 下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類及び材料による。

種類	既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	上塗材	備考
薄付け 仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si						
	可とう形 外装薄塗材Si						
	外装薄塗材E	水洗い工法	金ごて	C-1 カチオン	砂壁状	ローラー	
	可とう形 外装薄塗材E						
	防水形 外装薄塗材E						
	外装薄塗材S						
複層 仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE						
	可とう形 複層塗材CE						
	複層塗材E	水洗い工法	金ごて	C-1 カチオン	ゆず肌	ローラー	
	複層塗材Si						
	複層塗材RE						
	防水形 複層塗材CE						
	防水形 複層塗材E						
防水形 複層塗材RE							

5章 建具改修工事

1. 一般事項

- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
- ③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
- ④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。
- ⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
- ⑥ 防火戸の指定は建具表による。
- ⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 改修工法等

区分	かぶせ工法	撤去工法
撤去の範囲		図示
既設建具の種類		アルミドア、軽量シャッター
新設建具の種類		アルミドア、軽量シャッター
開口の開け方		
建具周囲の補修工法及び範囲		
シーリングの種類		
サッシアンカー		
養生範囲		

3. アルミニウム製建具

種別	使用箇所	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込み寸法	遮音性	断熱性	表面処理	備考
B種	建具表の通り	S-5	A-3	W-4	70			B-1種 標準色	
	建具表の通り								

- ① 防虫網の材質（ ステンレス製(SUS316) ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ 合成樹脂製 ）
- ② 防鳥網の材質は、ステンレス(SUS304)線材、線径1.5mm、ピッチ15mmとする。
- ③ 製造所： 評価名簿による。
- ④ 建具には製作者名を表示すること。
- ⑤ 結露水の処理方法は図示による。

4. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
- ② 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
- ③ 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
- ④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
- ⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
- ⑥ 木製建具に使用する戸車及びレールは改標仕表5.8.5による。
- ⑦ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
- ⑧ マスターキーは、製作する（ 組）。 その他の鍵の制作本数は（ 組）

5. 軽量シャッター

①	設置場所	海洋実習室1 SS-1
	耐風圧強度	700Pa
	開閉方式	・ 電動式(手動併用) ・ 手動式
	急降下停止装置設置箇所	
	障害物感知装置設置箇所	
	スラットの種類	塗装溶融亜鉛めっき鋼板 t0.8
	中柱の補強	なし
	座板の仕様	SUS
	塗装	

- ② 製造所：評価名簿による。

6. ガラス

- ① 板ガラス

種類	品 種	厚 さ	備 考
強化ガラス	トーメイ	5	AD-1
型板ガラス		4	木製窓

- ・ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工は、（ ）とする。
- ② 外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。
- ③ ガラス留め材の種類

建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ
鋼 製		建具製造所の仕様による
アルミニウム製	シーリング SR-1	
ステンレス製		

- ④ 防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。
- ⑤ ガラスブロック積み

表面形状	呼び寸法	厚さ	力骨の材質・寸法・形状	目地幅の寸法	伸縮目地の位置

- ⑥ 目地部の力骨の納まりは、ガラスブロック製造所の仕様による。
- ⑦ 壁用金属枠及び補強材を（ 設ける ・ 設けない ）。形状は、図示による。
- ⑧ 化粧目地モルタルはガラスブロック製造所の仕様による。
- ⑨ シーリング材は、改標仕表3.7.1による。
- ⑩ 金属製化粧カバーの材質は、（ ）製とし、寸法、形状は、図示による。

- ⑩ 工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。

6章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
 ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニル床シート ビニル床タイルゴム系床 タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	図 示	
合成樹脂塗床	機械的除去工法・目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)		
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)		

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備 考 欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びびノロ等の補修

- 改修後の床の清掃範囲は図示する。

② 壁改修

- コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
- 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り ※施工場所は図示による。
塗り厚25mm超の場合の補修を (行 う ・ **行わない**)

3. 軽量鉄骨壁下地

- ① スタッド、ランナ等の種類は、改標仕6.7.3(表6.7.1)による。
 ② 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は (改標仕6.7.4(5)による ・)
 ③ ダウト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

4. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り (JIS A 5705)、及びゴム床タイル張り

材質	施工箇所	種類の記号	寸法	厚さ	色柄	接着剤	接合部の処理	備考
ビニル床シート	1階玄関ホール			2.5	無地			

- ① ビニル幅木: 材質(**軟質** ・ 硬質)、高さ(**100** ・ 70 ・ 80)、厚さ()
 ② モルタル塗り下地、セルフベリング材塗り下地及び木下地以外の下地(あり (工法:) ・ なし)
 ③ 視覚障害者用床タイル: 種類・色()、形状・寸法()

5. 合成樹脂塗床

材質	施工箇所	工法	仕上げの種類	備考
エポキシ樹脂塗床	機関実習室		流しのべ	

- ① ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
 ② 以下の物質を含有しない材料を選定し、監督員の承諾を得ること。
 - 室内空気中化学物質の室内濃度指針値について(H31.1.17薬生発0117第1号)における13物質
 - 学校環境衛生基準(平成21年文科科学省告示第60号、令和6年3月29日告示第54号一部改正)第1の1の(8)ア～カの6物質

6. せっこうボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備 考
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	縦目処理	21	不燃		L G S	
	天井						

7. モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備 考
機関実習室	金ごて		無	
便所	タイル下地		無	

- ① モルタルは (**現場調合材料** ・ 既調合材料)とする。
 ② 現場調合材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調合材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。
 ③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。
 ④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

8. セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類)	うわぐすり (施ゆう・無ゆう)	役物 (有・無)	色 (標準・特注)	再生材の 適用	耐凍害性 (有・無)	耐滑り性 (有・無)	下地処理	備考
便所 床	25角	Ⅰ類	無ゆう	無	標準			有		
ポーチ 床	100角	Ⅰ類	無ゆう	有	標準			有		

- ① 壁タイル張り工法 ()
 ② 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
 ③ タイルの製造所: 原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
 ④ 見本焼きを(行 う ・ **行わない**)。
 ⑤ 試験張りを(行 う ・ **行わない**)。
 ⑥ 既製調合モルタルの製造所: 評価名簿による。
 ⑦ 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。
 ⑧ 引張接着試験を(行 う ・ **行わない**)。

9. 有機系接着剤によるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類)	うわぐすり (施ゆう・無ゆう)	役物 (有・無)	色 (標準・特注)	再生材の 適用	耐凍害性 (有・無)	耐滑り性 (有・無)	接着剤 種類	下地処理	備考
便所 壁	100角	Ⅲ類	施ゆう	無	標準						

- ① 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
 ② タイルの製造所: 原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
 ③ 見本焼きを(行 う ・ **行わない**)。
 ④ 試験張りを(行 う ・ **行わない**)。
 ⑤ 目地結めを(行 う ・ **行わない**)。
 ⑥ 有機質接着剤 ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

- ⑦ 引張接着試験を(行 う ・ **行わない**)。

10. 断熱材

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。
 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆の断熱材を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

11. トイレブース

施工箇所	脚部			ドアエッジ	
	形状	形状	材質	形状	材質
高圧メラミン樹脂化粧板	巾木タイプ	R	アルミ		

- ① 製作所: 評価名簿による。
 ② トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒドの放散量はF☆☆☆☆とする。
 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

12. カーテンレール

- ① 材種(アルミ)、形状(シングル)、寸法()

7章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。
 ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。
 ③ ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。
 ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 耐候性塗料塗り(DP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	錆止め塗料塗り の種類	上塗りの等級	備 考
垂鉛メッキ面	B種	RB種		3級	SD

3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区 分	種 別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備 考
石膏ボード面	B種	RB種	

8章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	

2. 鉄筋の継手及び定着

- 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ **溶接継手**)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- 鉄筋の継手の位置は図示による。
- 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。
- 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。
- 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。
- 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。
- 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。
- 機械式定着工法の適用箇所、種類は次のとおり。

適用箇所	種類

3. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節一基礎及び基礎梁の配筋]～[7節一梁貫通孔その他配筋]による。

4. 溶接継手

- 適用箇所等は次のとおり。

適用箇所	性能
工法	アーク溶接 手溶接 両面溶接5d 下向き
鉄筋相互のあき	
備考	

- 施工完了後の試験は、標仕5.6.5による。

5. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

9章 コンクリート工事

1. 一般事項

- コンクリートの類別
 - I 類 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - II 類 (I 類以外のJIS A 5308に適合したコンクリート)
- 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc(N/mm2)	調合管理強度 Fn(N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	(軽量)種類	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所
I 類	21	24	15	無	普通	2.3	床(スリーブ跡)

- 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
なお、構造体強度補正值(S)は標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。
- コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。
 - 第4週強度確認
原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。
なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

2. コンクリートの仕上がり

- コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕表6.2.3による。
- 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A ・ B ・ C)種とする。
- コンクリートの仕上りの平たんさの種別は(a ・ b ・ c)種とする。

3. コンクリートの材料及び調合

- セメントの種類は、(**普通ポルトランドセメント** ・ 普通エコセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
 - 高炉セメントB種適用箇所()
 - フライアッシュセメントB種適用箇所()
- 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(**できる** ・ できない)。
- 細骨材に含まれる塩化物量は、NaOH換算で0.04%以下とする。
- コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- 試練りは(行う ・ **行わない**)。

- 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
- 混和材料を使用(**できる** ・ できない)。
 - 使用する場合の種類等は標仕6.3.1(4)、6.3.2(イ)(f)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠

- 型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	—	なし			
標仕6.8.2 (2)(ア)	A種	あり			
標仕6.8.2 (2)(イ)	B種	なし			
標仕6.8.2 (2)(イ)	C種	なし		12mm	床(スリーブ跡)
標仕6.8.2 (2)(イ)	普通型枠	なし			
- スリーブの材質、規格等()
- 外部に面するコンクリートの打ち増し厚さは()mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。
- 普通エコセメントを用いる場合の型枠の最小存置期間は 日とする。

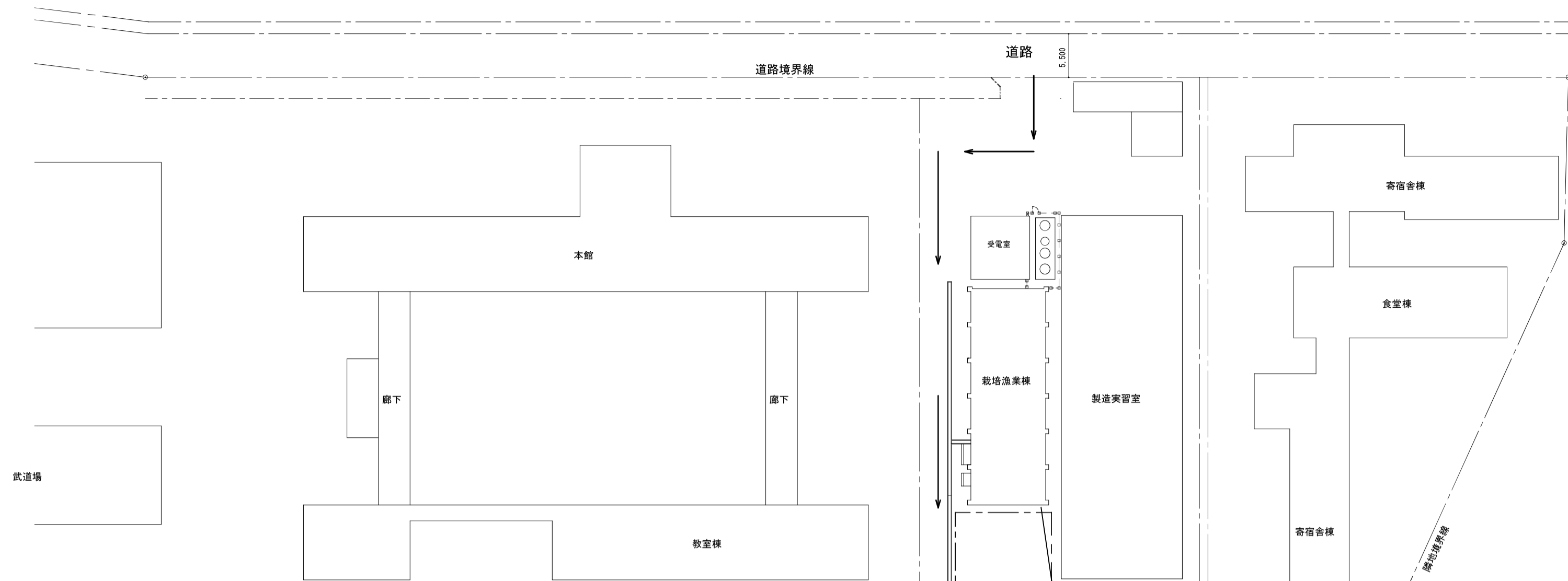
10章 ALCパネル

1. 材料

- ALCパネルは、JIS A 5416による規格品とする。

	単位荷重 (パネルの設計荷重) (N/m2)	厚さ (mm)	長さ (mm)	幅 (mm)	表面加工の区分	パネルの取り付け工法	耐火性能	使用箇所	備考
壁	4500	100	図示	600	平パネル	A種		外壁閉塞	
間仕切									
屋根									
床									

- 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する。
- 外壁パネルの出隅および入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取り合い部の伸縮調整目地幅は、(15)mmとする。
伸縮調整目地に耐火目地材を(**充填する** ・ 充填しない)
- ターンバックル
 - 胴の種類(割枠式 ・ バイブ式)
 - ボルトの種類(羽子板ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト)
 - ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(M6～M33)×()mmとする。
- 床構造用のデッキプレート
 - 材質(SDP1T ・ SDP2 ・ SDP3 ・ SDP1TG ・ SDP2TG)
 - 形状及び寸法は図示による。
- スタッド
 - 種類等は図示による。
- 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。
 - セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。
 - 混和材は、セメント系膨張材(酸化カルシウム、カルシウム・サルファ・アルミネート等)によって膨張する性質を利用するものとする。
 - 砂、配合比等は、製造所の仕様による。
 - 無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕表7.2.5による。

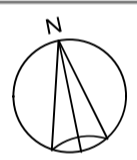


■支障物件について

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

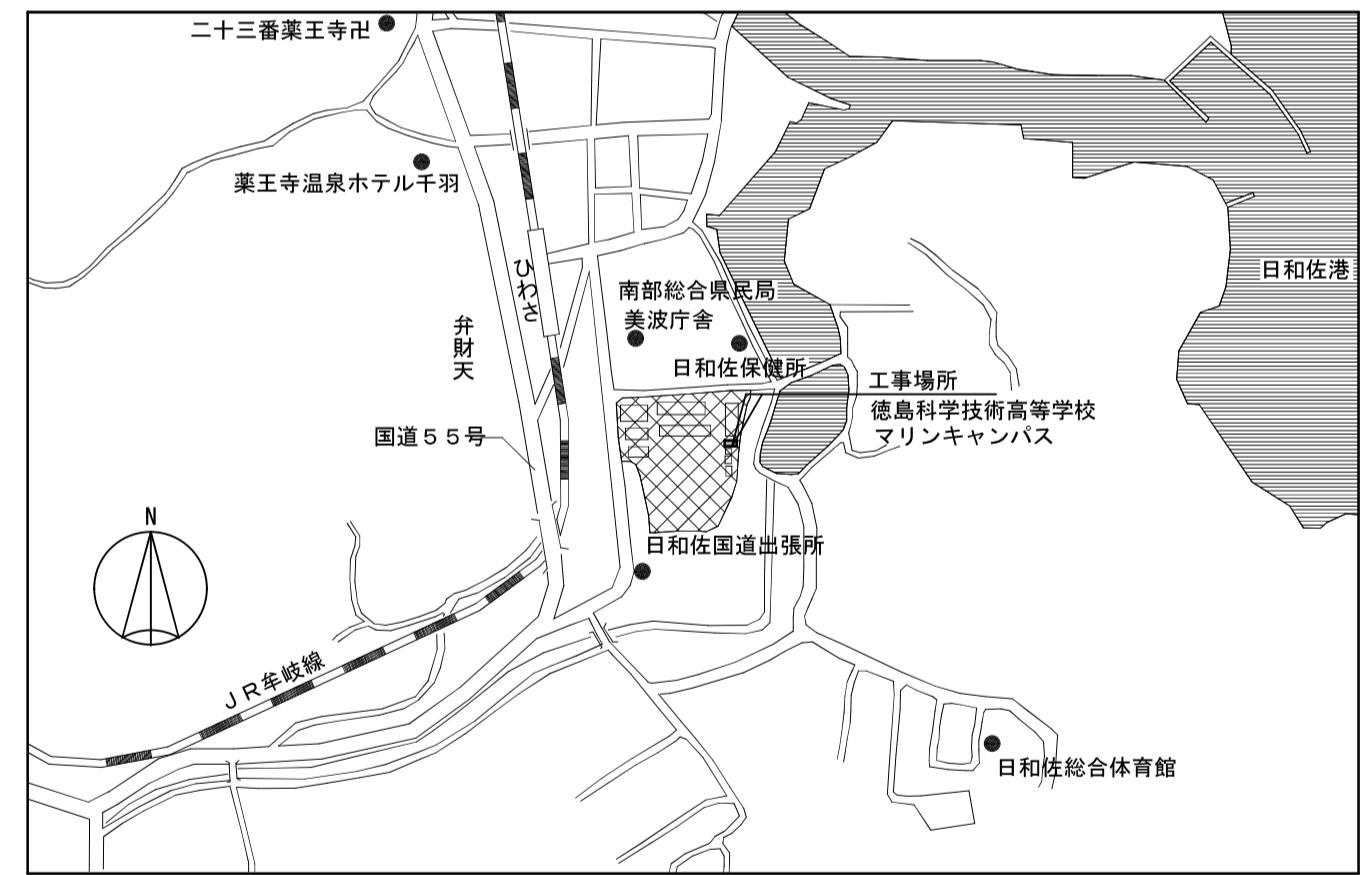


配置図 S = 1/500

月	1	2	3	4	5	6	7	8
総合	準備							検査
仮設		外部足場架設					外部足場撤去	清掃
外壁改修		現場調査・施工図		補修・塗装				
内部改修		現場調査・施工図		現場施工				
建具改修		現場調査・施工図・工場製作		現場施工				
電気工事		現場調査・施工図・工場製作		現場施工				
管工事		現場調査・施工図・工場製作		現場施工				
防水改修		現場調査・施工図		現場施工	屋上			低層部

概略工程表【参考】

工事建物



付近見取図

内部仕上表

室名		床		巾木		腰壁		壁		天井		備考	
男子・女子 便所	改修前	洗面 モルタル塗 エポキシ系塗床 撤去 便所 モルタル塗 モザイクタイル張り 撤去	洗面 モルタル塗	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り (小便器部分撤去)	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り	洗面 モルタル塗 VP塗 便所 100角陶器質タイル張り
	改修後	モルタル塗 モザイクタイル張り 洗面部分を含め、全体で水勾配をとる	既存のまま	既存のまま 小便器部分 100角陶器質タイル張り	既存のまま 小便器部分 100角陶器質タイル張り	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま
機関実習室	改修前	モルタル塗 エポキシ系塗床 コンクリート機械基礎撤去	モルタル塗 エポキシ系塗床	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗
	改修後	エポキシ樹脂塗床 (全面塗替え) 機械基礎撤去部 t30モルタル塗り 下地処理 (浮き部撤去、表面研磨、プライマー)	エポキシ樹脂塗床	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま
1階玄関ホール	改修前	階段 t2.5長尺シート張り撤去	床シート撤去部 ビニル巾木 H100 撤去	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗
	改修後	階段 t2.5長尺シート張り	床シート張り部 ビニル巾木 H100 新設	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま
2階ホール・廊下	改修前	t2.5長尺シート張り一部撤去 (ドア撤去部)	ビニル巾木 H100	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗	モルタル塗 VP塗
	改修後	既存のまま	新設壁部分 ビニル巾木 H100張り 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま	新設壁部分 t21強化石膏ボード張り EP塗り 軽量鉄骨壁下地65型新設 断熱材：t50ｸﾞﾗｽｰﾙ24K新設 上記以外は既存のまま
海洋情報実習室		既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま	既存のまま

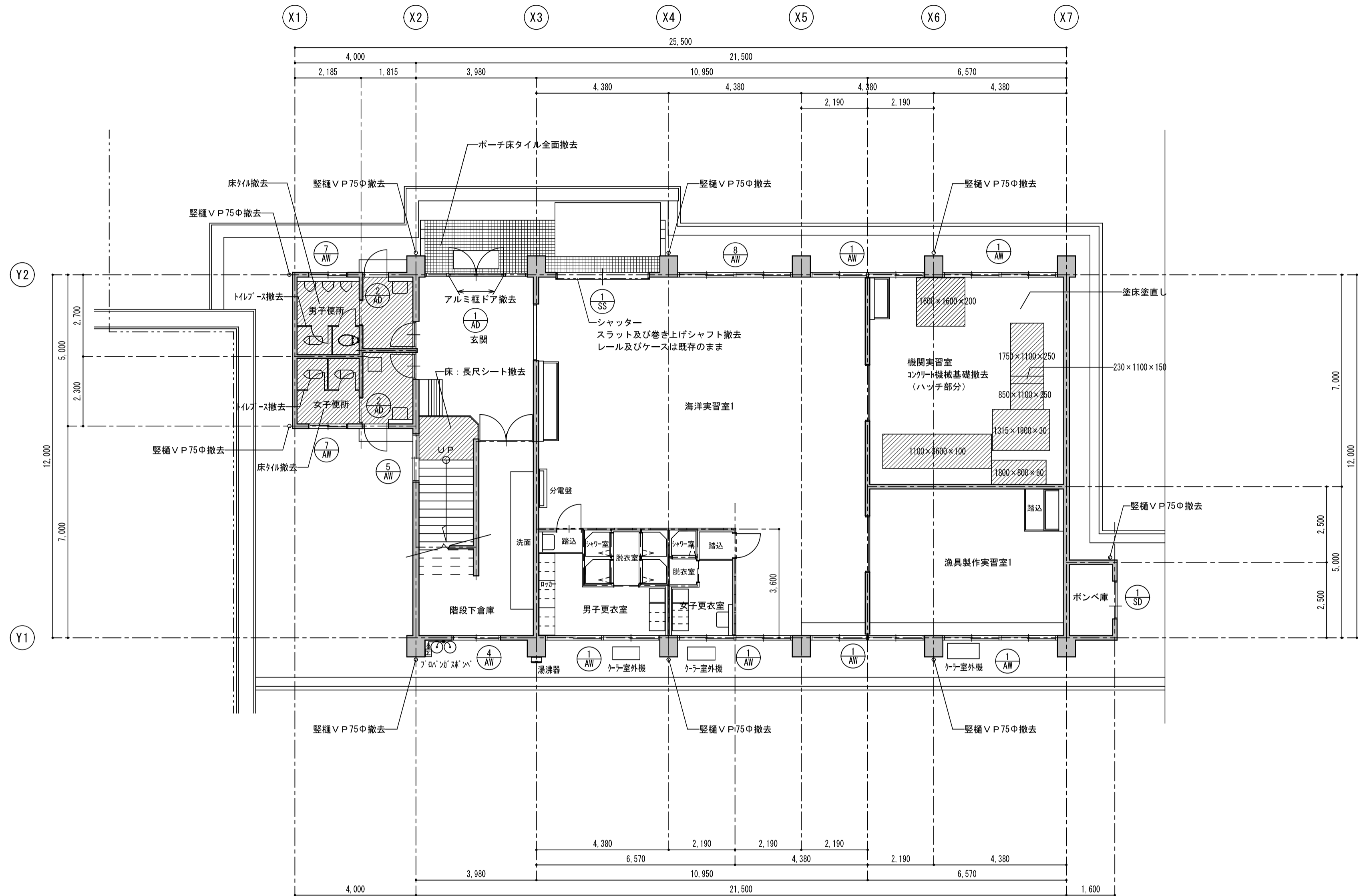
外壁 クラックリスト

南面			北面			東面			西面		
記号	巾 mm	長さ m	記号	巾 mm	長さ m	記号	巾 mm	長さ m	記号	巾 mm	長さ m
SC01	0.3	1.46	NC01	0.15	0.90	EC01	0.15	3.64	WC01	0.15	0.60
SC02	0.1	0.77	NC02	0.15	0.93	EC02	0.3	3.40	WC02	0.15	1.12
SC03	0.1	0.82	NC03	0.1	1.27	EC03	0.3	3.40	WC03	0.15	0.70
SC04	0.3	0.54	NC04	0.1	0.62	EC04	0.15	0.64	WC04	0.15	1.60
SC05	0.3	1.21	NC05	0.1	0.92				WC05	0.3	1.90
SC06	0.3	1.26	NC06	0.1	0.98				WC06	0.3	0.66
SC07	0.3	1.11	NC07	0.15	0.30				WC07	0.1	0.22
SC08	0.3	0.90	NC08	0.15	0.90				WC08	0.3	1.33
SC09	0.3	0.90	NC09	0.15	0.30				WC09	0.3	2.50
SC10	0.15	0.60	NC10	0.1	0.50				WC10	0.3	1.97
SC11	0.3	1.29	NC11	0.1	0.90				WC11	0.3	0.99
SC12	0.3	0.30	NC12	0.15	1.05				WC12	0.3	0.60
SC13	0.3	1.27	NC13	0.1	0.20				WC13	0.3	0.91
SC14	0.15	0.45	NC14	0.1	0.20				WC14	0.3	1.44
SC15	0.15	1.27	NC15	0.15	0.46						
SC16	0.3	1.27	NC16	0.1	0.35						
SC17	0.15	0.90	NC17	0.3	0.60						
SC18	0.1	1.27	NC18	0.1	0.47						
SC19	0.15	1.27	NC19	0.15	0.45						
SC20	0.3	0.60	NC20	0.3	0.80						
SC21	0.3	0.60	NC21	0.3	0.80						
SC22	0.3	0.60	NC22	0.3	0.90						
SC23	0.3	0.60	NC23	0.3	0.90						
SC24	0.3	0.60	NC24	0.3	0.90						
			NC25	0.3	0.90						
			NC26	0.3	0.90						
			NC27	0.3	0.90						

外部仕上表

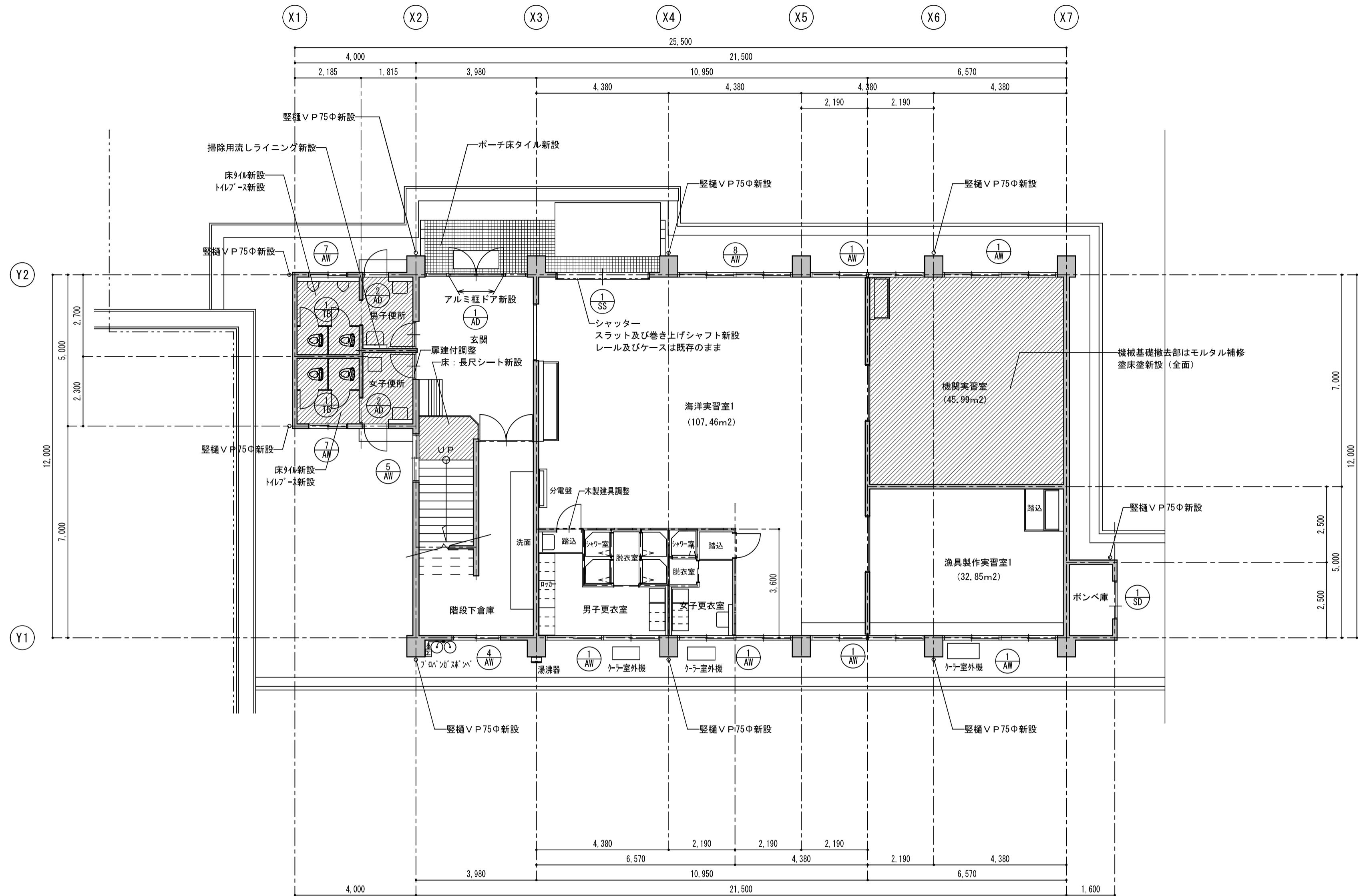
記号	場所・部分	既存仕上	改修工事内容	備考
①	外壁	コンクリート打ち放し、吹付タイル アスベスト含有なし	高圧水洗い工法 (高圧ポンプ 10~15Pa程度) 複層塗材E (ローラー塗) クラック補修 打継目地 (25×10) ・建具周囲シーリング (10×10) 打ち直し	
②	巾木	コンクリート打放	高圧水洗い工法 (高圧ポンプ 10~15Pa程度) クラック補修	
③	コンクリート庇	天端、側面：コンクリート打ち放し、吹付タイル 軒裏：コンクリート打放、アクリルリシン吹付	高圧水洗い工法 (高圧ポンプ 10~15Pa程度) 天端、側面：複層塗材E 軒裏：外装薄塗材E	
④	コンクリート小庇	天端、側面：コンクリート打ち放し、吹付タイル 軒裏：コンクリート打放、吹付タイル	高圧水洗い工法 (高圧ポンプ 10~15Pa程度) 天端、側面：複層塗材E 軒裏：外装薄塗材E	
⑤	縦樋	VP75φ SUS支持金物@1200	VP75φ取替 SUS支持金物@1200 再利用 頂部：塩ビ飾り升取付 (6か所)	
⑥	配管	銅管 (端部：ガムテープ巻き)	銅管撤去、スリーブキャップ (アルミ製) 取付 周囲シーリング 3か所	
⑦	スチールドア	スチール OP塗	塗装塗替え DP塗 (3級) SD-1 W=1200、H=1800 枠共	
⑧	通気管	塩ビ	既存のまま	
⑨	ルームクーラー室外機		既存のまま (冷媒配管共)	
⑩	配管類	塩ビ、金属	既存のまま	
⑪	換気扇フード	ステンレス製	既存のまま	
⑫	金属製はしご	ステンレス製	既存のまま	

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-002	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
		●図面名 仕上表 クラックリスト	●縮尺 NON	



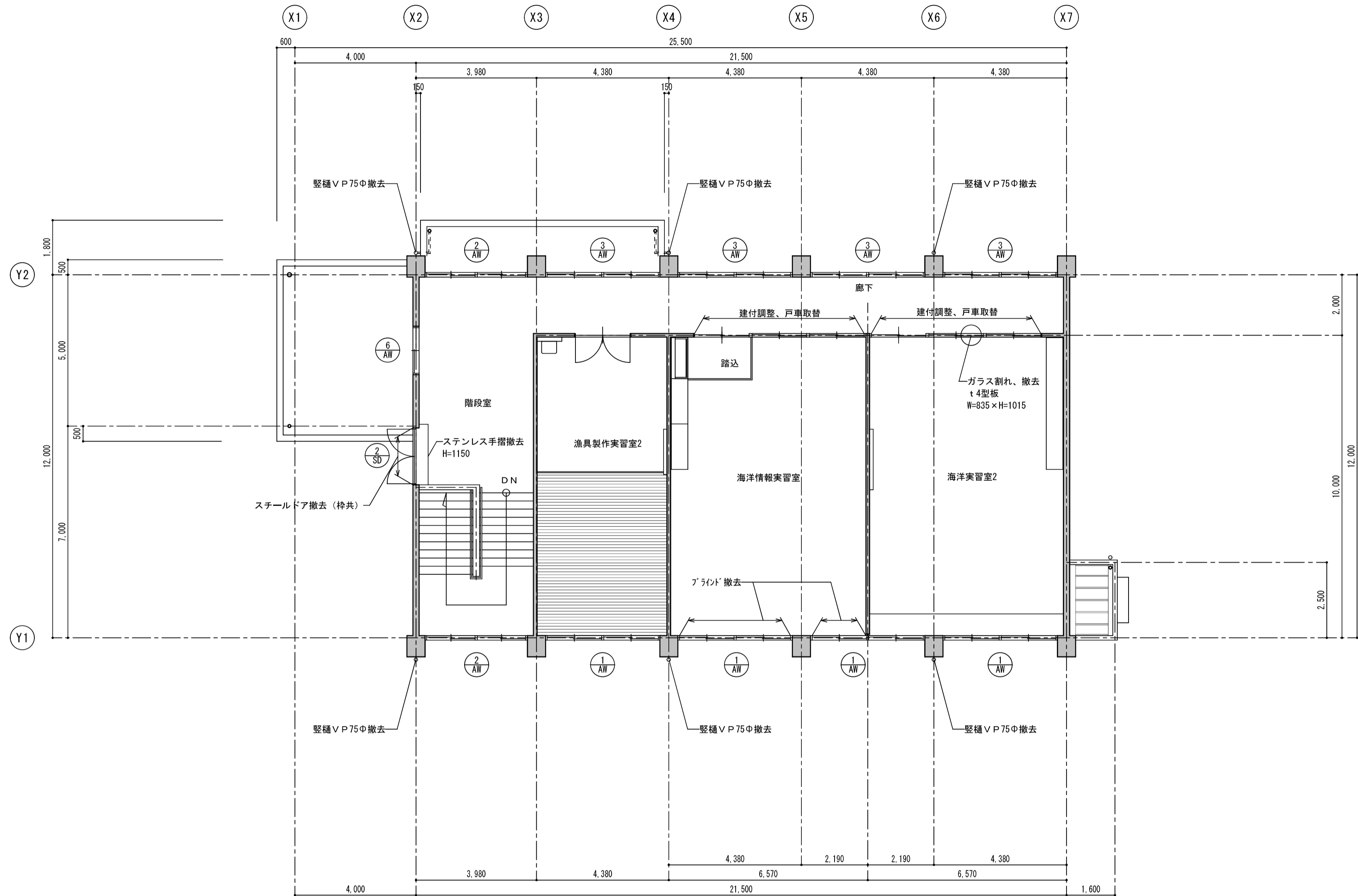
改修前 1階平面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事 ●図面名 改修前 1階平面図	●図面番号 B-003 ●縮尺 1/100	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
------------	---	--------------------------	---



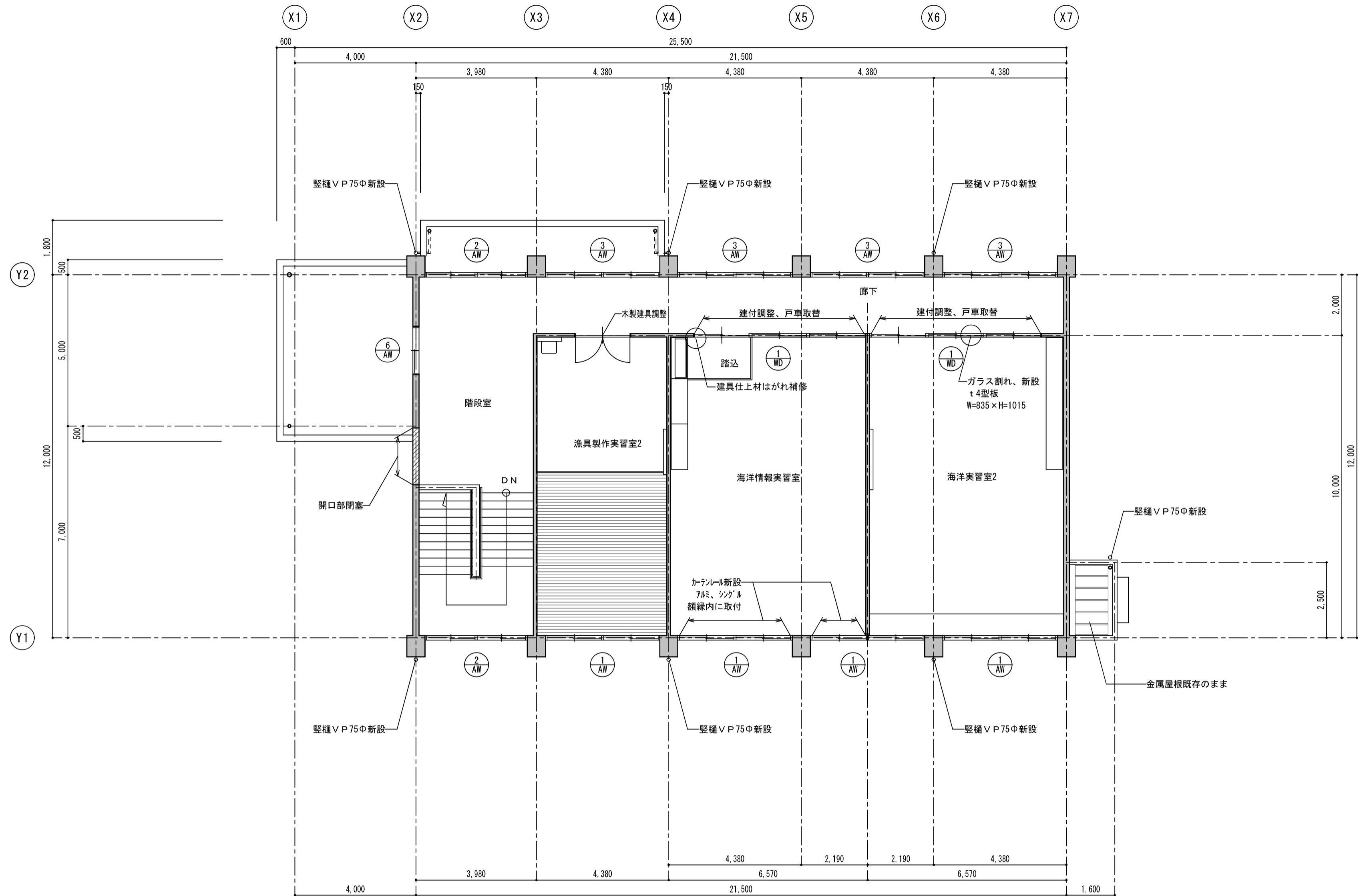
改修後 1階平面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-004	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修後 1階平面図	●縮尺 1/100	



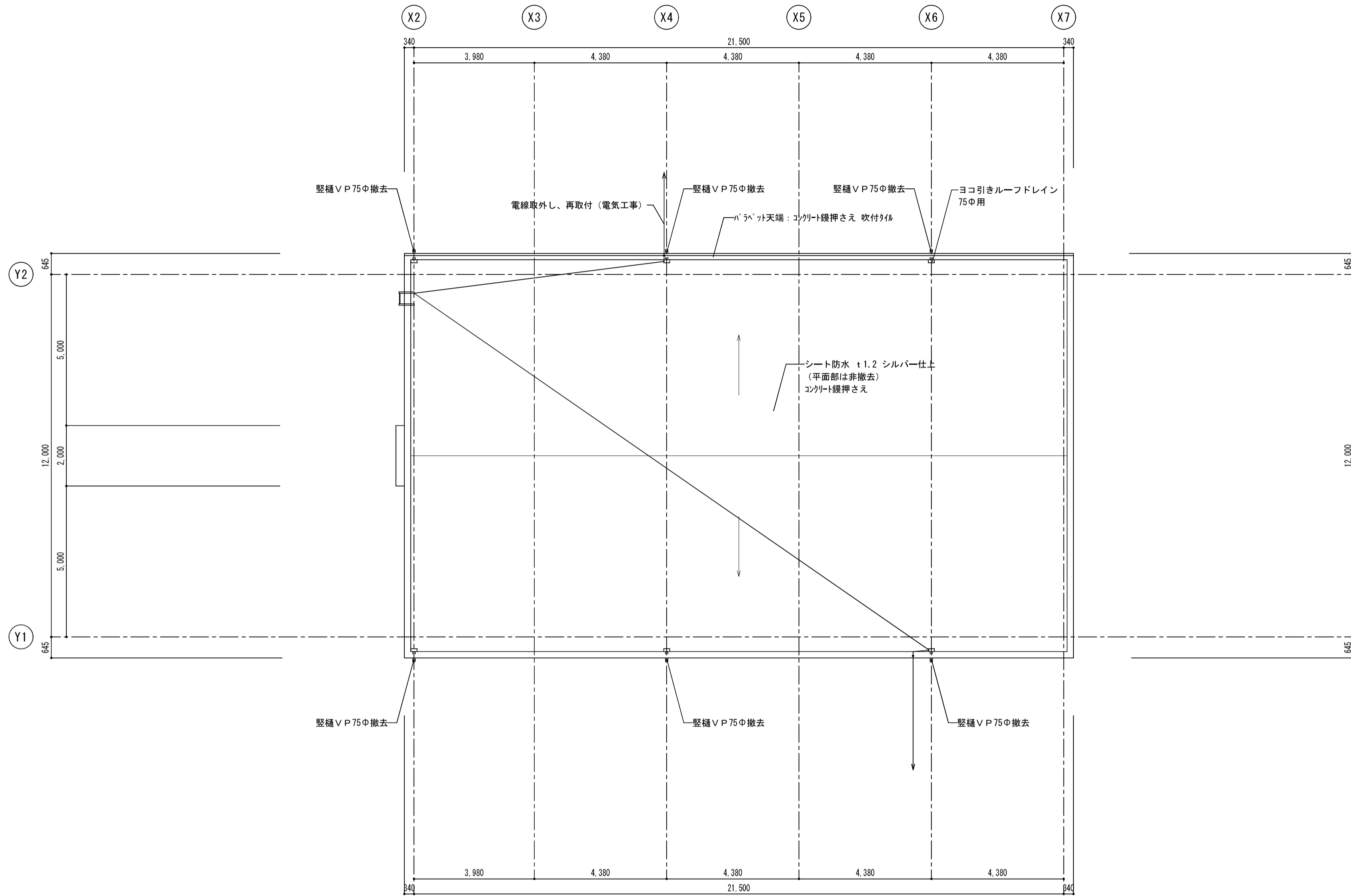
改修前 2階平面図 S = 1/100

徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事 ●図面名 改修前 2階平面図	●図面番号 B-005 ●縮尺 1/100	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
-------------	---	--------------------------	---



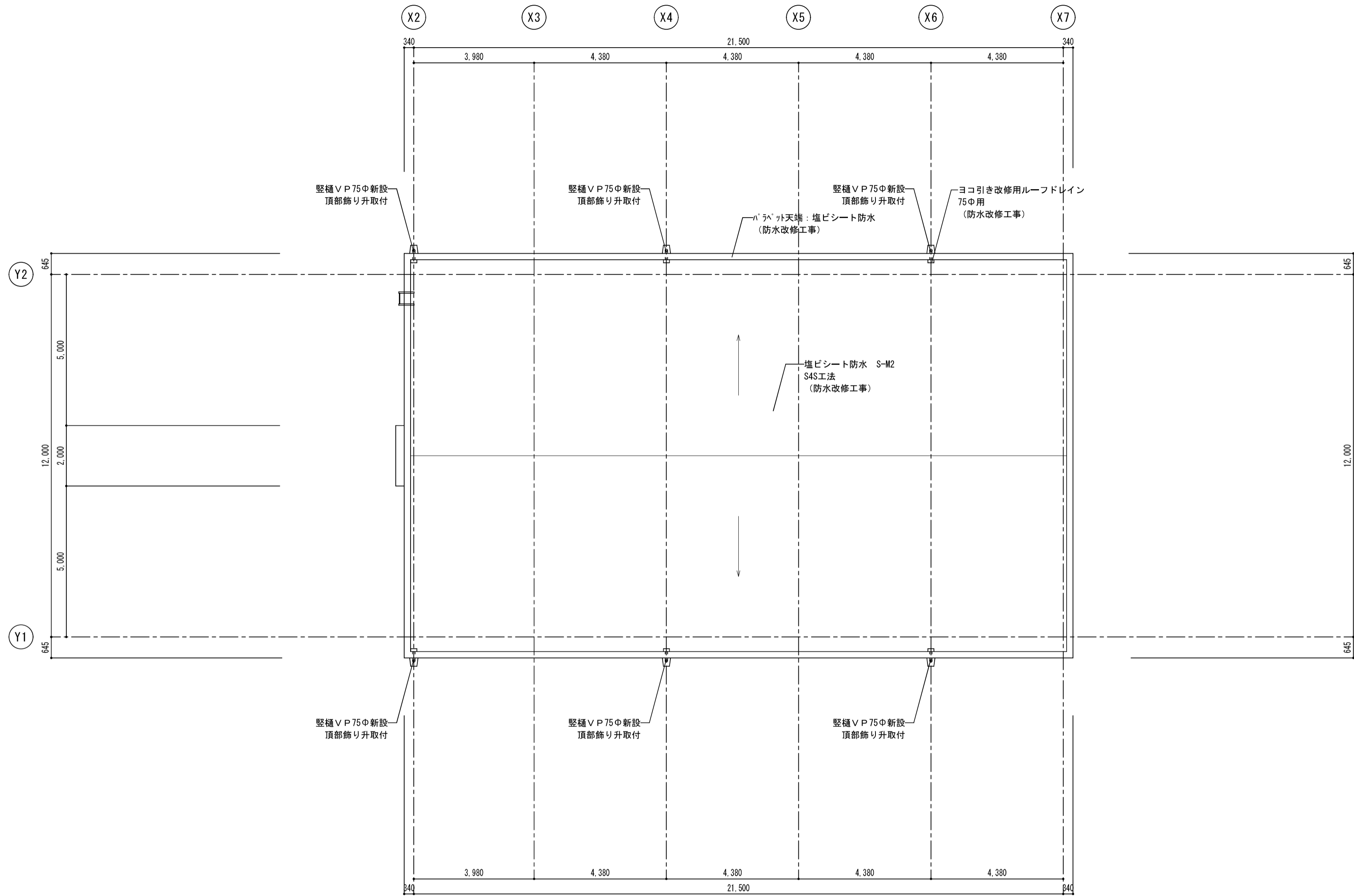
改修後 2階平面図 S=1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事 ●図面名 改修後 2階平面図	●図面番号 B-006 ●縮尺 1/100	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
------------	--	--------------------------	---



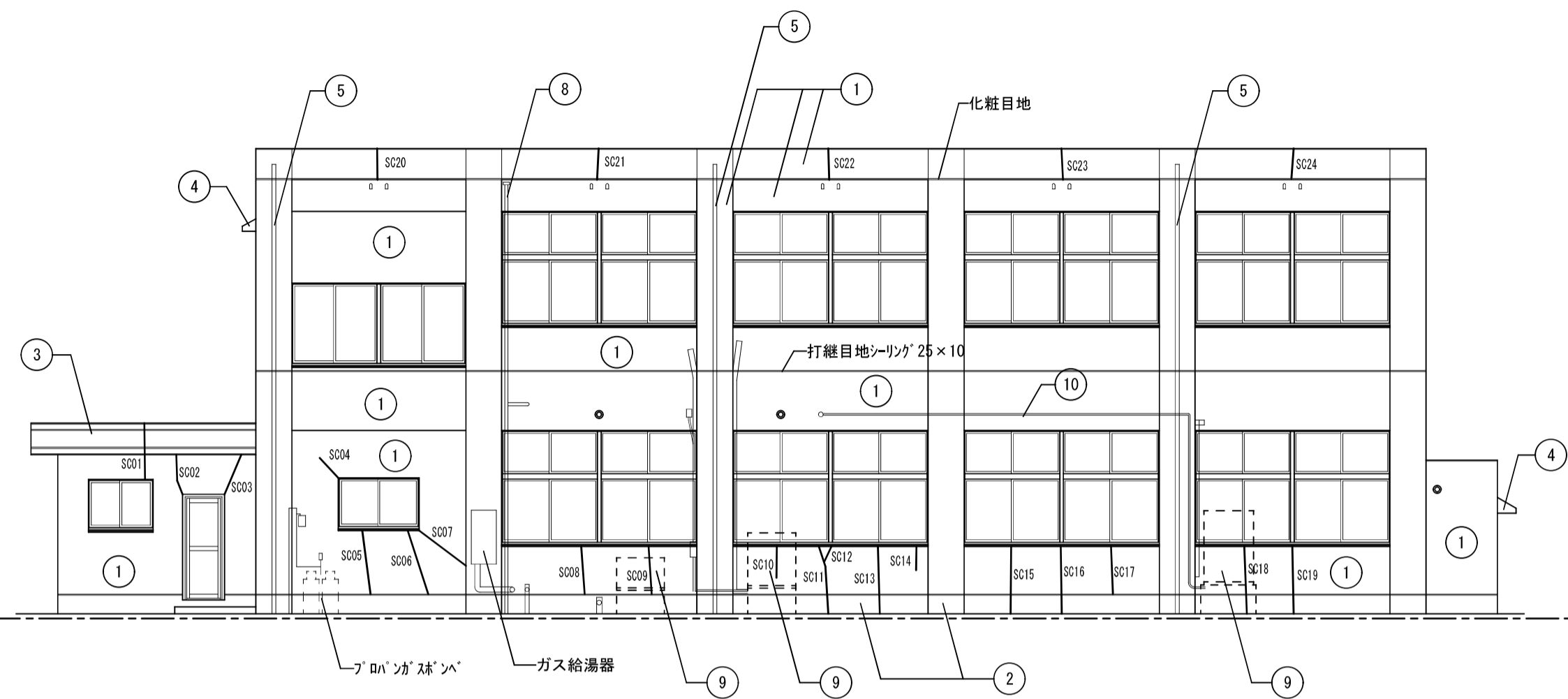
改修前 屋上平面図 S = 1/100

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-007	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司
		●図面名 改修前 屋上平面図	●縮尺 1/100	徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878

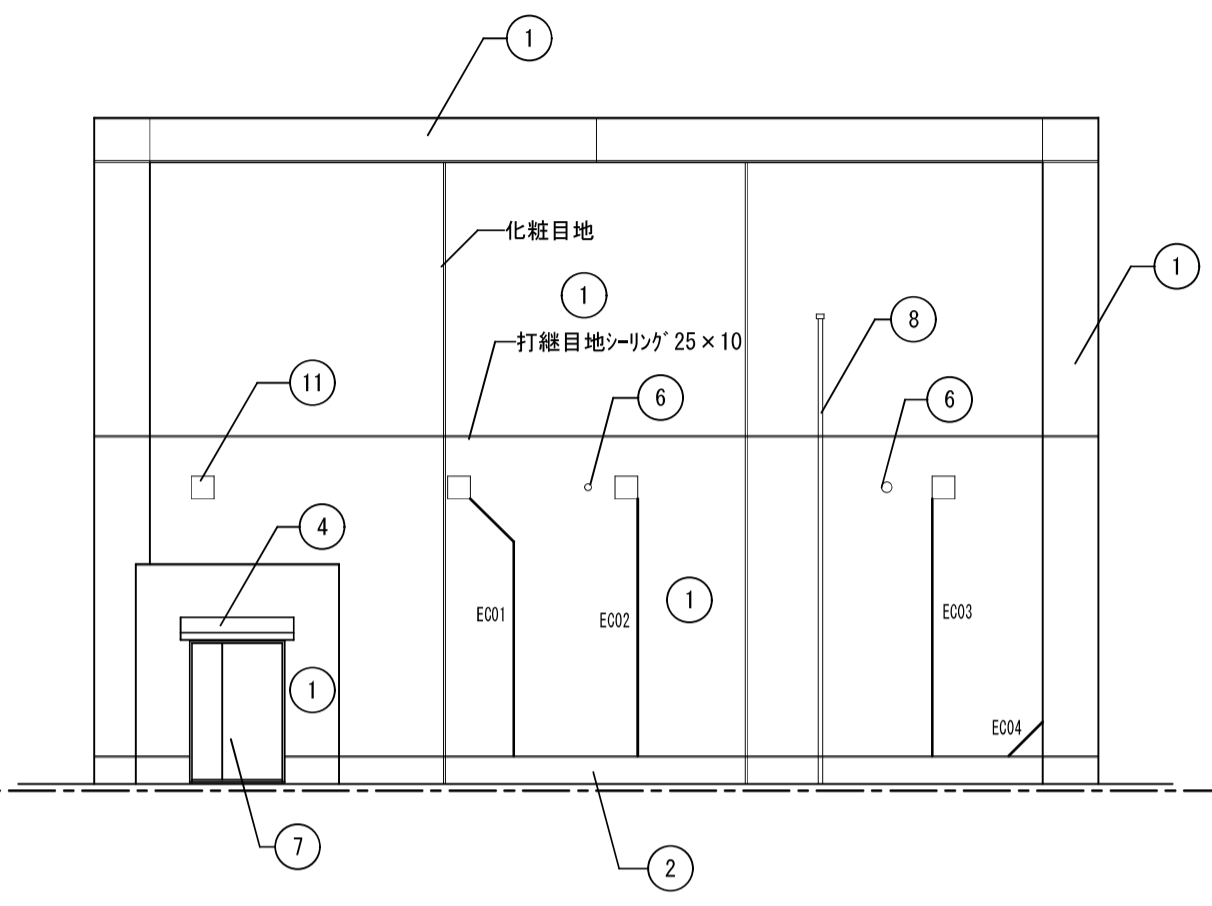


改修後 屋上平面図 S = 1/100

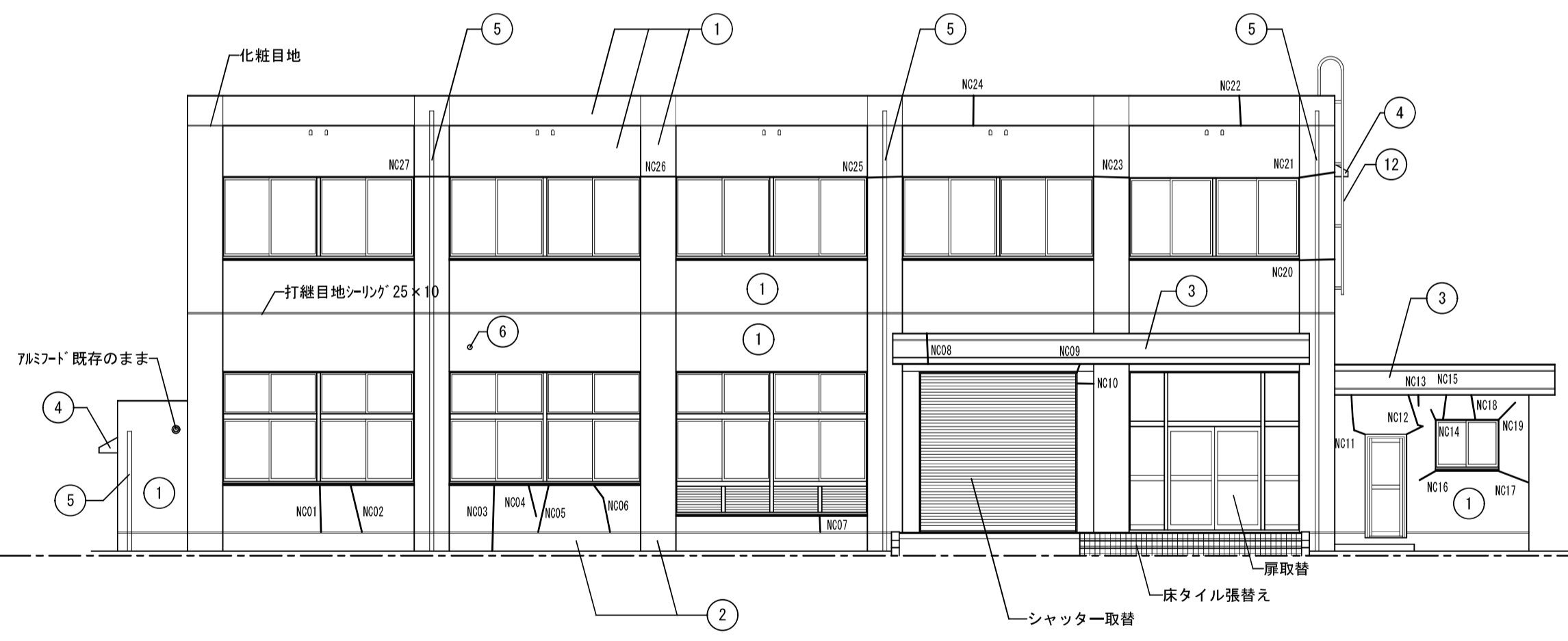
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-008	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修後 屋上平面図	●縮尺 1/100	



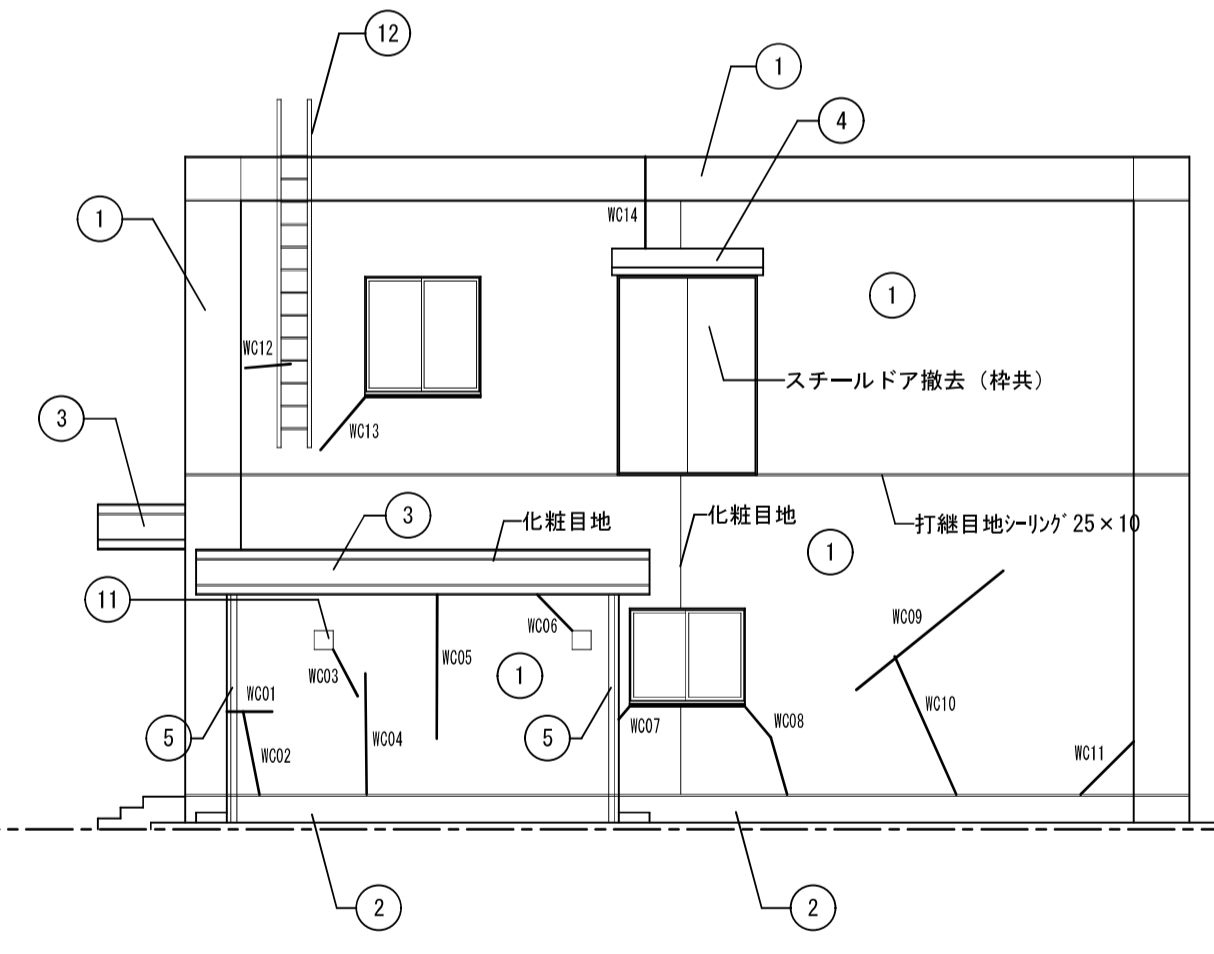
改修前 南側立面図 S = 1/100



改修前 東側立面図 S = 1/100

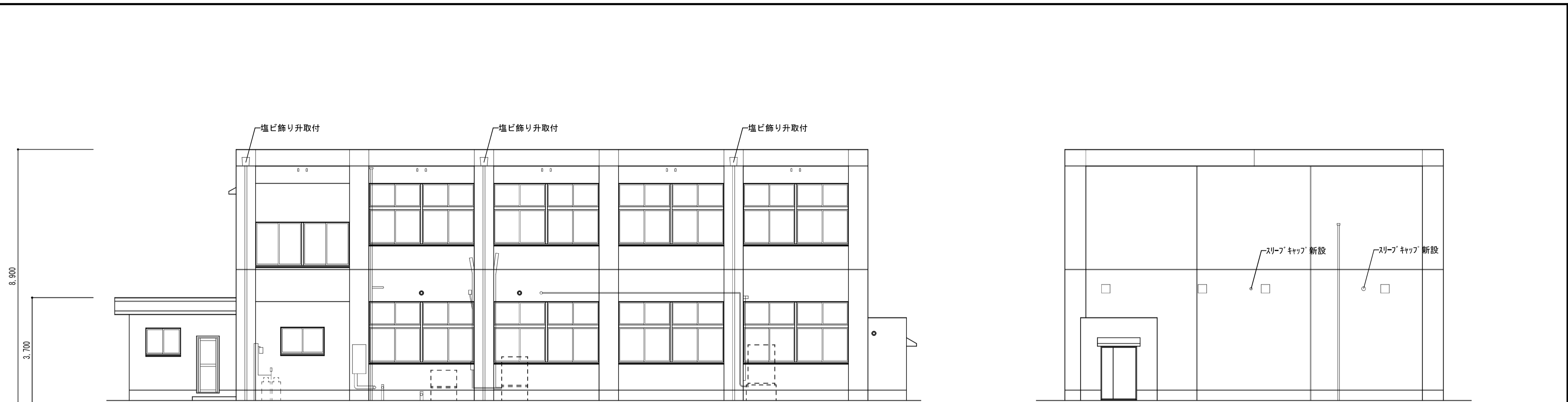


改修前 北側立面図 S = 1/100



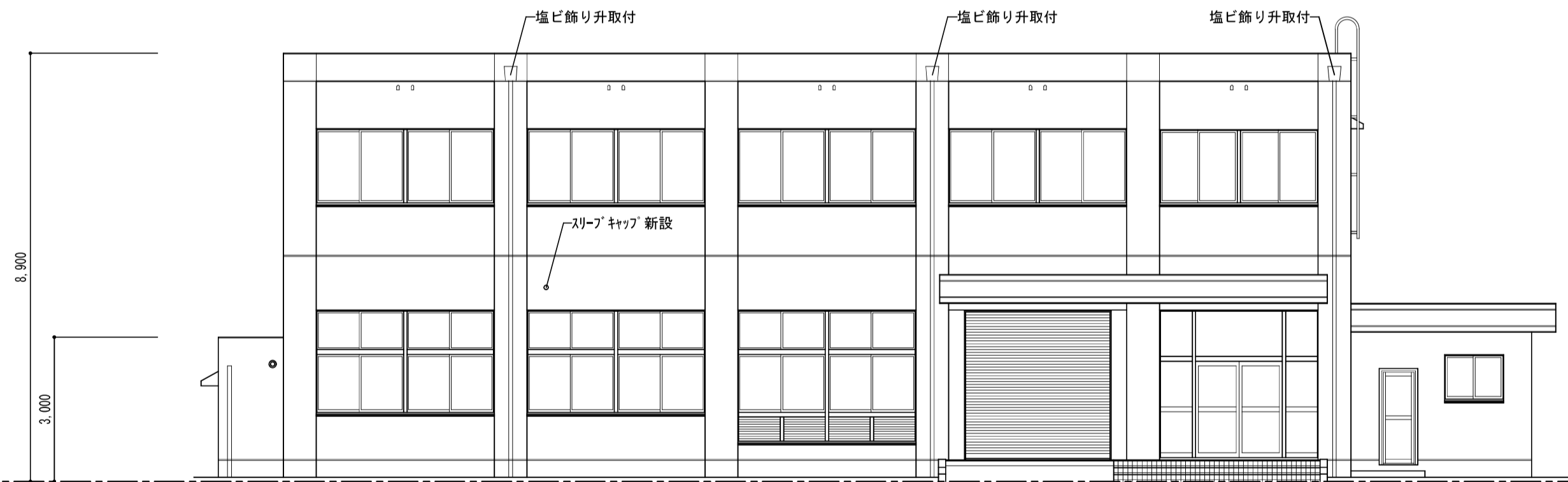
改修前 西側立面図 S = 1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-009	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修前 立面図	●縮尺 1/100	

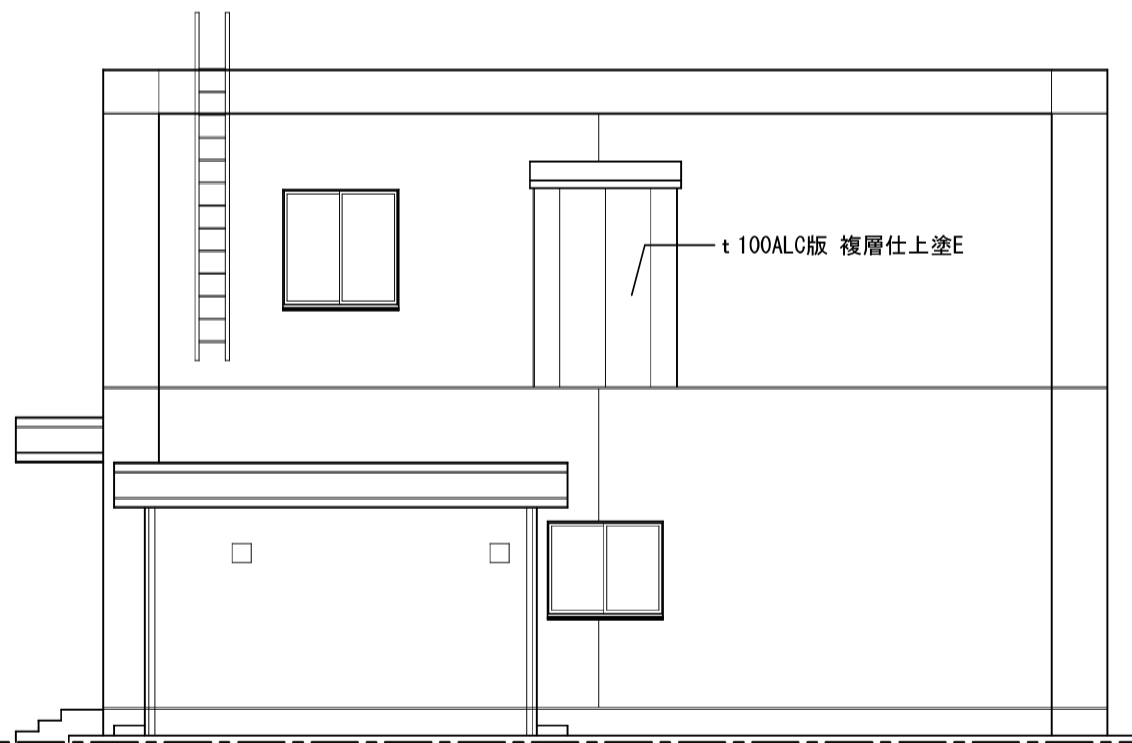


改修後 南側立面図 S = 1/100

改修後 東側立面図 S = 1/100

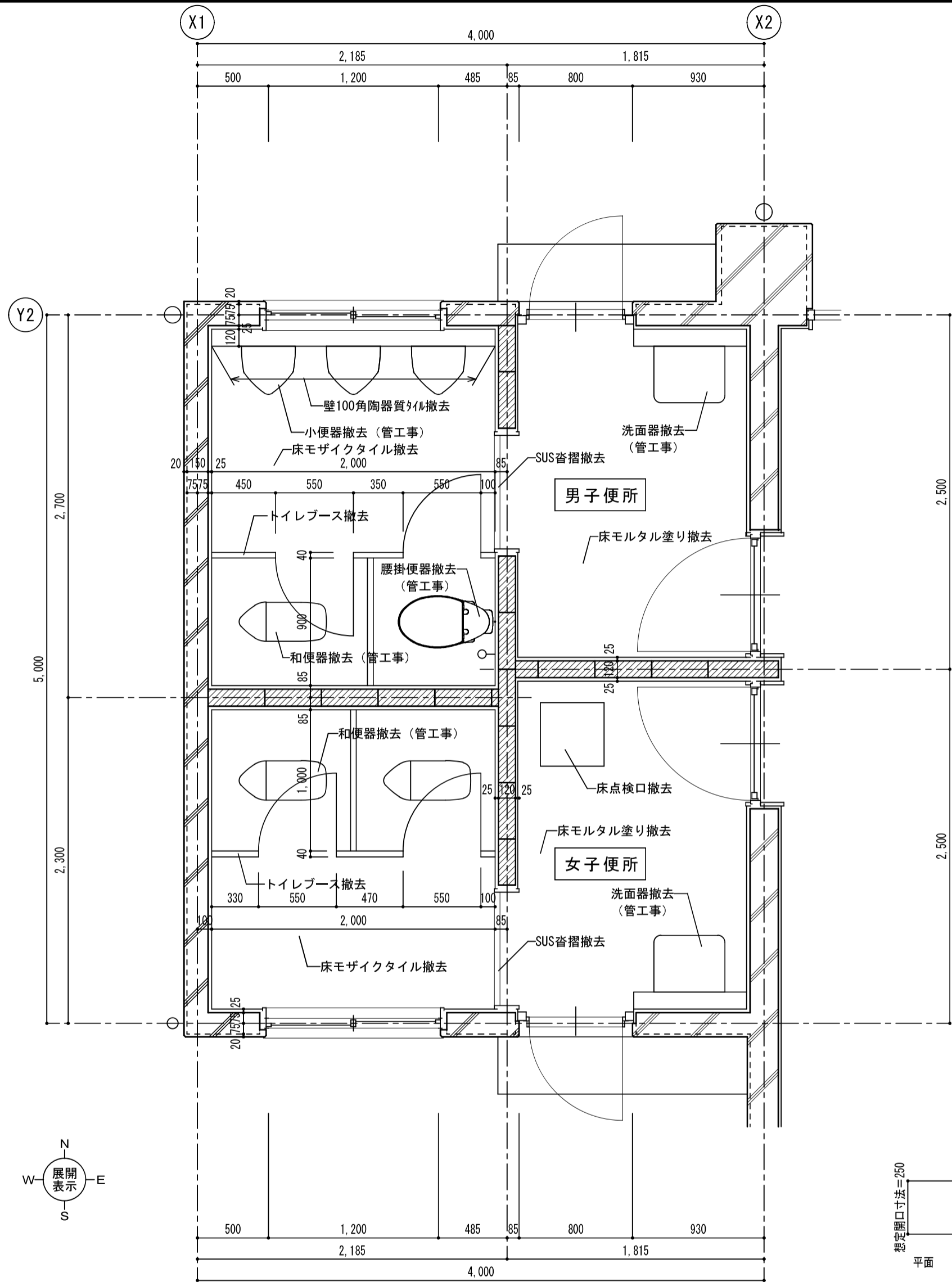


改修後 北側立面図 S = 1/100



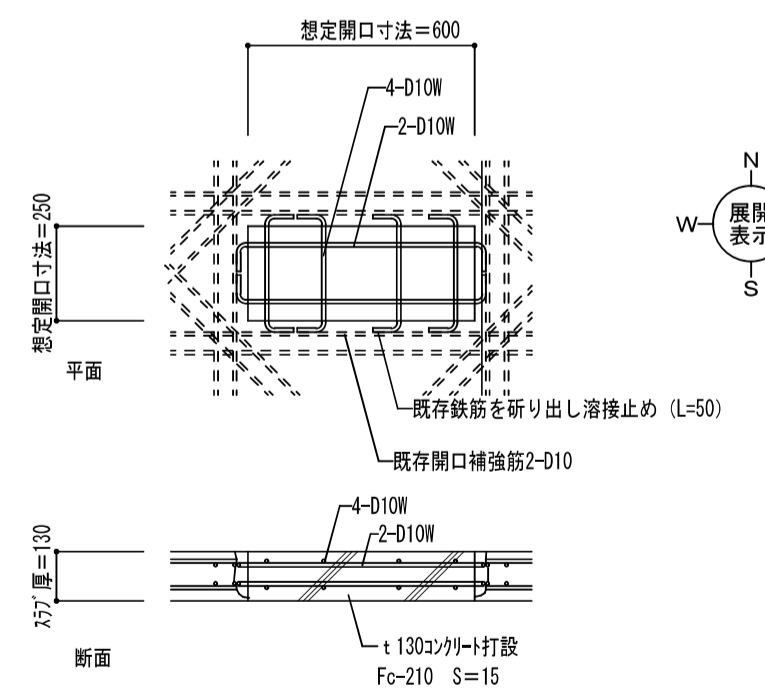
改修後 西側立面図 S = 1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-010	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修後 立面図	●縮尺 1/100	

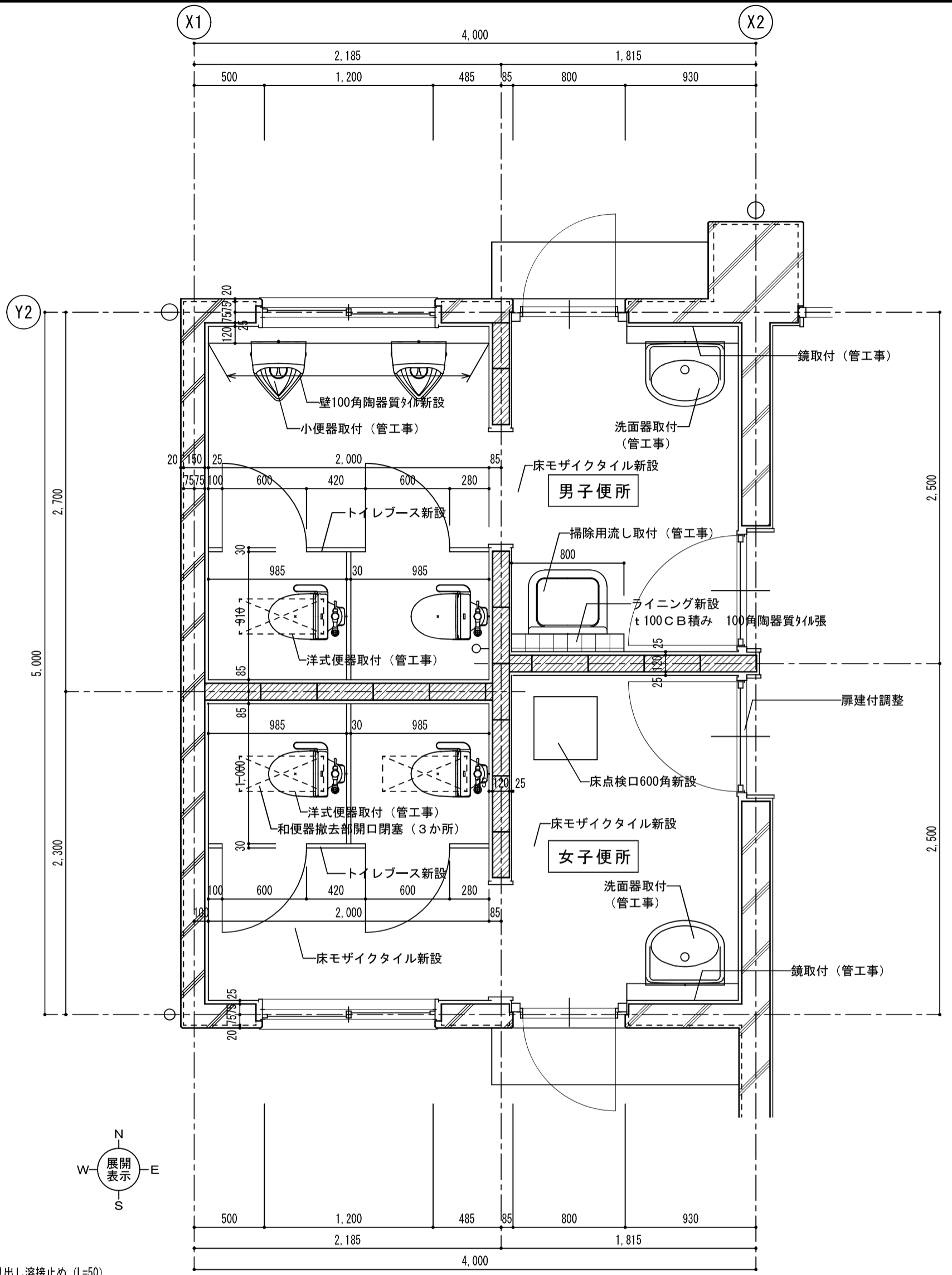


改修前 便所平面詳細図 S = 1/30

- 撤去工事内容
1. 既存床仕上げ全面撤去 (磁器質モザイクタイル張り、モルタル塗り塗床)
 2. 小便器取付面壁 100角陶器質タイル撤去
 3. トイレブース撤去
 4. 衛生器具撤去 (便器、小便器、洗面器) (管工事)
 5. 照明器具撤去 (電気工事)



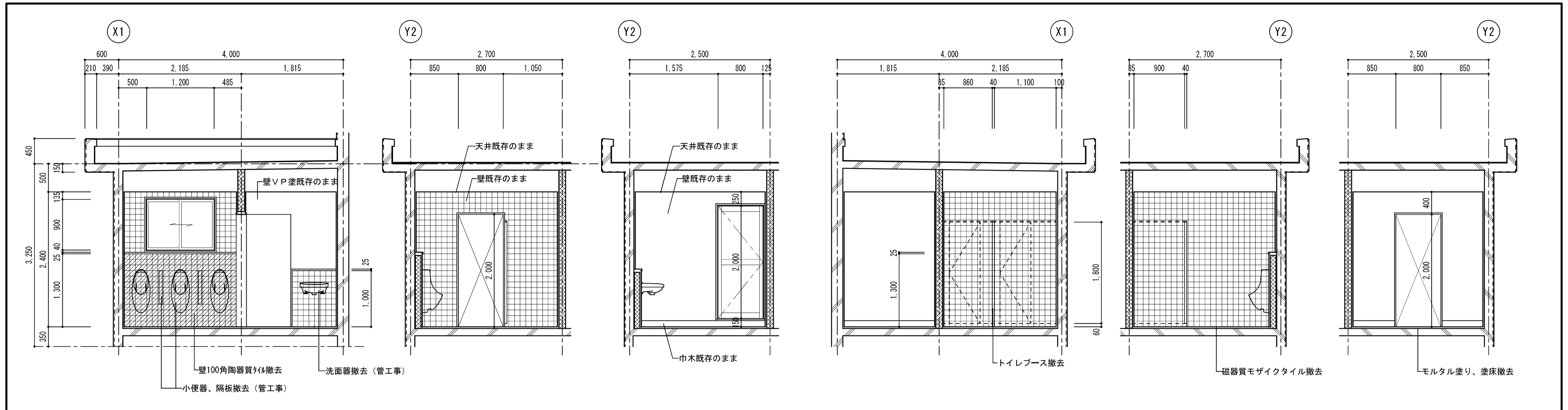
和便器撤去部開口閉塞詳細図 S = 1/20



改修後 便所平面詳細図 S = 1/30

- 改修内容
1. 床仕上げ (全面 磁器質モザイクタイル張り)
 2. 小便器取付面壁 100角陶器質タイル張り
 3. トイレブース設置
 4. 扉建付調整
 5. 衛生器具設置 (便器、小便器、洗面器、掃除用流し、鏡) (管工事)
 6. LED照明器具設置 (電気工事)

徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリノキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-012	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修前・後 便所平面詳細図	●縮尺 1/30	



N面

E面 (便所)

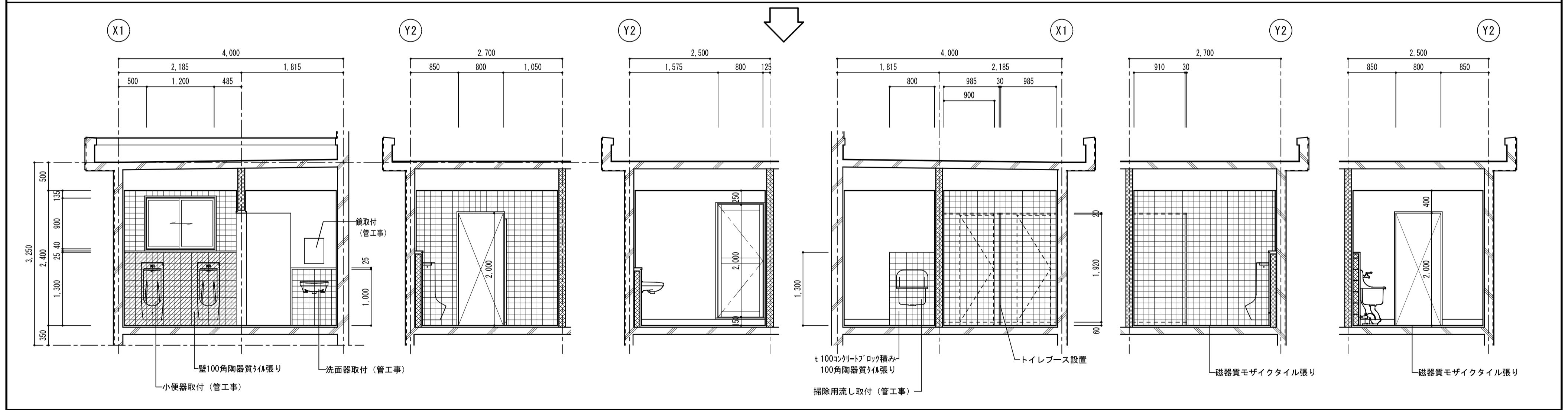
E面 (洗面)

改修前 男子便所 展開図 S=1/50

S面

W面 (便所)

W面 (洗面)



N面

E面 (便所)

E面 (洗面)

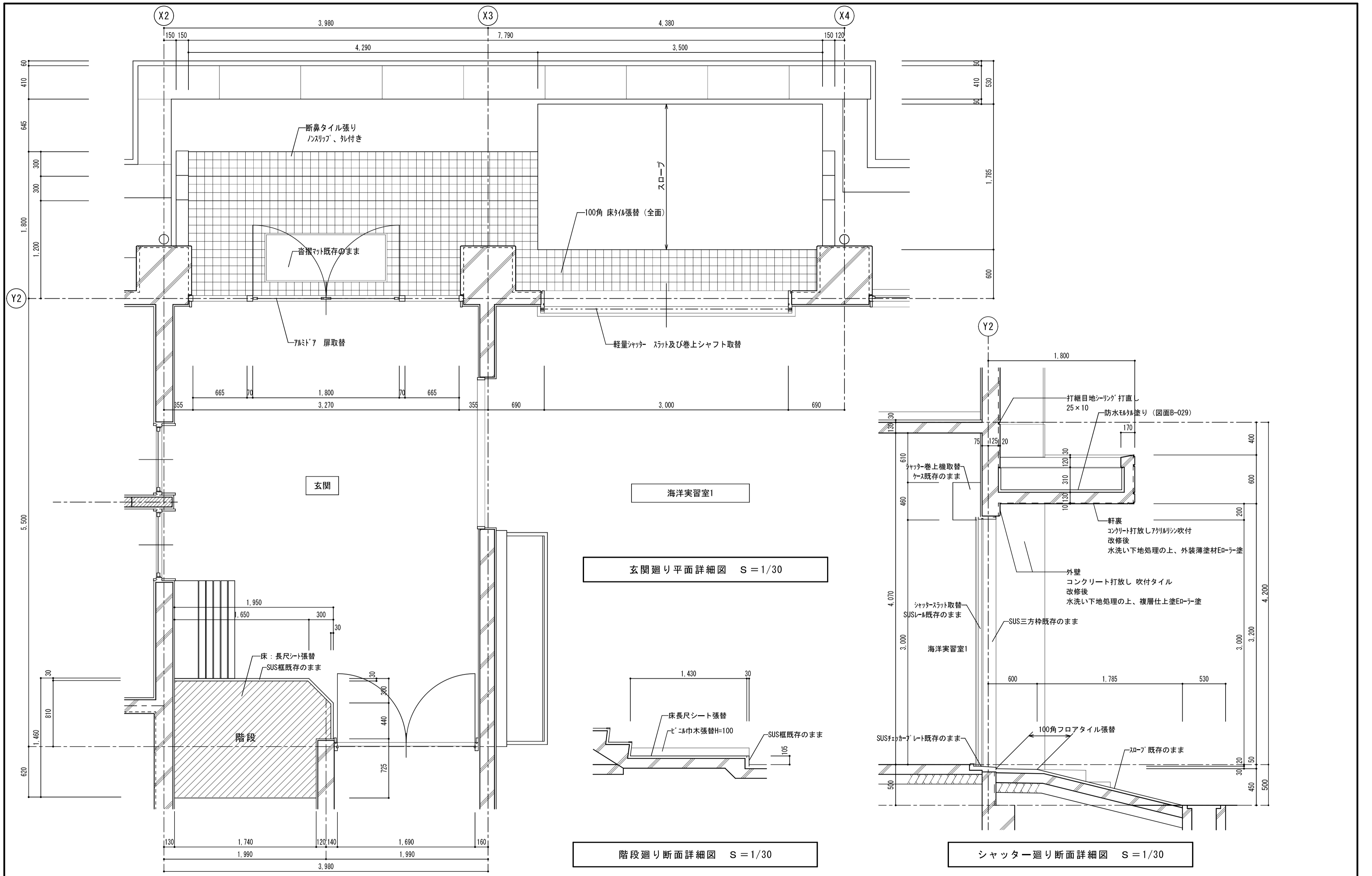
改修後 男子便所 展開図 S=1/50

S面

W面 (便所)

W面 (洗面)

	徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R4 宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事 ●図面名 改修前・後 男子便所展開図	●図面番号 B-013 ●縮尺 1/50	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
--	-------------	--	-------------------------	---

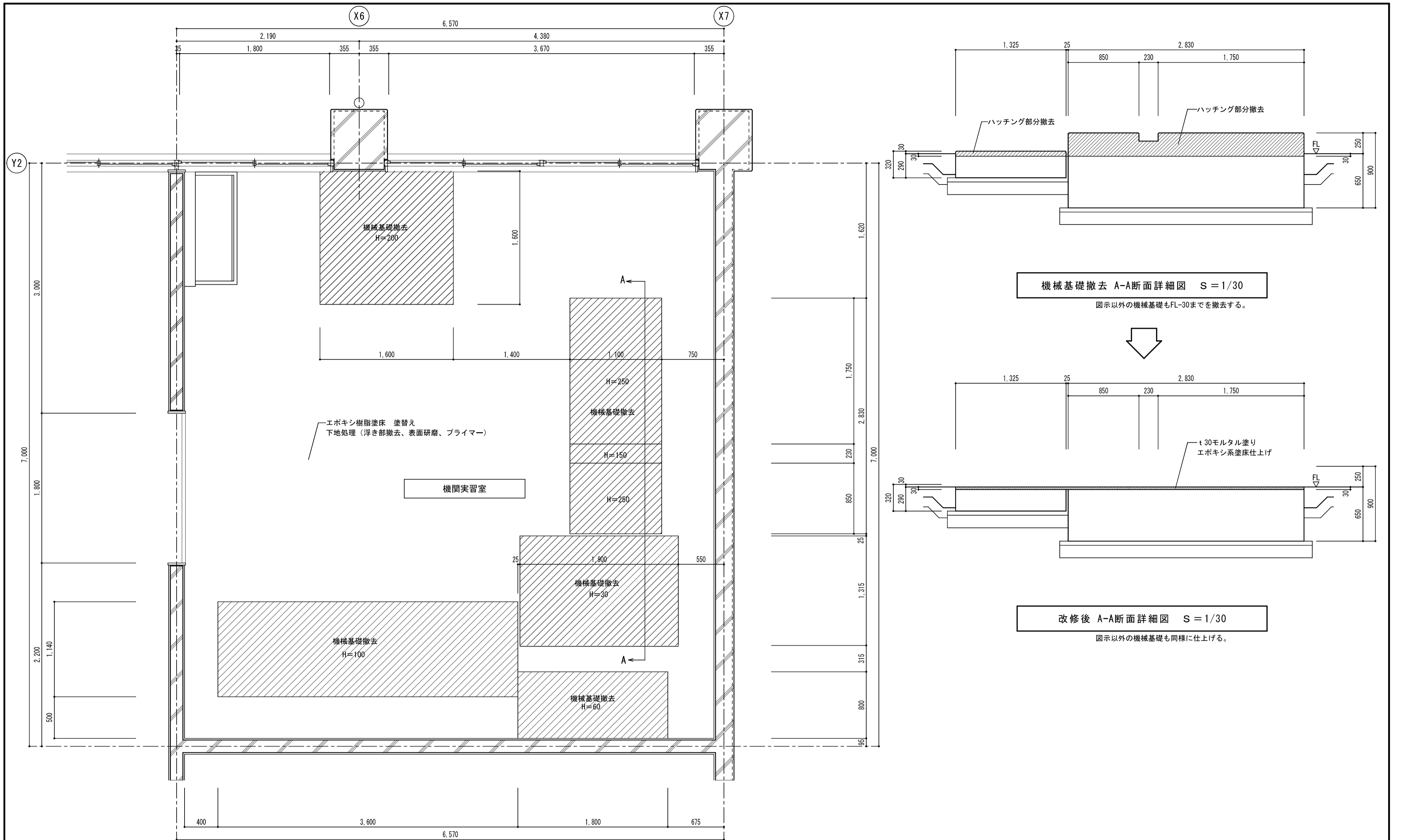


玄関廻り平面詳細図 S = 1/30

階段廻り断面詳細図 S = 1/30

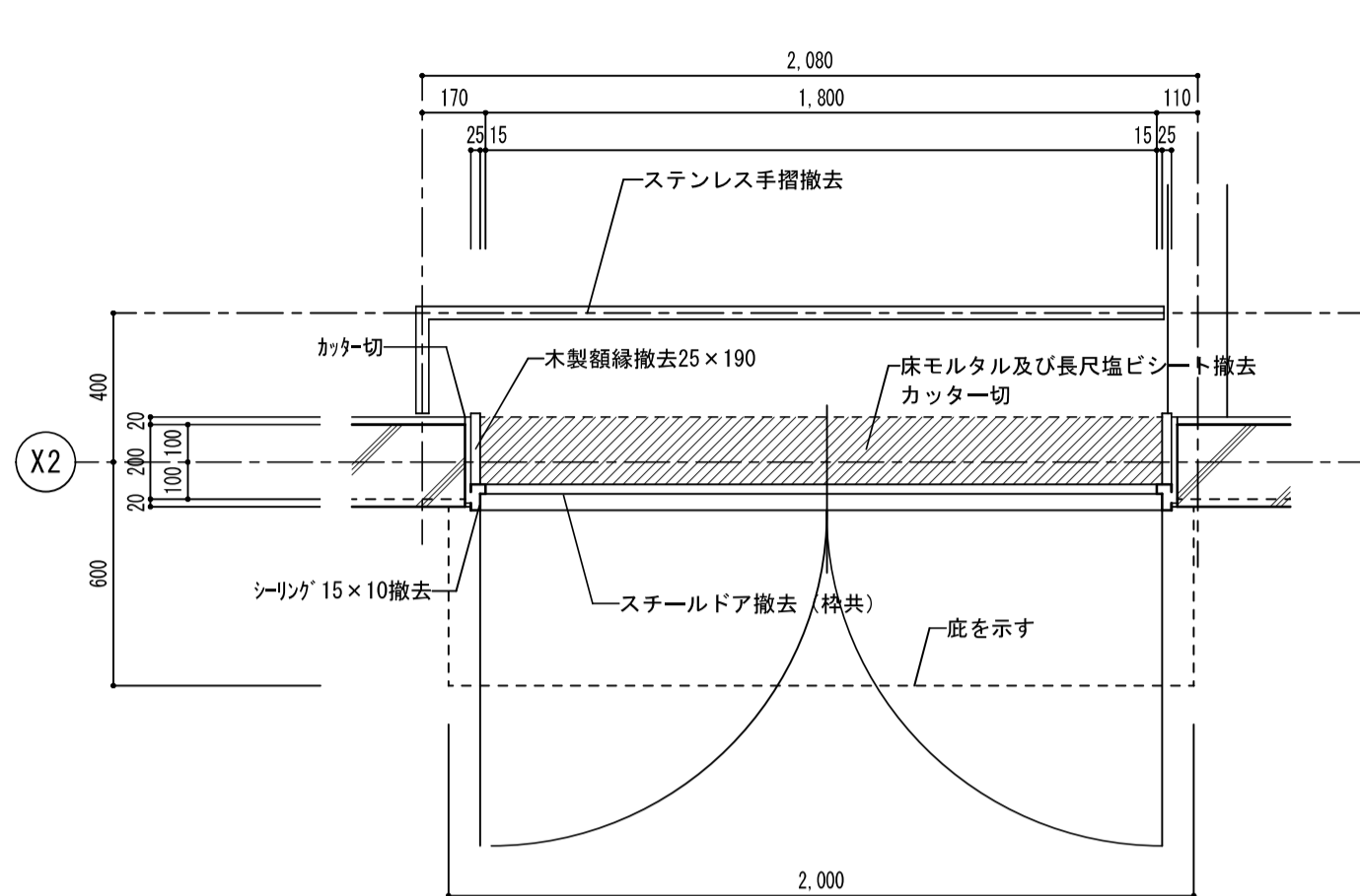
シャッター廻り断面詳細図 S = 1/30

徳島県土整備部営繕課	●工事名	R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号	B-014	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名	玄関廻り平面詳細図 断面詳細図	●縮尺	1/30	

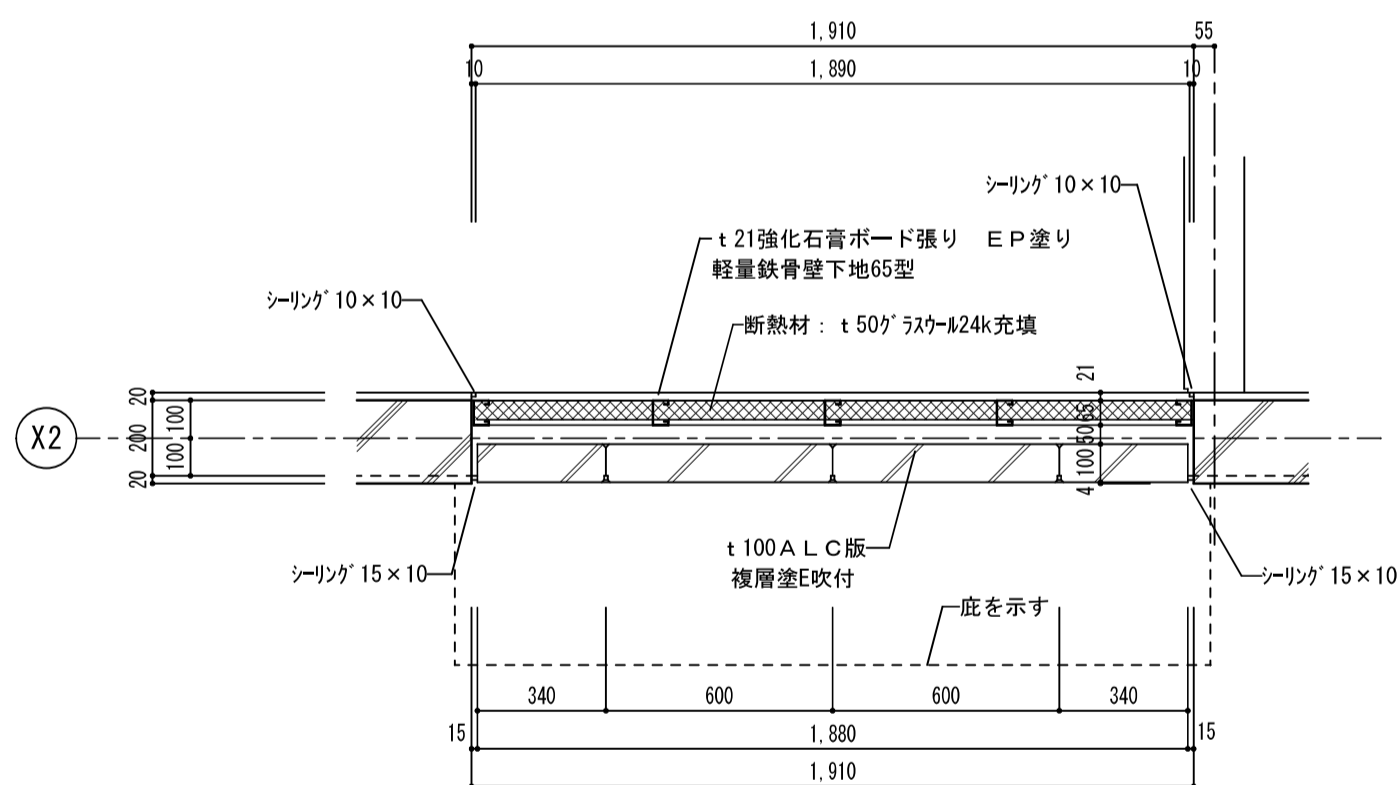


機関実習室平面詳細図 S = 1/30

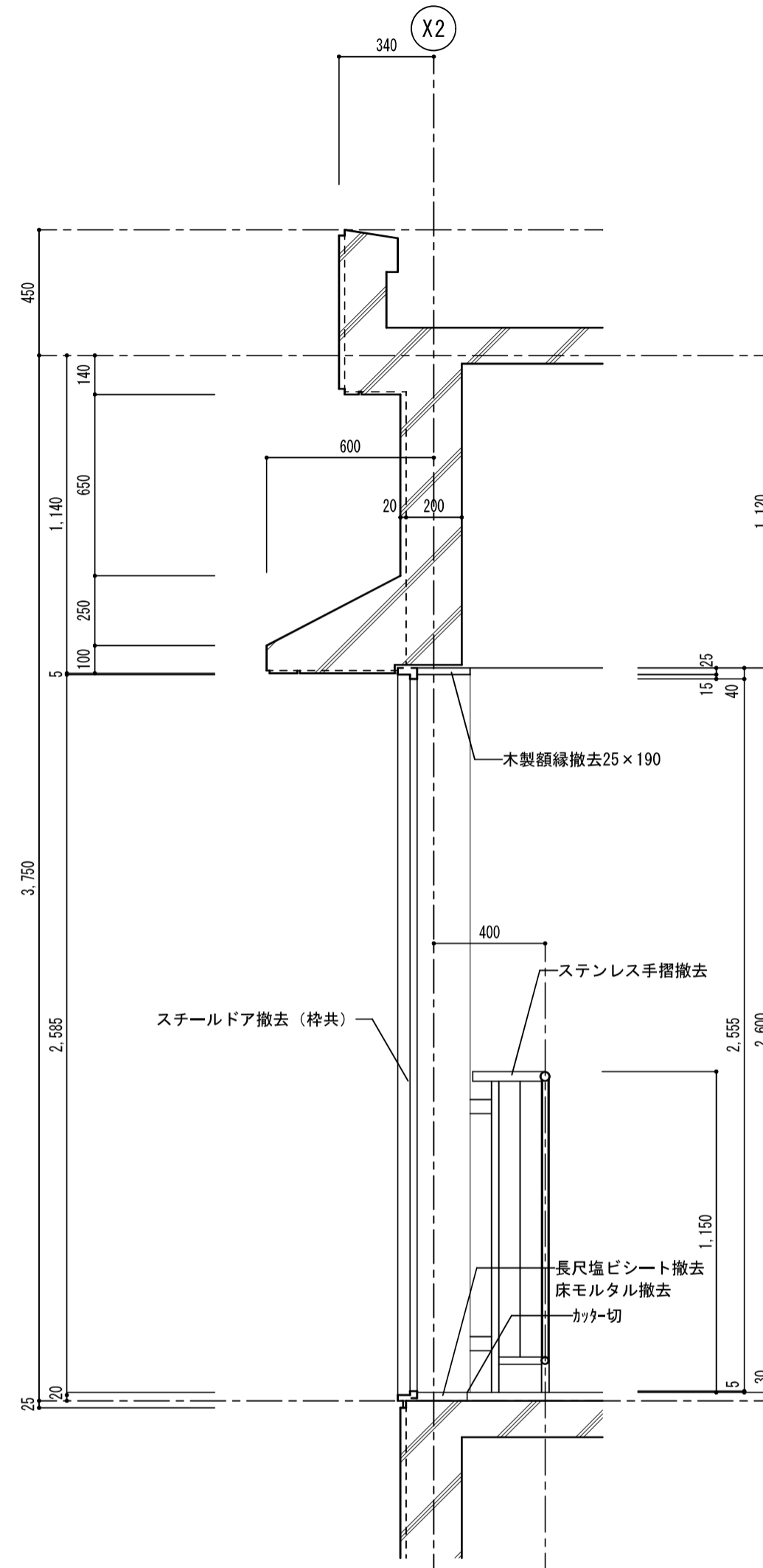
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 4 宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-015	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 機関実習室平面詳細図 機械基礎撤去詳細図	●縮尺 1/30	



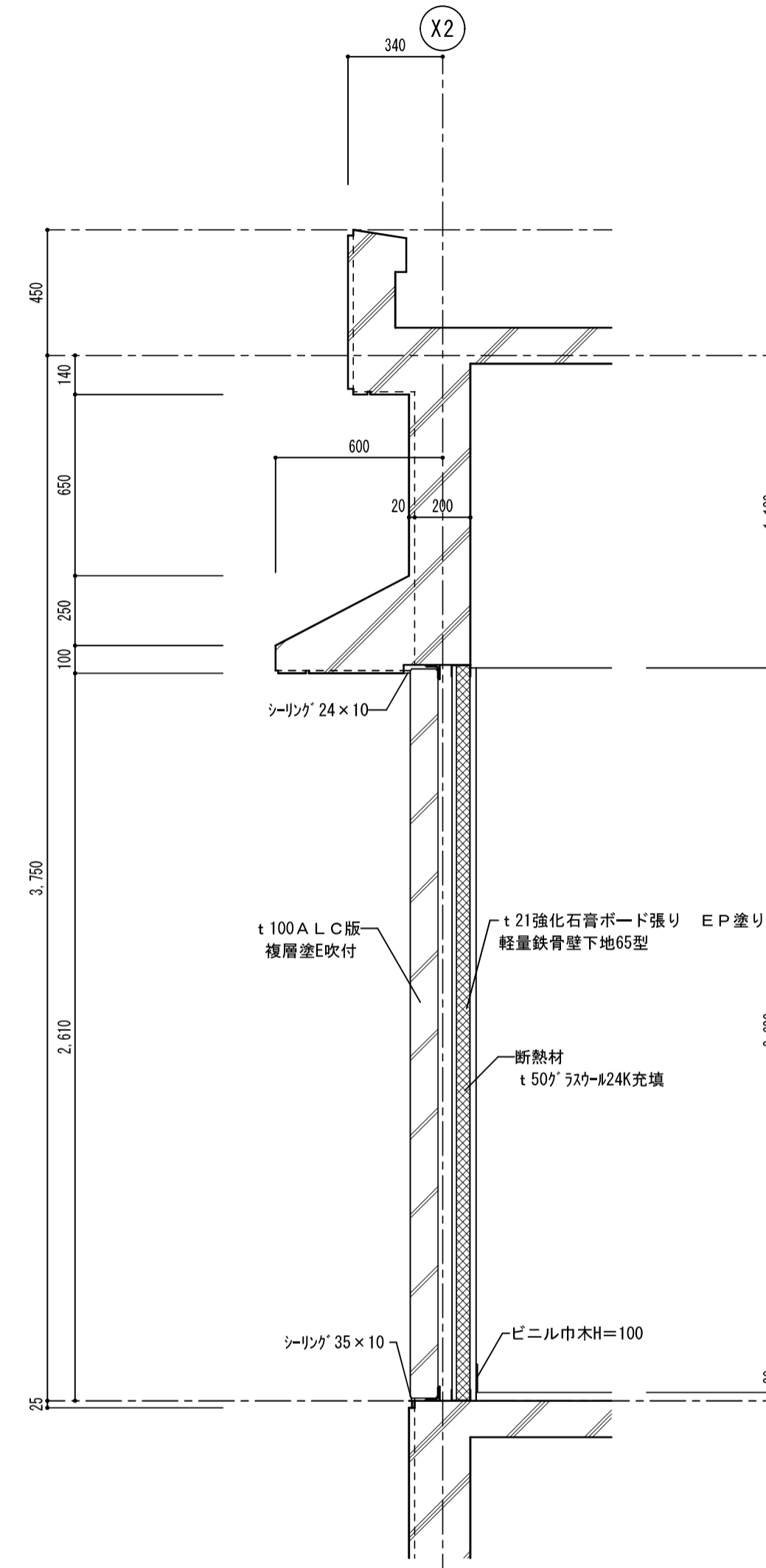
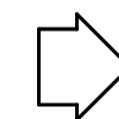
改修前 2階ホール搬入口 平面詳細図 S=1/20



改修後 2階ホール搬入口 平面詳細図 S=1/20



改修前 2階ホール搬入口 断面詳細図 S=1/20

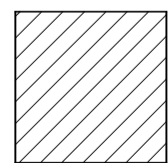
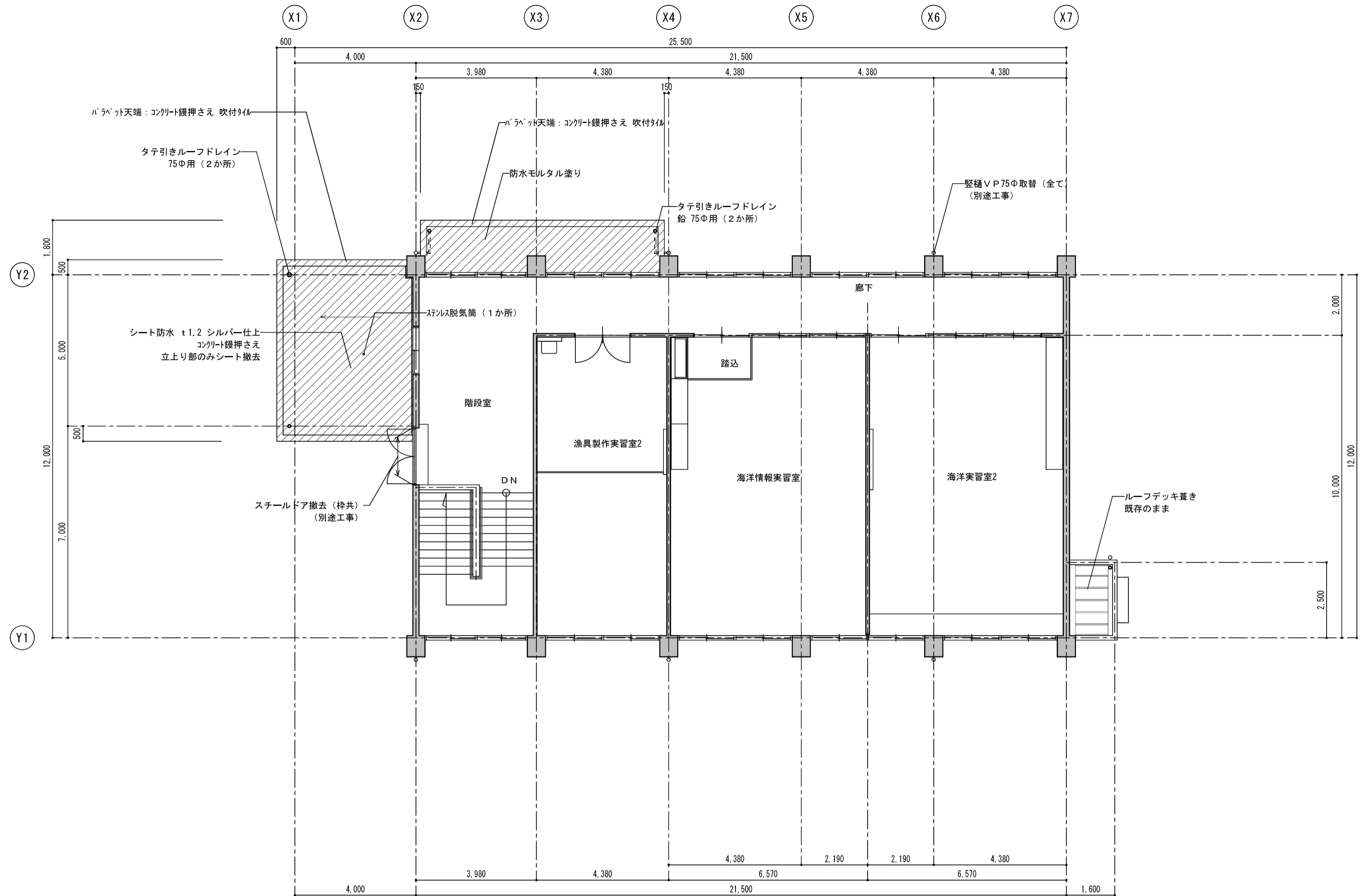


改修後 2階ホール搬入口 断面詳細図 S=1/20

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-016	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修前・後 2階ホール搬入口 平面詳細図 断面詳細図	●縮尺 1/20	

符号 形式	① AD 欄間袖付き両開アルミドア	① SS 軽量シャッター	① WD 木製引違フラスコ戸及び引違ガラス窓																																																																																																		
形状																																																																																																					
場所 数量	玄関 1	海洋実習室1 1	2階廊下 2																																																																																																		
材料 見込	アルミ 70	スラット: t0.8塗装亜鉛メッキ鋼板 座板: SUS	木製																																																																																																		
ガラス	取替部のみ t6.8アミ入りガラス撤去、t5強化ガラス(シーリング留め)		割れ部取替 t4型板																																																																																																		
金物	SUSピボットヒンジ、ドアクローザー、フランス落とし、本締シリンダー錠、SUS取手(L=450)取替	巻上機取替	戸車取替(全て)																																																																																																		
備考	枠及びFIX部分は、既存のままとする。警備センサー取付部は打ち合わせによる	レール及びケースは既存のまま	建付け調整																																																																																																		
符号 形式	① TB トイレブース																																																																																																				
形状			<p>建具リスト</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>形式</th> <th>W</th> <th>H</th> <th>数量</th> <th>シーリング</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① AW</td> <td>欄間付き2連引違アルミ窓</td> <td>3670</td> <td>2100</td> <td>10</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>② AW</td> <td>2連引違アルミ窓</td> <td>3270</td> <td>1500</td> <td>2</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>③ AW</td> <td>2連引違アルミ窓</td> <td>3670</td> <td>1500</td> <td>4</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>④ AW</td> <td>引違アルミ窓</td> <td>1500</td> <td>900</td> <td>1</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>⑤ AW</td> <td>引違アルミ窓</td> <td>1500</td> <td>1200</td> <td>1</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>⑥ AW</td> <td>引違アルミ窓</td> <td>1500</td> <td>1500</td> <td>1</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>⑦ AW</td> <td>引違アルミ窓</td> <td>1200</td> <td>900</td> <td>2</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>⑧ AW</td> <td>欄間付き2連引違アルミ窓</td> <td>3670</td> <td>2700</td> <td>1</td> <td>10×10 5方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>① AD</td> <td>欄間袖付き両開アルミドア</td> <td>3270</td> <td>3040</td> <td>1</td> <td>10×10 3方</td> <td>ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)</td> </tr> <tr> <td>② AD</td> <td>住宅用片開アルミドア</td> <td>800</td> <td>2000</td> <td>2</td> <td>なし</td> <td>後付けサッシの為、寸法は躯体開口</td> </tr> <tr> <td>① SD</td> <td>両開スチールドア</td> <td>1200</td> <td>1800</td> <td>1</td> <td>10×10 3方</td> <td>塗装塗替え(枠共) DP塗(3級)</td> </tr> <tr> <td>② SD</td> <td>両開スチールドア</td> <td>1800</td> <td>2555</td> <td>1</td> <td></td> <td>撤去、閉塞</td> </tr> <tr> <td>① SS</td> <td>軽量バランスシャッター</td> <td>3000</td> <td>3000</td> <td>1</td> <td>15×10 3方</td> <td>スラット、巻き上げシャフト取替</td> </tr> </tbody> </table>	記号	形式	W	H	数量	シーリング	備考	① AW	欄間付き2連引違アルミ窓	3670	2100	10	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	② AW	2連引違アルミ窓	3270	1500	2	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	③ AW	2連引違アルミ窓	3670	1500	4	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	④ AW	引違アルミ窓	1500	900	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	⑤ AW	引違アルミ窓	1500	1200	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	⑥ AW	引違アルミ窓	1500	1500	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	⑦ AW	引違アルミ窓	1200	900	2	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	⑧ AW	欄間付き2連引違アルミ窓	3670	2700	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	① AD	欄間袖付き両開アルミドア	3270	3040	1	10×10 3方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)	② AD	住宅用片開アルミドア	800	2000	2	なし	後付けサッシの為、寸法は躯体開口	① SD	両開スチールドア	1200	1800	1	10×10 3方	塗装塗替え(枠共) DP塗(3級)	② SD	両開スチールドア	1800	2555	1		撤去、閉塞	① SS	軽量バランスシャッター	3000	3000	1	15×10 3方	スラット、巻き上げシャフト取替
記号	形式	W	H	数量	シーリング	備考																																																																																															
① AW	欄間付き2連引違アルミ窓	3670	2100	10	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
② AW	2連引違アルミ窓	3270	1500	2	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
③ AW	2連引違アルミ窓	3670	1500	4	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
④ AW	引違アルミ窓	1500	900	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
⑤ AW	引違アルミ窓	1500	1200	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
⑥ AW	引違アルミ窓	1500	1500	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
⑦ AW	引違アルミ窓	1200	900	2	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
⑧ AW	欄間付き2連引違アルミ窓	3670	2700	1	10×10 5方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
① AD	欄間袖付き両開アルミドア	3270	3040	1	10×10 3方	ガラス留ビード撤去、ガラス留シーリング(内外)																																																																																															
② AD	住宅用片開アルミドア	800	2000	2	なし	後付けサッシの為、寸法は躯体開口																																																																																															
① SD	両開スチールドア	1200	1800	1	10×10 3方	塗装塗替え(枠共) DP塗(3級)																																																																																															
② SD	両開スチールドア	1800	2555	1		撤去、閉塞																																																																																															
① SS	軽量バランスシャッター	3000	3000	1	15×10 3方	スラット、巻き上げシャフト取替																																																																																															
場所 数量	男子・女子便所 2																																																																																																				
材料 見込	高圧メラミン樹脂化粧板(パーティクルボードまたは、MDF芯) 30																																																																																																				
ガラス																																																																																																					
金物	アルミエッジ、SUS巾木、アルミ笠木、グレビティヒンジ、表示錠、戸当たり、戸当たり帽子掛け																																																																																																				
備考	既存トイレブース撤去																																																																																																				

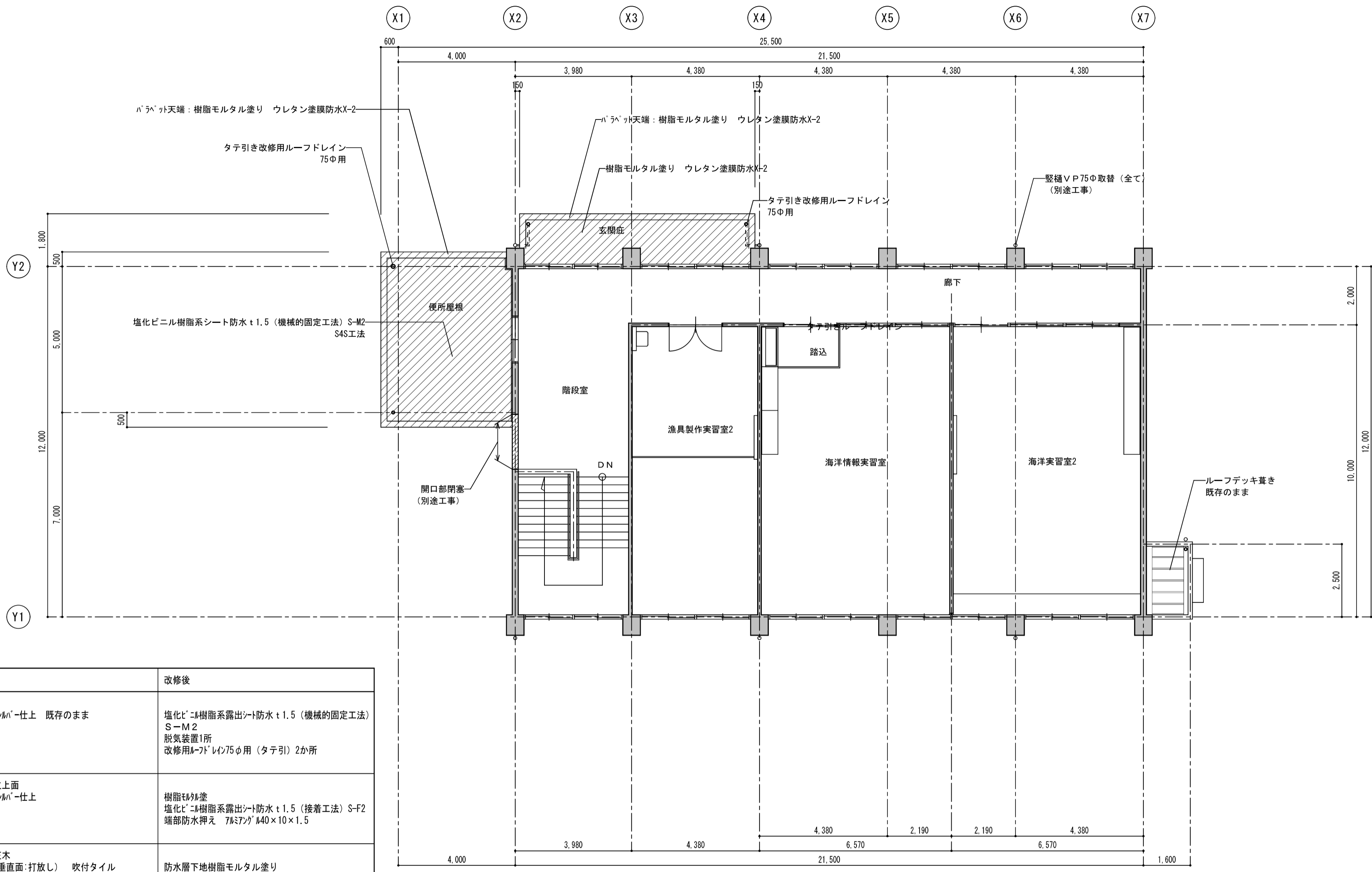
徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R4営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-017	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 建具リスト	●縮尺 1/50	



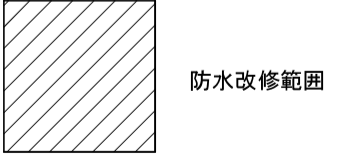
防水改修範囲

改修前 2階平面図 S=1/100

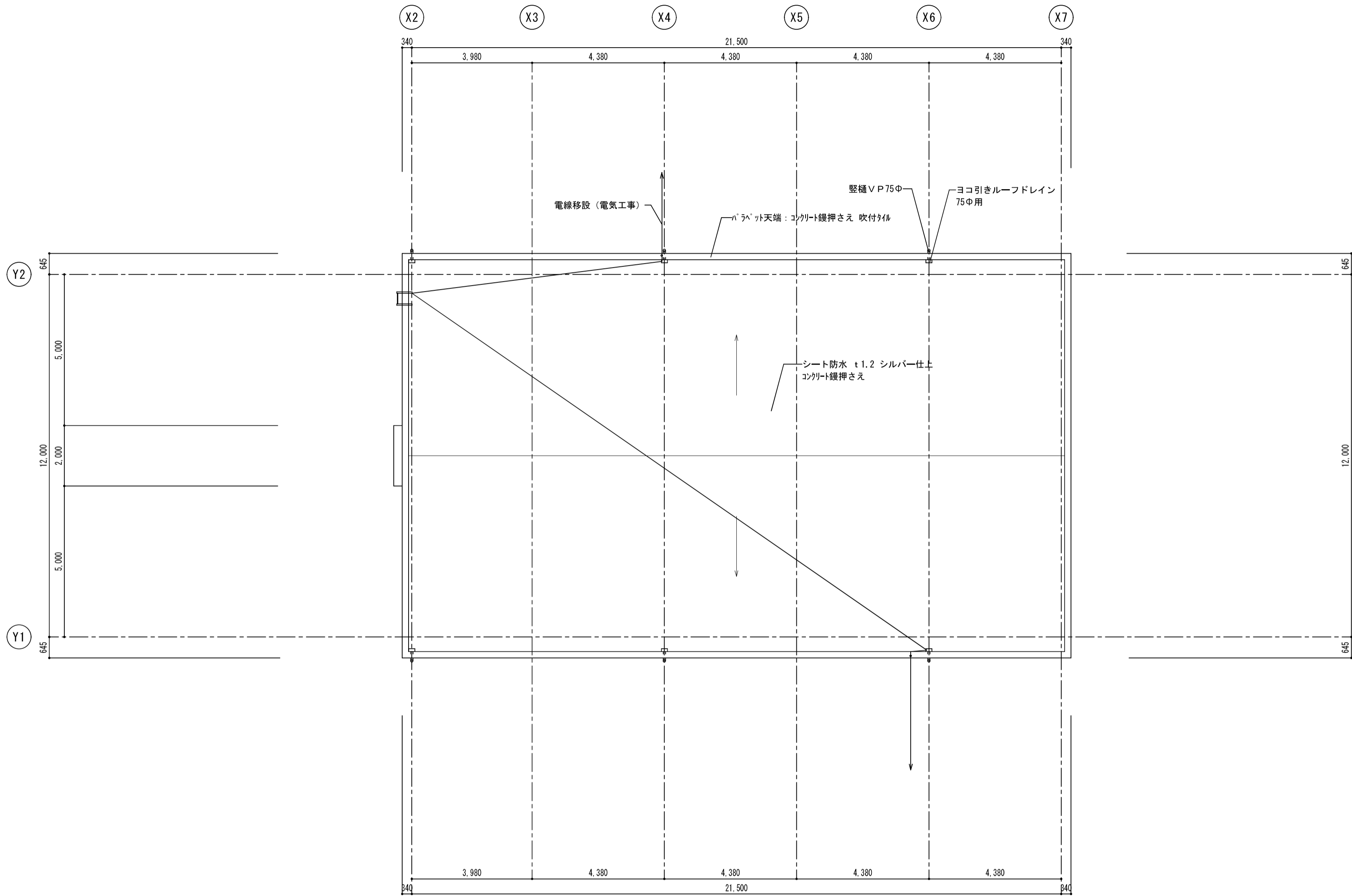
徳島県土整備部宮崎課	●工事名 R4宮崎 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-018	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修前 2階平面図 【防水改修】	●縮尺 1/100	



改修後 2階平面図 S=1/100

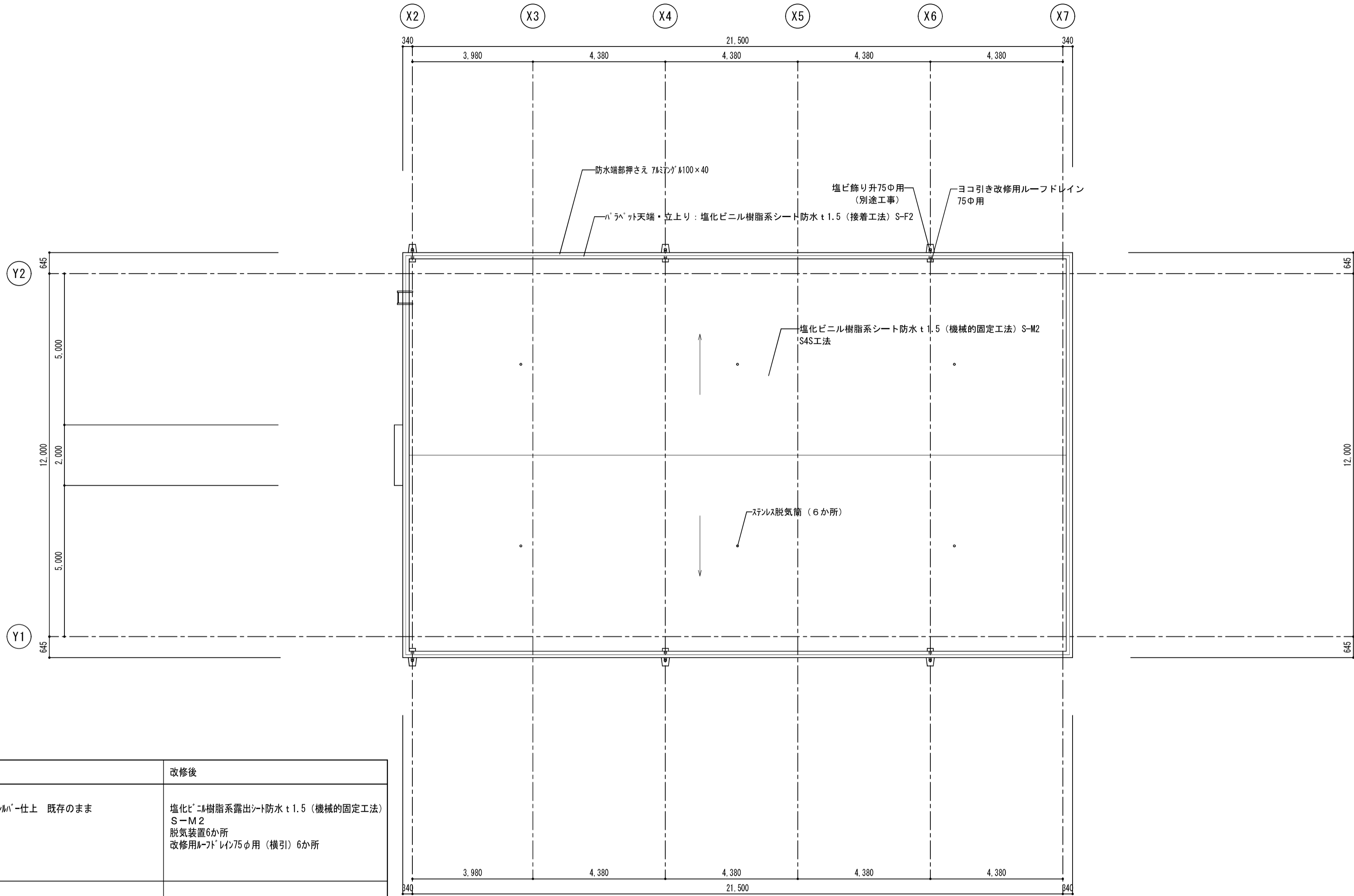


仕上表	既存	改修後
便所屋根 平場面 加硫ゴム露出シート防水シール仕上 既存のまま 清掃：水洗い	塩化ビニル樹脂系シート防水 t 1.5 (機械的固定工法) S-M2 S4S工法	塩化ビニル樹脂系露出シート防水 t 1.5 (機械的固定工法) S-M2 脱気装置1所 改修用ルーフトレイン75φ用 (タテ引) 2か所
便所屋根 パラペット立上面 加硫ゴム露出シート防水シール仕上 防水層撤去	樹脂モルタル塗 塩化ビニル樹脂系露出シート防水 t 1.5 (接着工法) S-F2 端部防水押え 7#メッシュ140×10×1.5	樹脂モルタル塗 塩化ビニル樹脂系露出シート防水 t 1.5 (接着工法) S-F2 端部防水押え 7#メッシュ140×10×1.5
便所屋根 パラペット笠木 コンクリート仕上げ (垂直面:打放し) 吹付タイル 水洗い	防水層下地樹脂モルタル塗り ウレタン塗膜防水X-2	防水層下地樹脂モルタル塗り ウレタン塗膜防水X-2
玄関ポーチ屋根 平場、パラペット立上り 防水モルタル塗り 水洗い	防水層下地樹脂モルタル塗り ウレタン塗膜防水X-2 改修用ルーフトレイン75φ用 (タテ引) 2か所	防水層下地樹脂モルタル塗り ウレタン塗膜防水X-2 改修用ルーフトレイン75φ用 (タテ引) 2か所
玄関ポーチ屋根 パラペット笠木 コンクリート仕上げ (垂直面:打放し) 吹付タイル 水洗い	防水層下地樹脂モルタル塗り ウレタン塗膜防水X-2	防水層下地樹脂モルタル塗り ウレタン塗膜防水X-2



改修前 屋上平面図 S = 1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-020	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修前 屋上平面図 【防水改修】	●縮尺 1/100	



改修後 屋上平面図 S = 1/100

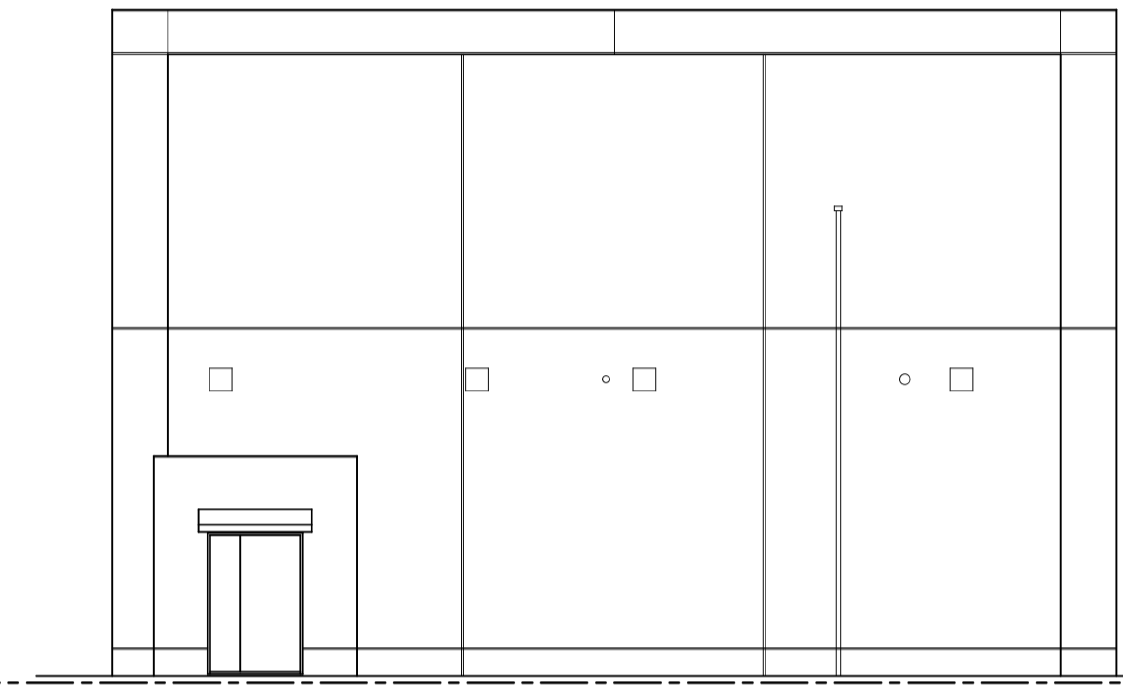
仕上表

既存	改修後
屋上平場面 加硫ゴム露出シート防水シール仕上 既存のまま 清掃：水洗い	塩化ビニル樹脂系露出シート防水 t 1.5 (機械的固定工法) S-M2 脱気装置6か所 改修用ルーフトレイン75φ用 (横引) 6か所
パラペット立上面 加硫ゴム露出シート防水シール仕上 防水層撤去	樹脂モルタル塗 塩化ビニル樹脂系露出シート防水 t 1.5 (接着工法) S-F2
パラペット笠木 コンクリート金コシ仕上げ (垂直面：打放し) 吹付タイル 水洗い	防水層下地樹脂モルタル塗り 塩化ビニル樹脂系露出シート防水 t 1.5 (接着工法) S-F2 端部防水押さえ 7öリング 100x40x1.5

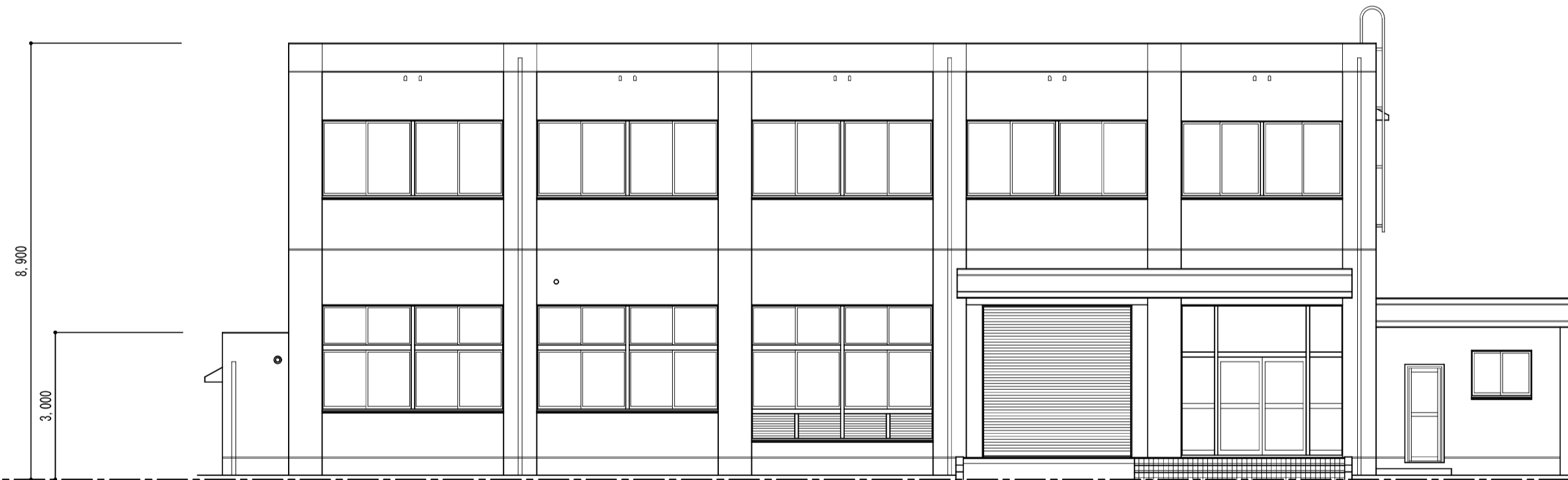
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-021	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 改修後 屋上平面図 仕上表 【防水改修】	●縮尺 1/100	



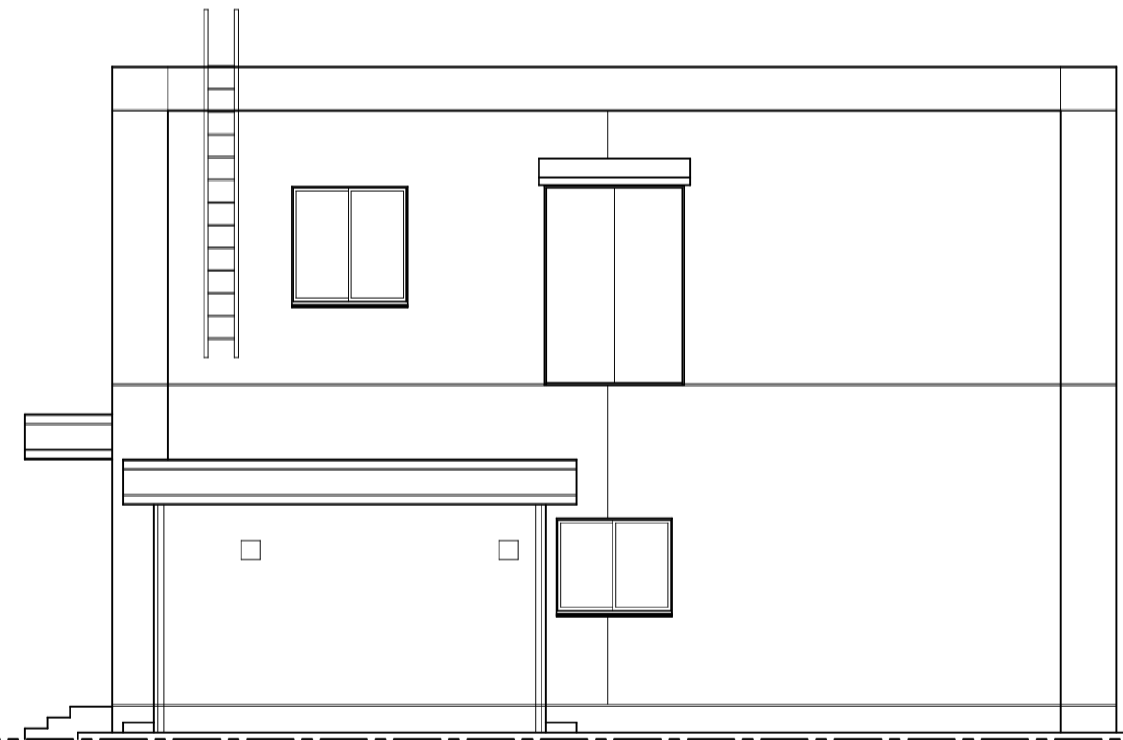
南側立面図 S = 1/100



東側立面図 S = 1/100

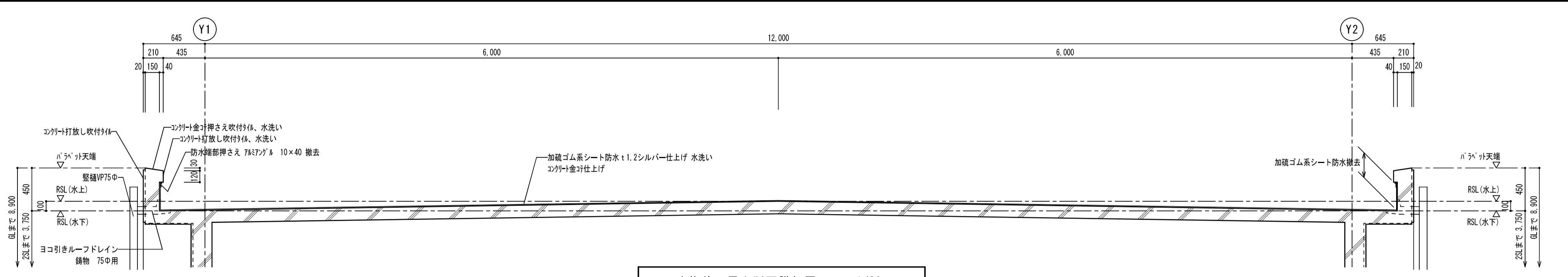


北側立面図 S = 1/100

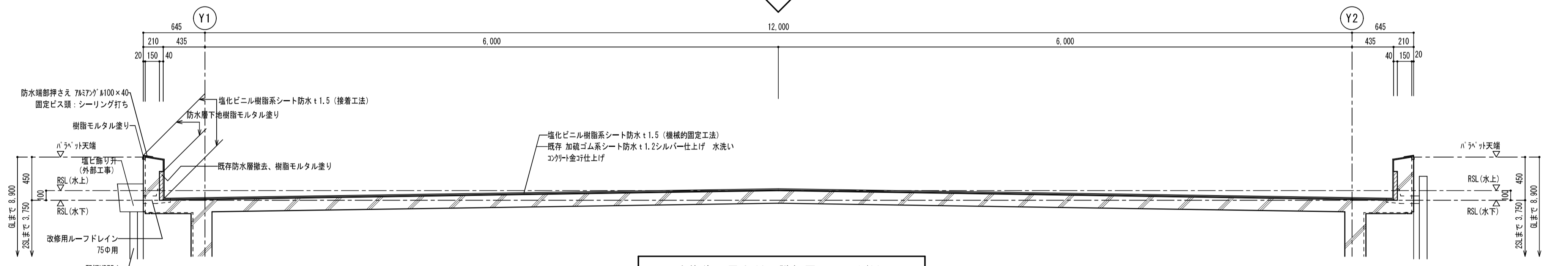


西側立面図 S = 1/100

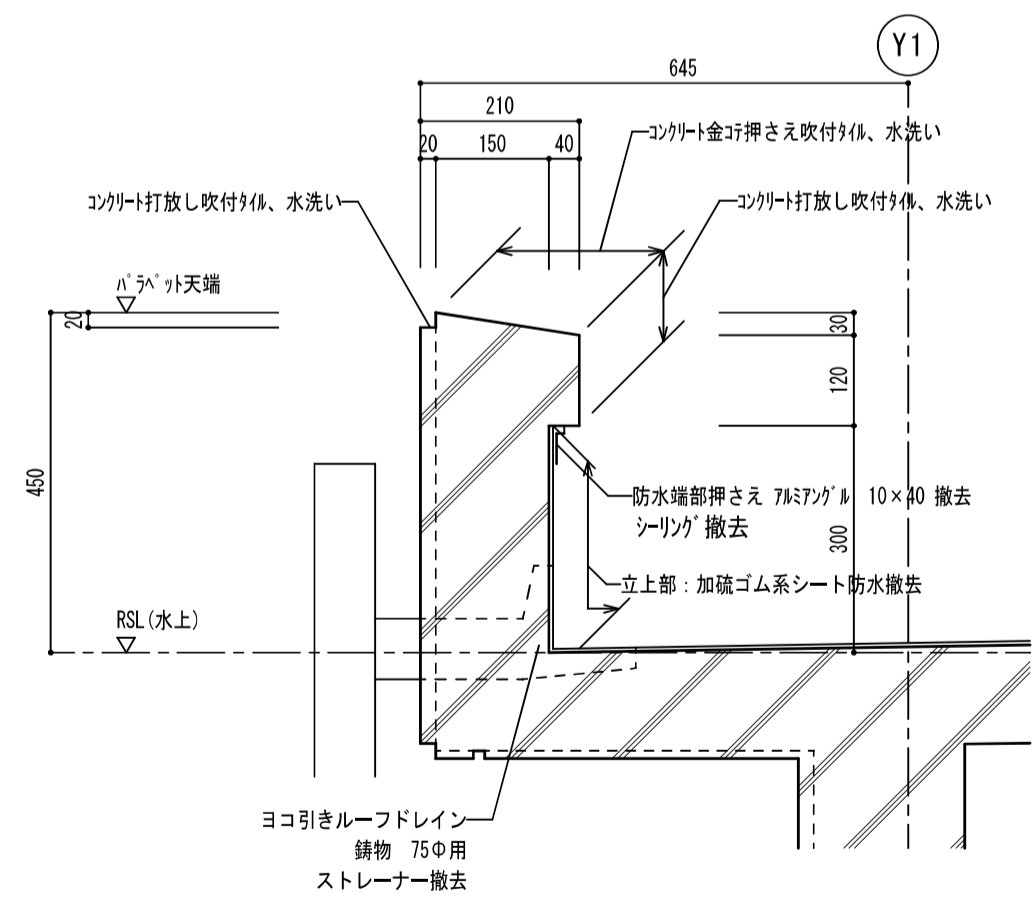
徳島県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号 B-022	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 立面図 【防水改修】	●縮尺 1/100	



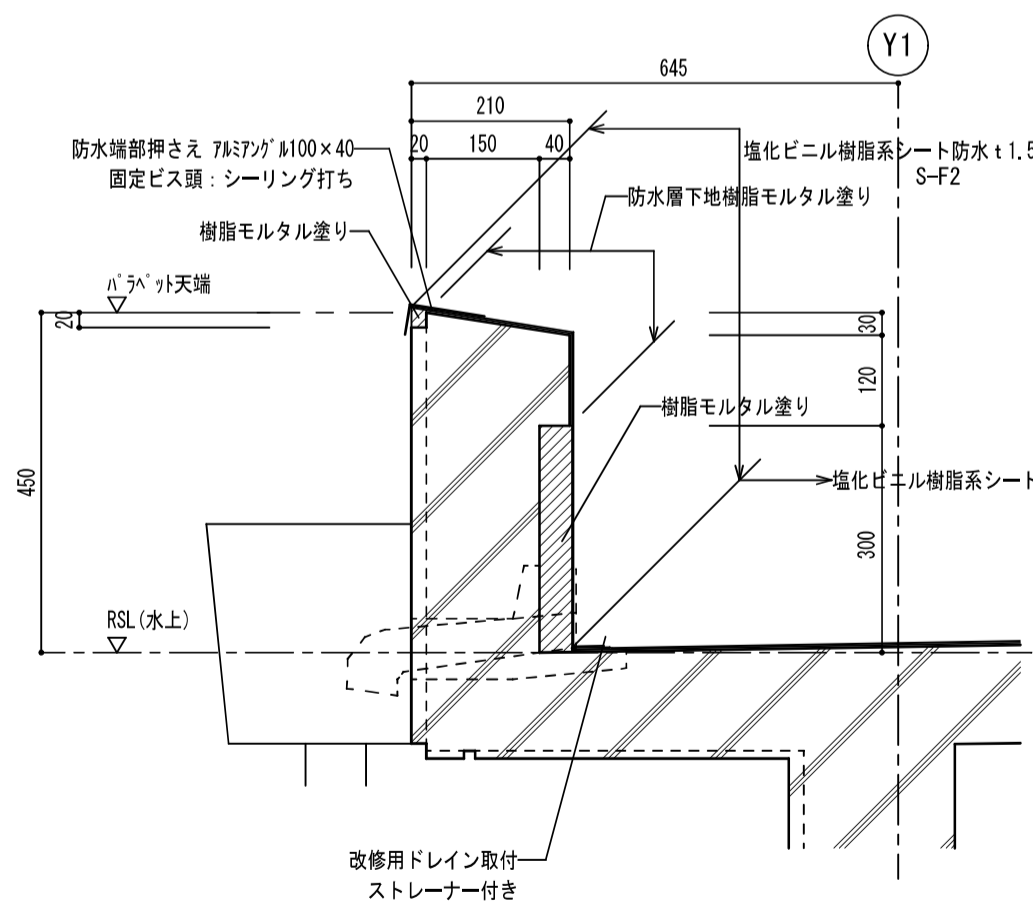
改修前 屋上断面詳細図 S = 1/30



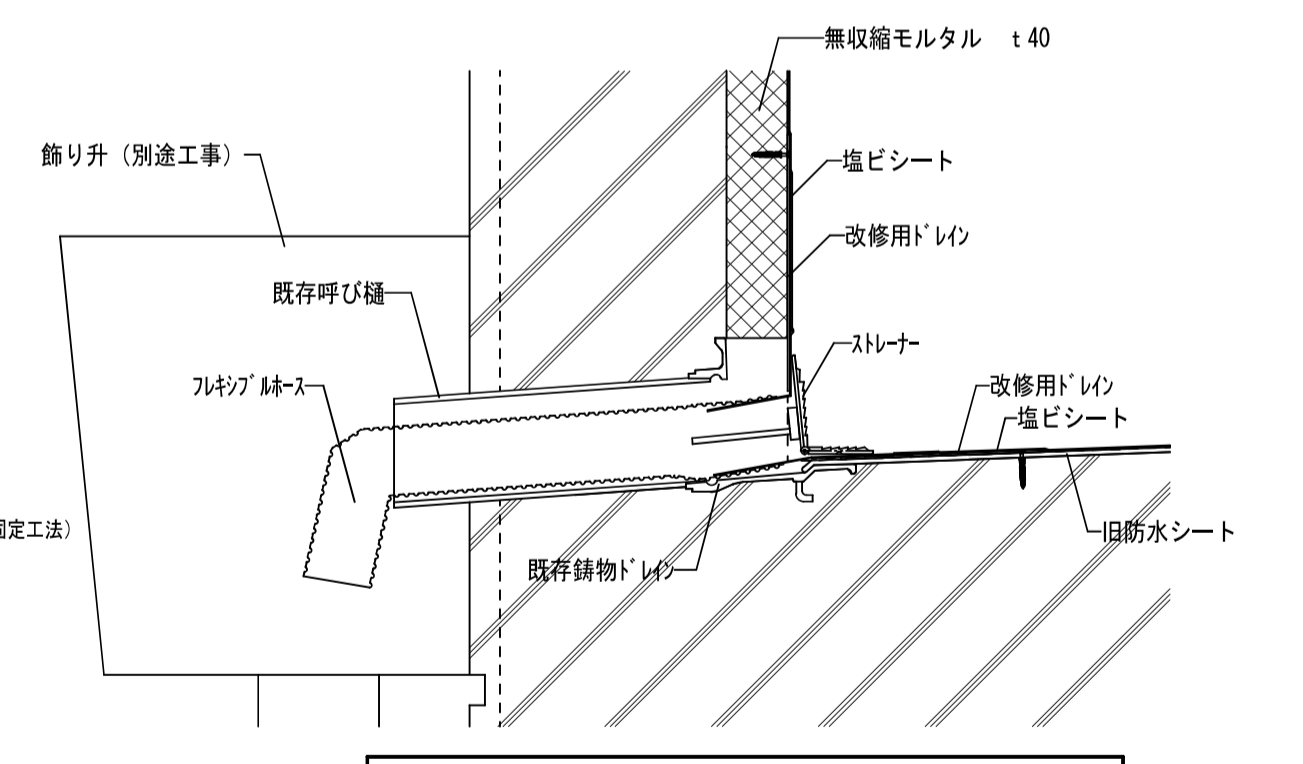
改修後 屋上断面詳細図 S = 1/30



改修前 ハラハット断面詳細図 S = 1/10

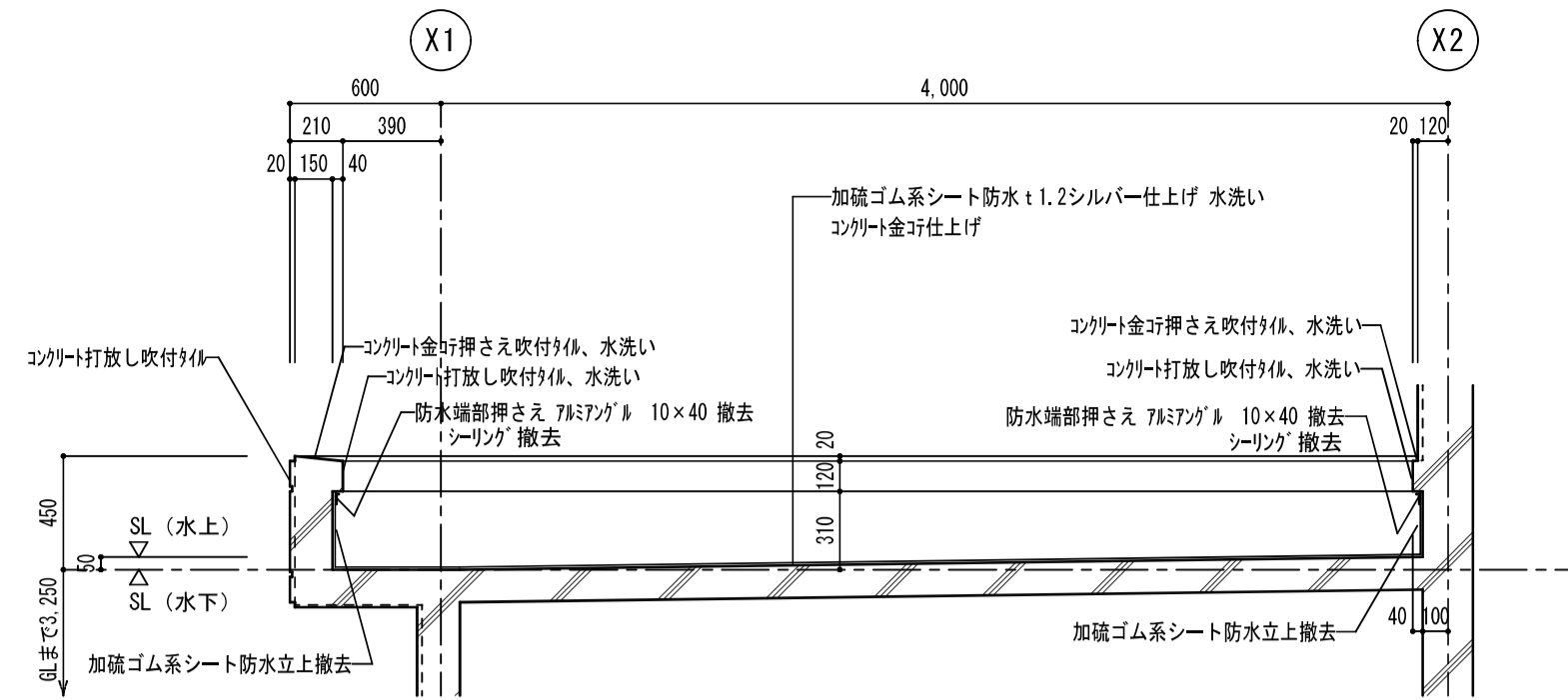


改修後 ハラハット断面詳細図 S = 1/10

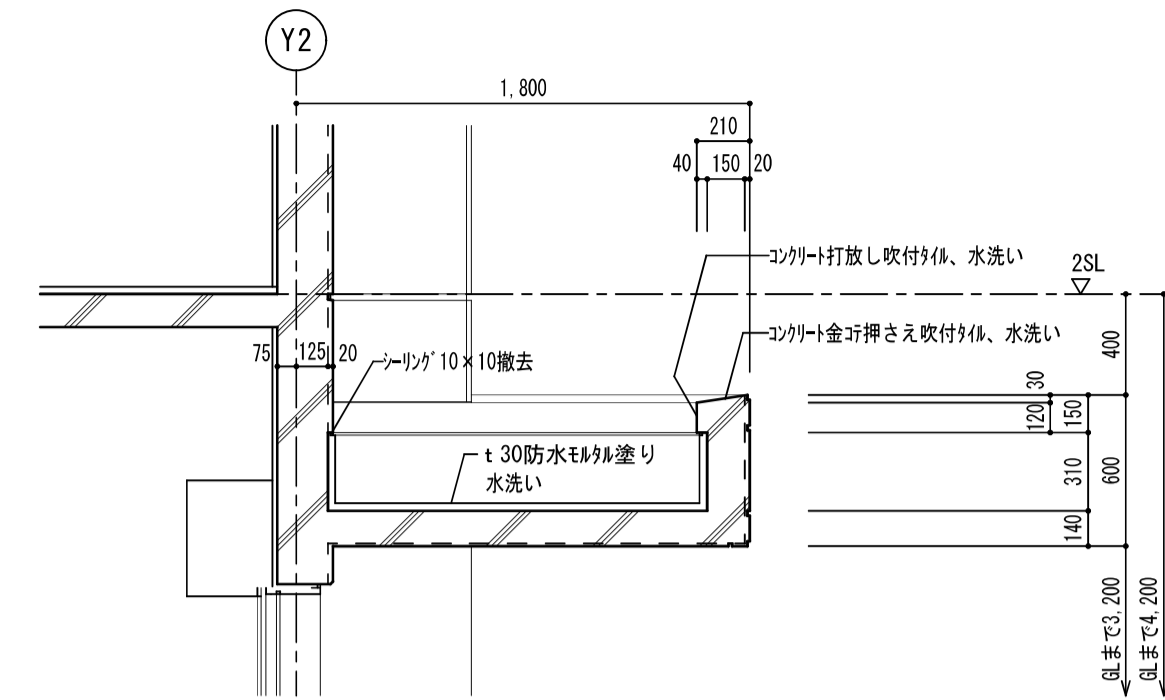


ドレイン廻断面詳細図 S = 1/5

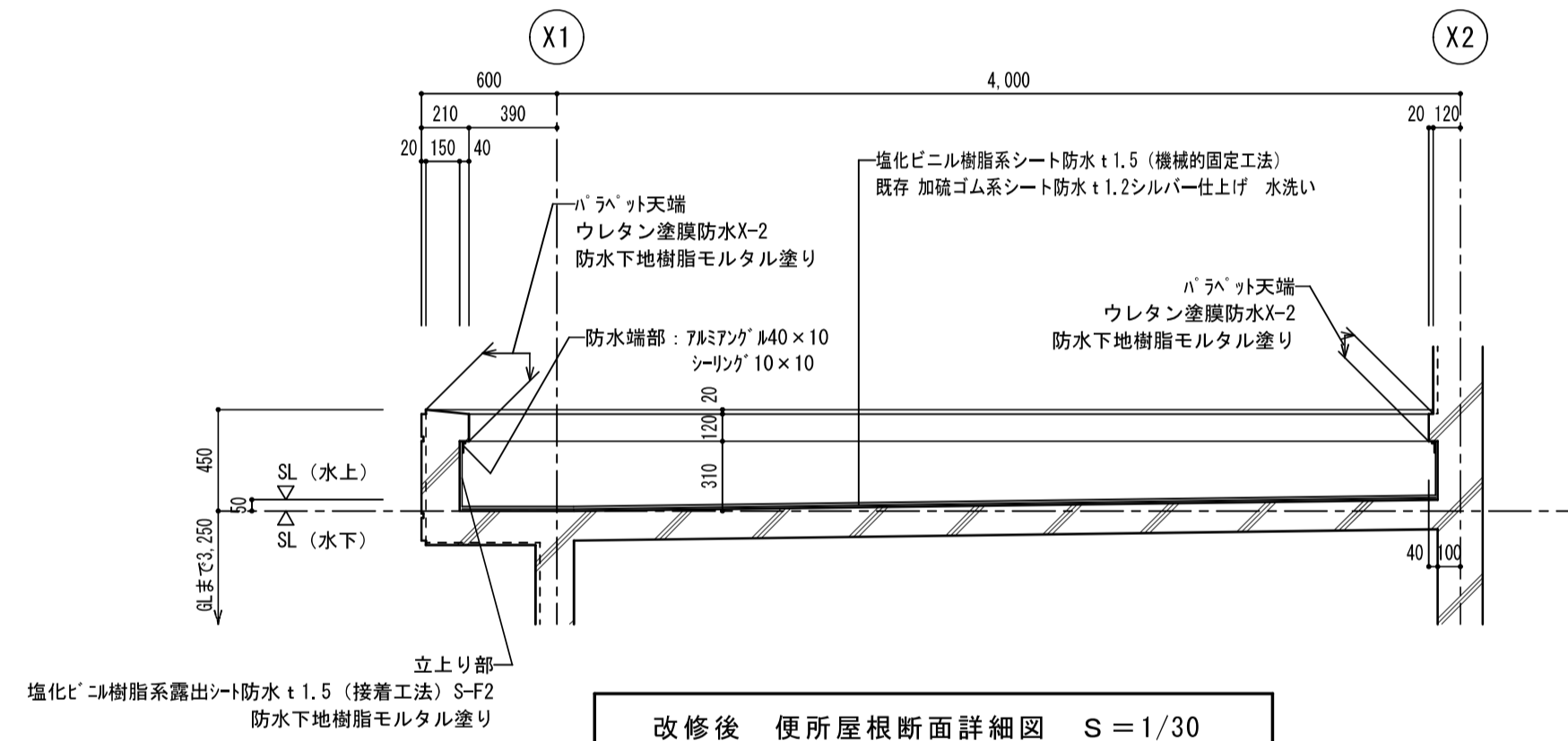
徳島県土整備部営繕課	●工事名	R4宮緒 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号	B-023	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名	断面詳細図1 【防水改修】	●縮尺	1/30、10、5	



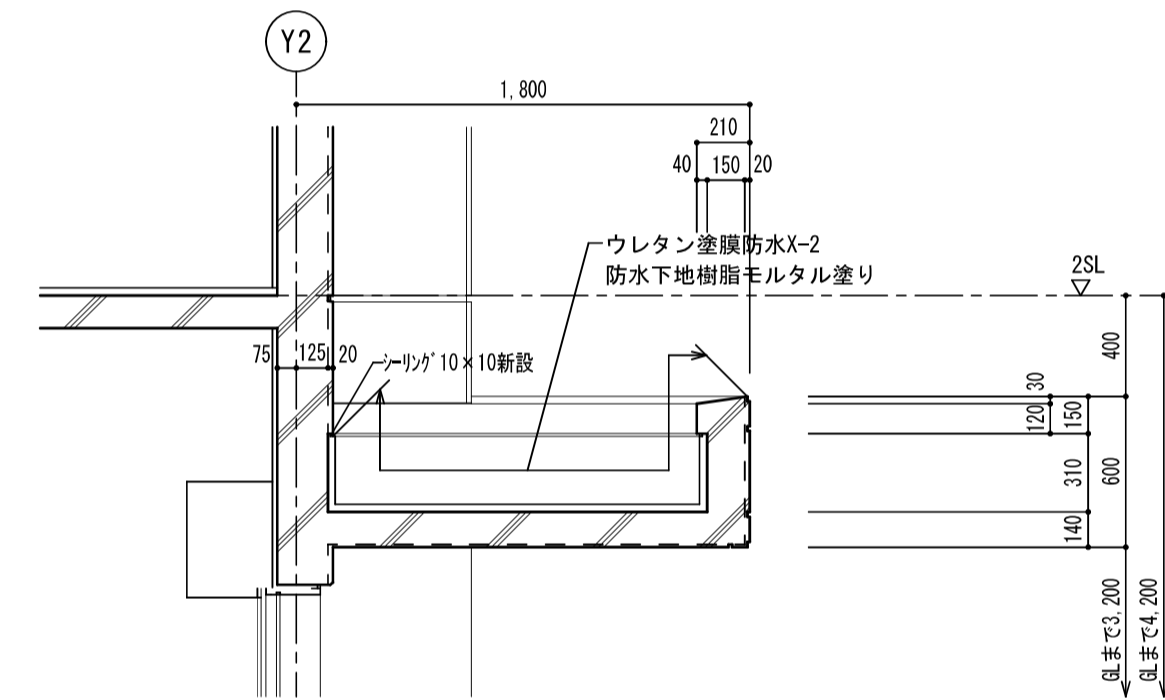
改修前 便所屋根断面詳細図 S = 1/30



改修前 玄関木下屋根断面詳細図 S = 1/30



改修後 便所屋根断面詳細図 S = 1/30



改修後 玄関木下屋根断面詳細図 S = 1/30

徳島県土木整備部営繕課	●工事名	R4 宮緒 徳島科学技術高等学校マリキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修他工事	●図面番号	B-024	坂口建築設計室 一級建築士 大田 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名	断面詳細図2 【防水改修】	●縮尺	1/30	

工事名：R8営繕 徳島科学技術高等学校マリキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事(企業育成型)

Ⅳ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

- 官公署その他への届出手続等
 - 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
 - 官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 - ・ 家用電気工作物の保安規程（ 本工事にし定める ・ **既存施設の保安規程を適用(改修・増築等)** ）
 - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
 - 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
- 養生等
 - 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならない補修する。
- 機材の品質等
 - 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 - 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器、高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	バント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池、シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式、常時商用給電方式 常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

- 施工調査
 - 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
 - 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

- 耐震施工（参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)）
 - 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
 - 設計用水平地震力
 - 機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
 - 設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の種類、地域係数
 - 施設の種類（ **特定の施設** ・ 一般の施設 ）
 - 地域係数（ **1.0** ・ 0.9 ）
 - 重要機器
 - 配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置
 - 構内情報通信網装置 ・
 - 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

 - (注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。
 - 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
 - 水槽類にはオイルタンク等を含む。
 - 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
 - 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

工事名：R8営繕 徳島科学技術高等学校マリキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事(企業育成型)

- あと施工アンカー
 - あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器(100kg以下の機器を除く)及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
 - (
 - 試験方法 … 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 … 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く。)
- 非破壊検査
 - はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
 - 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。
- 施工の試験・総合試運転調整
 - 機器の設置及び配線等の施工完了後に実施する試験(施工の試験)は、標仕及び改標仕の各編(各節)に基づき行うものとし、試験方法・項目の詳細については監督員との協議により決定するものとする。また、関連工事等との総合試運転調整は、標仕<1>1.5.5又は改標仕<1>1.6.6により行う。
 - 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
 - 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
 - 照度測定**
 - 絶縁抵抗測定**
- その他共通事項
 - 塗装工事
 - 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
 - 配線器具
 - 図面に記載なきフラッシュプレート材質は、新金属製とする。
 - 支持金物等
 - 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
 - 用途別表示
 - 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、先行等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - その他
 - 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 - 改修又は増設工事等において配電盤、分電盤等を改造した場合は、既設単線接続図等を修正し(又は改造後の単線接続図等に取替え)、改造内容(履歴)を記載する。

3章 電灯設備

- 照明器具
 - LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

4章 その他

1. 機器取付高さ


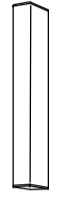
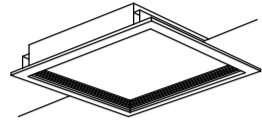



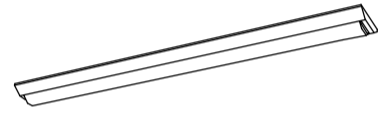
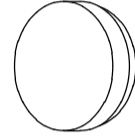


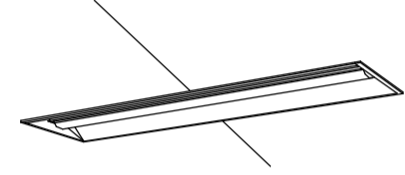

図示なき機器の取付高さは、次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アツテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モニタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高さを示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱・発信機	床上～中心	800～1,500	
警報ベル・表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

2. 配線記号等

- (1) EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- (2) 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 - (G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
 - (16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
 - (19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- (3) EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

新設照明器具等姿図

(A)	一体型LEDベースライト	(B)	LEDウォールライト 20形	(C)	LEDスクエアベースライト	(D)	L D L 20W×1 ウォールライト	(E)	直付型40形 反射笠付型	(F)	一体型LEDベースライト
	直付型20形(3,200Lmタイプ)		公共施設型番: LBF3MP/RP-2-13		FHP45形×3灯相当タイプ 埋込型		(780Lm以上) 防湿・防雨型		(5,200Lmタイプ)		公共施設型番: LSS9-2-30
	 定格出力型、電圧100~242V 本体: 銅板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 白色(4000K)、Ra93 電源装置はライトバー側に内蔵		 定格出力型、電圧100~242V 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 白色(5000K)、Ra83		 □600、乳白パネル、深枠(白)、調光可能タイプ(約10~100%) 定格出力型、電圧100~242V 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 本体: 銅板(高反射白色粉体塗装) 枠: 銅板(高反射白色粉体塗装) パネル: アクリル(乳白)、パツプル: アルミ(ホワイト) 昼白色、5000K、Ra83		 ポルトフリー(100~242V) 壁面(縦向き・横向き)取付専用 カバー: クリーンアクリル(乳白) 光源寿命4000時間 適合ランプ: 直管LEDランプ、素材: ガラス		 定格出力型、電圧100~242V 本体: 銅板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		 定格出力型、電圧100~242V 本体: 銅板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵
(G)	一体型LEDベースライト	(H)	LED電球ブラケット	(I)	一体型LEDベースライト	(J)	一体型LEDベースライト	(K)	埋込型 下面開放型 W300	(L)	直付型40形 黒板灯
	公共施設型番: LSS9-4-30		防湿・防雨型		直付型40形(5,200Lmタイプ)		直付型20形(3,000Lmタイプ)		直付型40形(5,200Lmタイプ)		(5,200Lmタイプ)
	 定格出力型、電圧100~242V 約10~100%連続調光型 本体: 銅板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra93、電源装置はライトバー側に内蔵		 業務用浴室灯(防湿型・防雨型) 電圧100V 本体: アルミダイカスト グローブ: 飛散防止仕様		 定格出力型、電圧100~242V 本体: 銅板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra93 電源装置はライトバー側に内蔵		 定格出力型、電圧100~242V 約10~100%連続調光型 本体: 銅板(白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra93、電源装置はライトバー側に内蔵		 定格出力型、電圧100~242V 本体: 亜鉛鋼板 反射板: 銅板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(乳白) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵		 定格出力型、電圧100~242V 本体: 銅板(高反射白色粉体塗装) ライトバー(カバー): ポリカーボネート(プリズム) 光源寿命4000時間(光束維持率85%) 昼白色(5000K)、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵

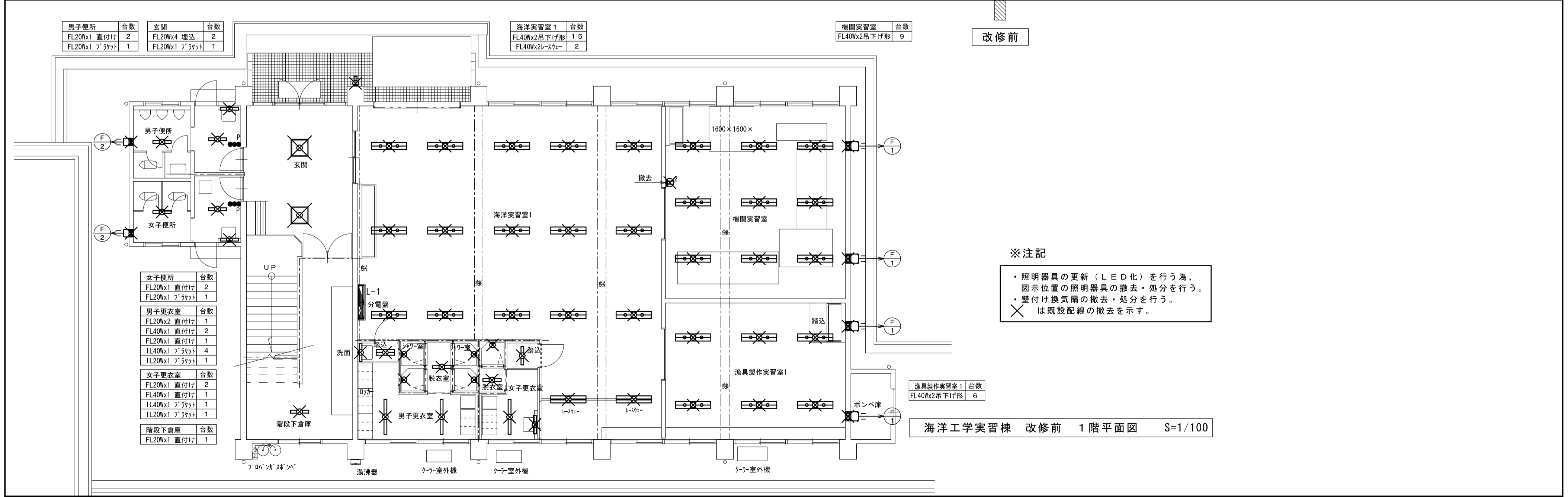
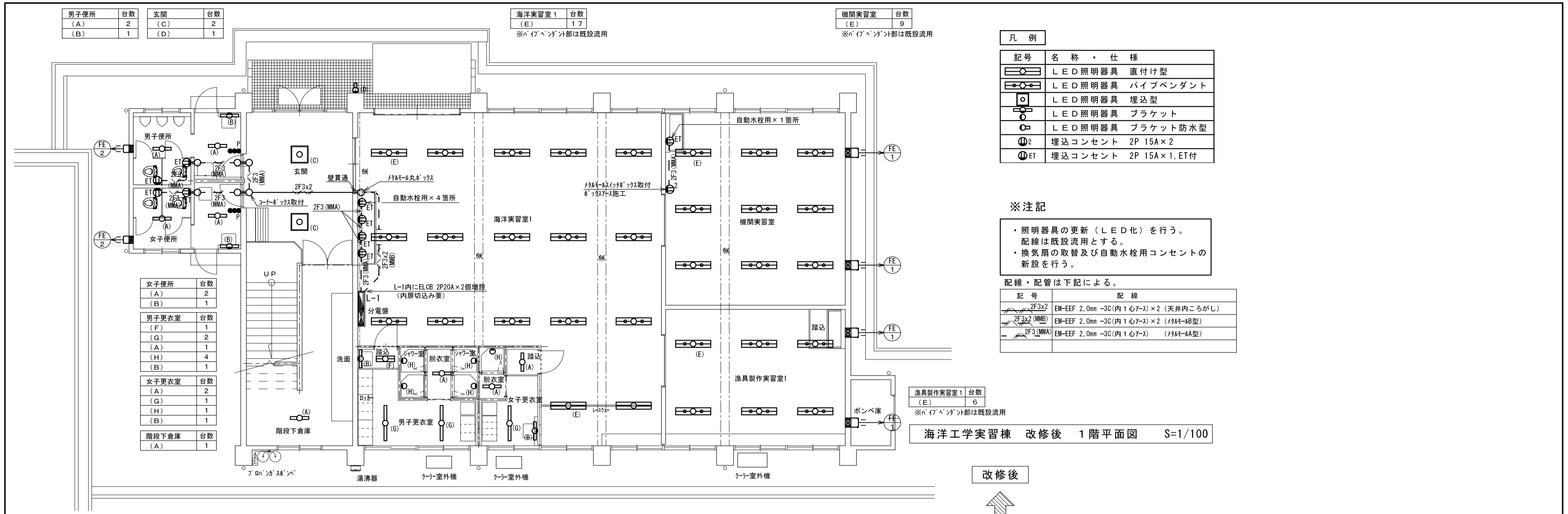
新設換気機器表

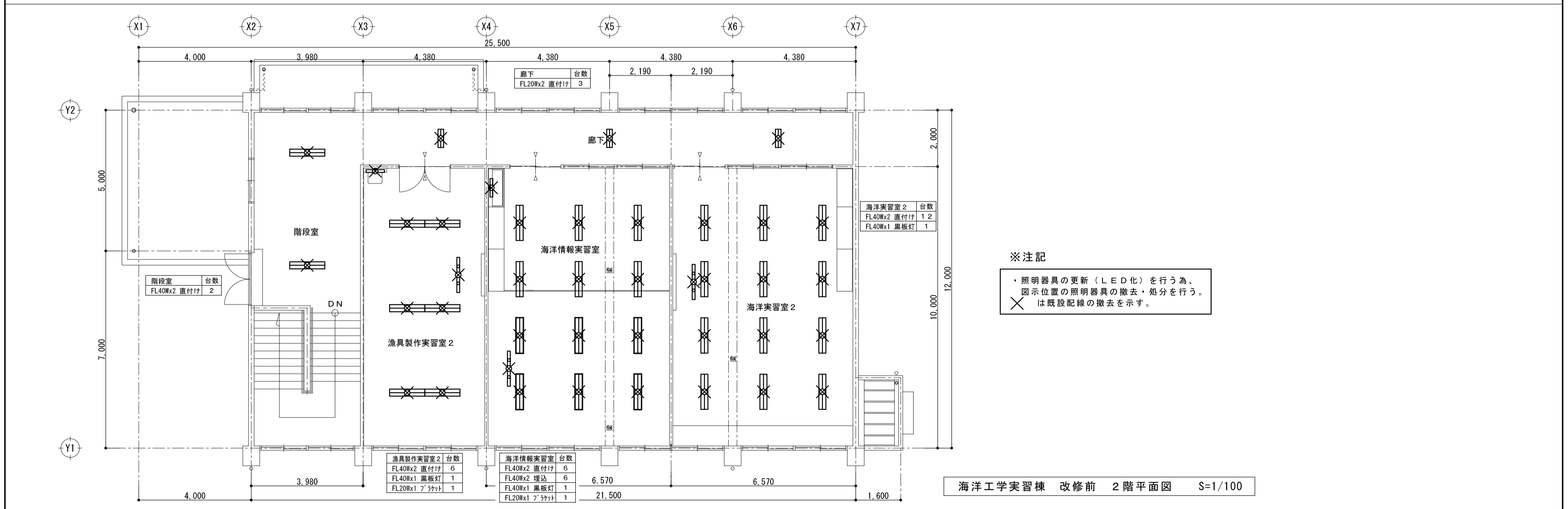
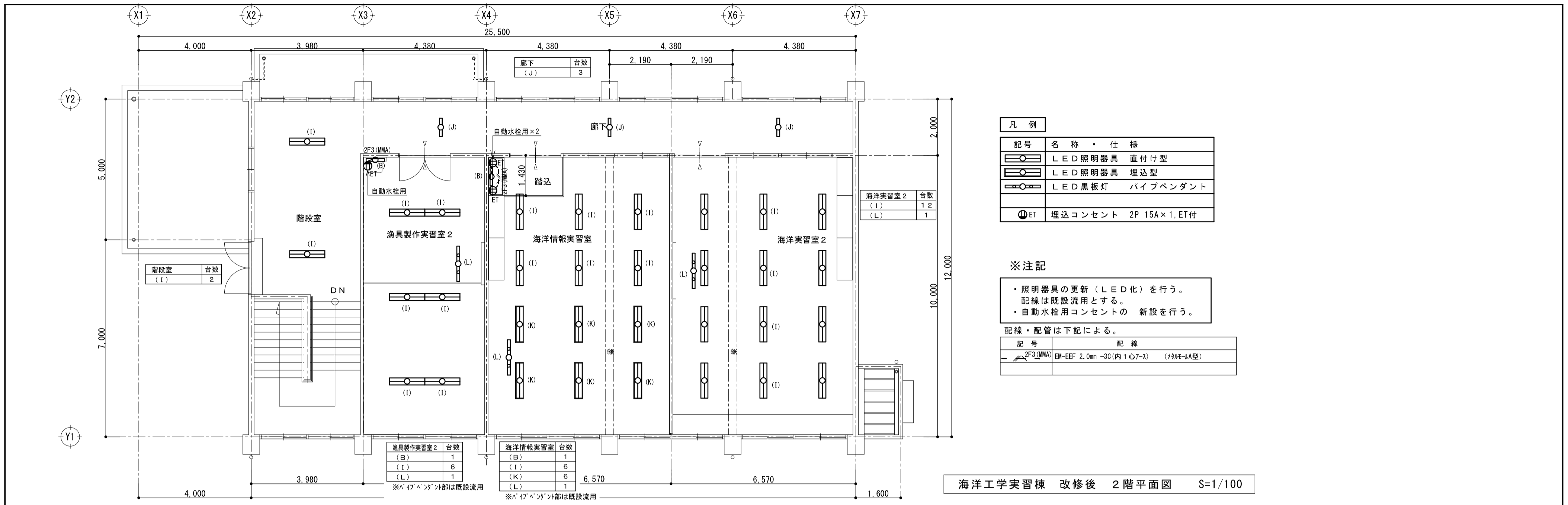
記号	名称	仕様	電源	台数	取付場所
FE 1	有圧換気扇	低騒音形、排気タイプ	単相100V	4	1階 機関実習室 1階 漁具製作実習室1
		風量: 1,320m ³ /h			
		最大消費電力 50W (メーカーによる違いある場合は、参考とする)			
		シャッター付ウェザーカバー(ステンレスタイプ) バックガード(鉄線製) ステンレス製防虫網共			
FE 2	標準換気扇	スタンダードタイプ(電気式)	単相100V	2	1階 男子便所 1階 女子便所
		風量: 588m ³ /h			
		最大消費電力 18W (メーカーによる違いある場合は、参考とする)			
		高耐食性ステンレス製ウェザーカバー ステンレス製防虫網共			

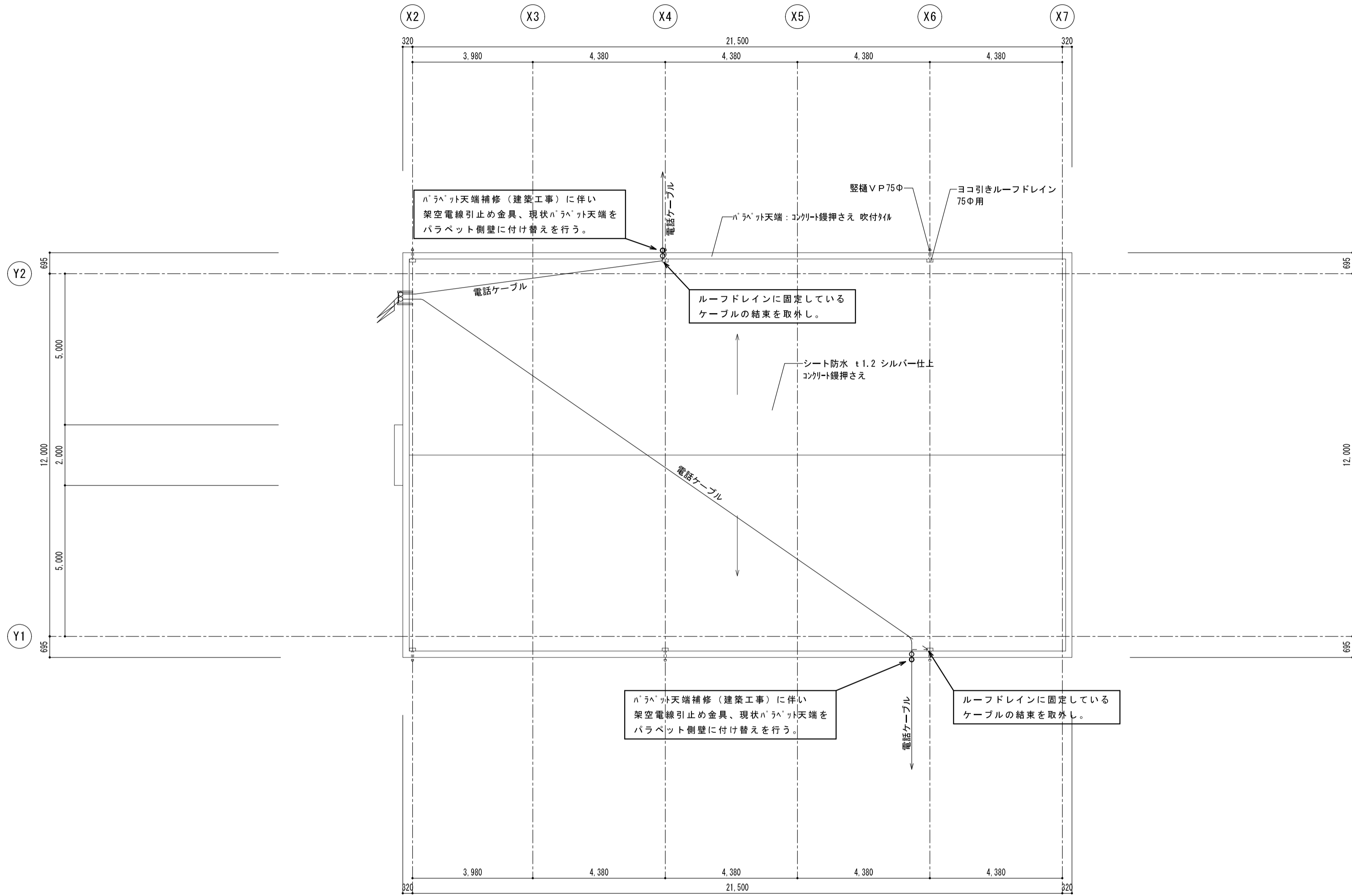
既設換気扇仕様

記号	名称	仕様	
F 1	壁掛型	有圧換気扇、25cm (FE-25AS)、風圧式シャッター(SH-25H) 保護ガード(G-25E1)、ステンレス製ウェザーカバー(W-25SG) 風量 1,320m ³ /h	
		壁掛型	電気式、20cm (EX-20EH2)、 ステンレス製ウェザーカバー(P-20CVS2) 風量 600m ³ /h

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R8営繕 徳島県立徳島高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事	●図面番号 E-001	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名 照明器具等参考姿図	●縮尺 -	







屋上電気設備改修図 S = 1/100

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事 ●図面名 屋上電気設備改修図	●図面番号 E-004 ●縮尺 1/100	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
------------	--	--------------------------	---

6. その他共通事項

- (1) 支持金物等
屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- (2) 用途等の表示
機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕 <1>1.7.4)
なお、屋外及び水気のある場所(弁室内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候シートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。

3章 衛生器具設備

1. 施工

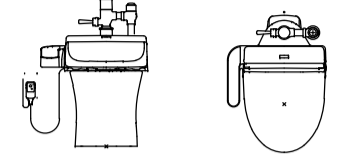
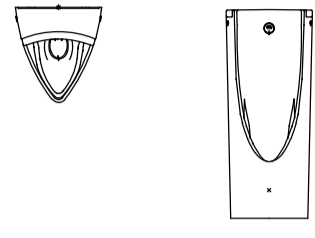
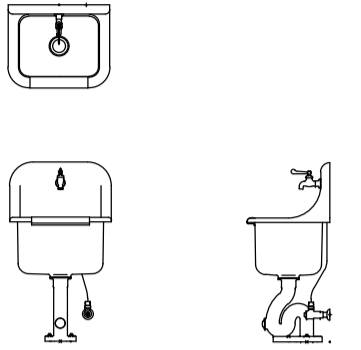
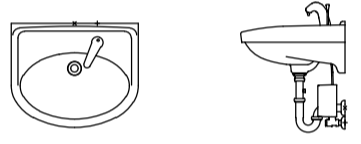
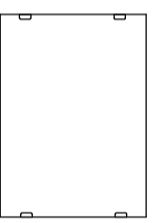
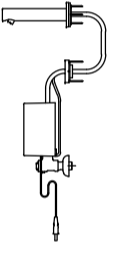
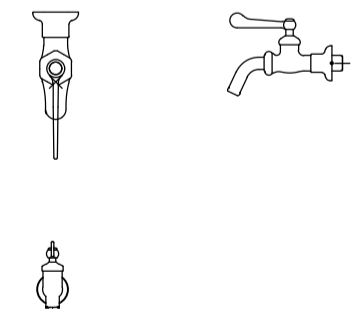
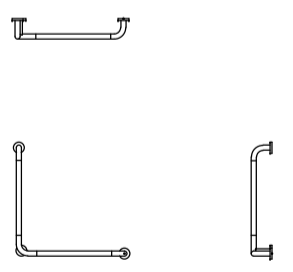
- (1) 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕<5>2.1.1)
- (2) 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付けする場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針<5>2.1.1)
- (3) 衛生器具と排水管の接続は、標準図[施工65]大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとビニル管接続要領による。
- (4) 洗面器類の排水トラップと銅管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。

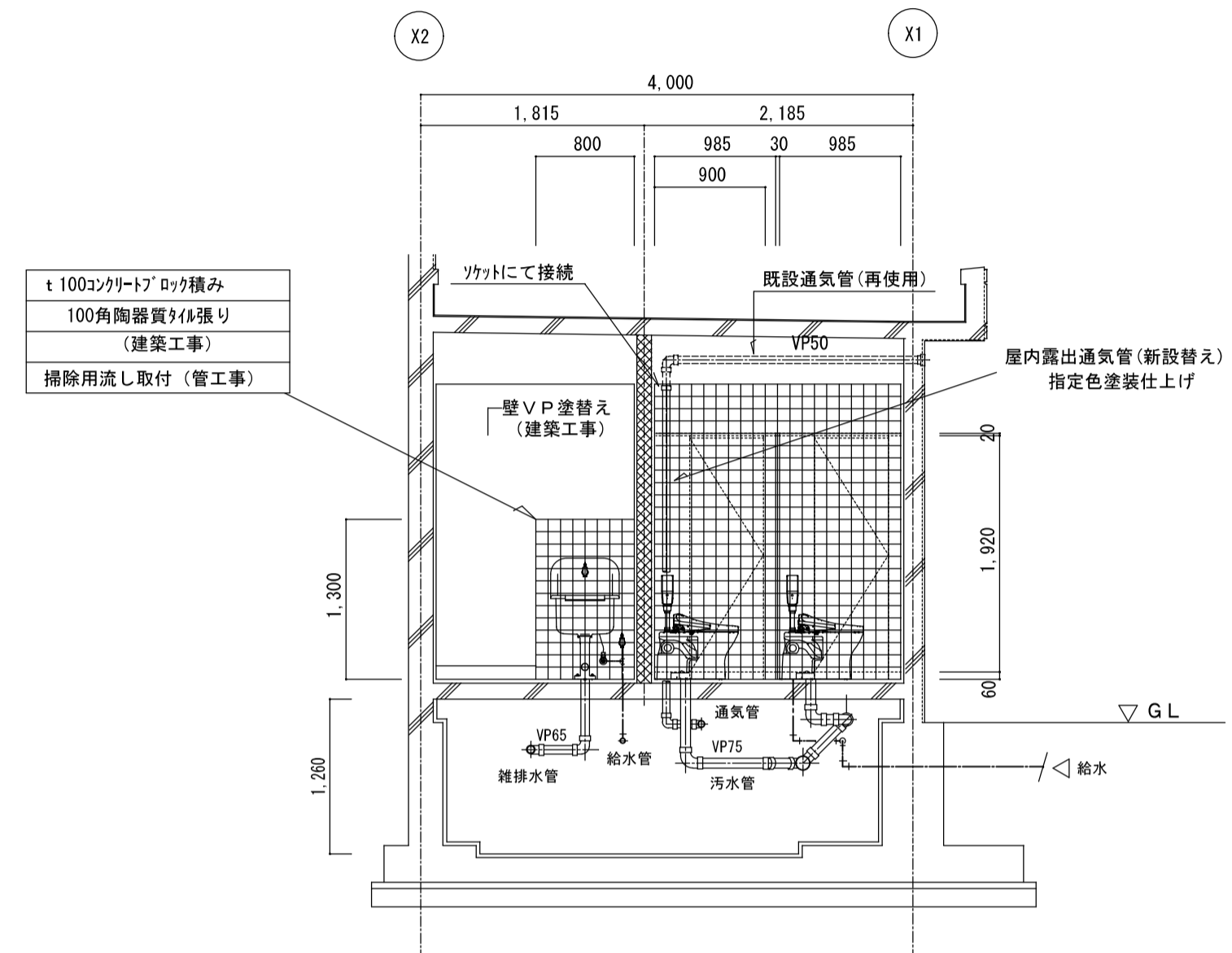
4章 給水設備

1. 配管材料等

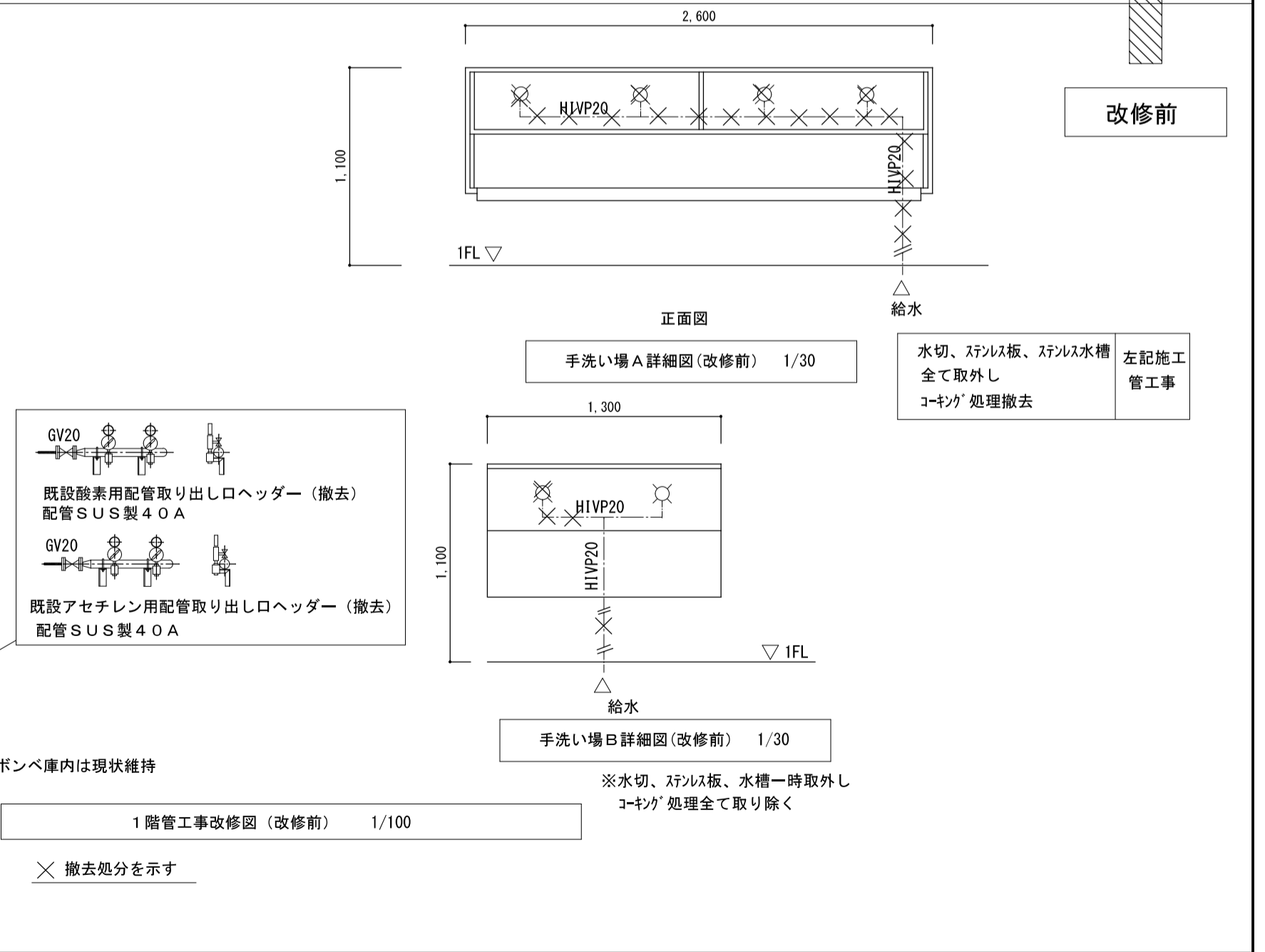
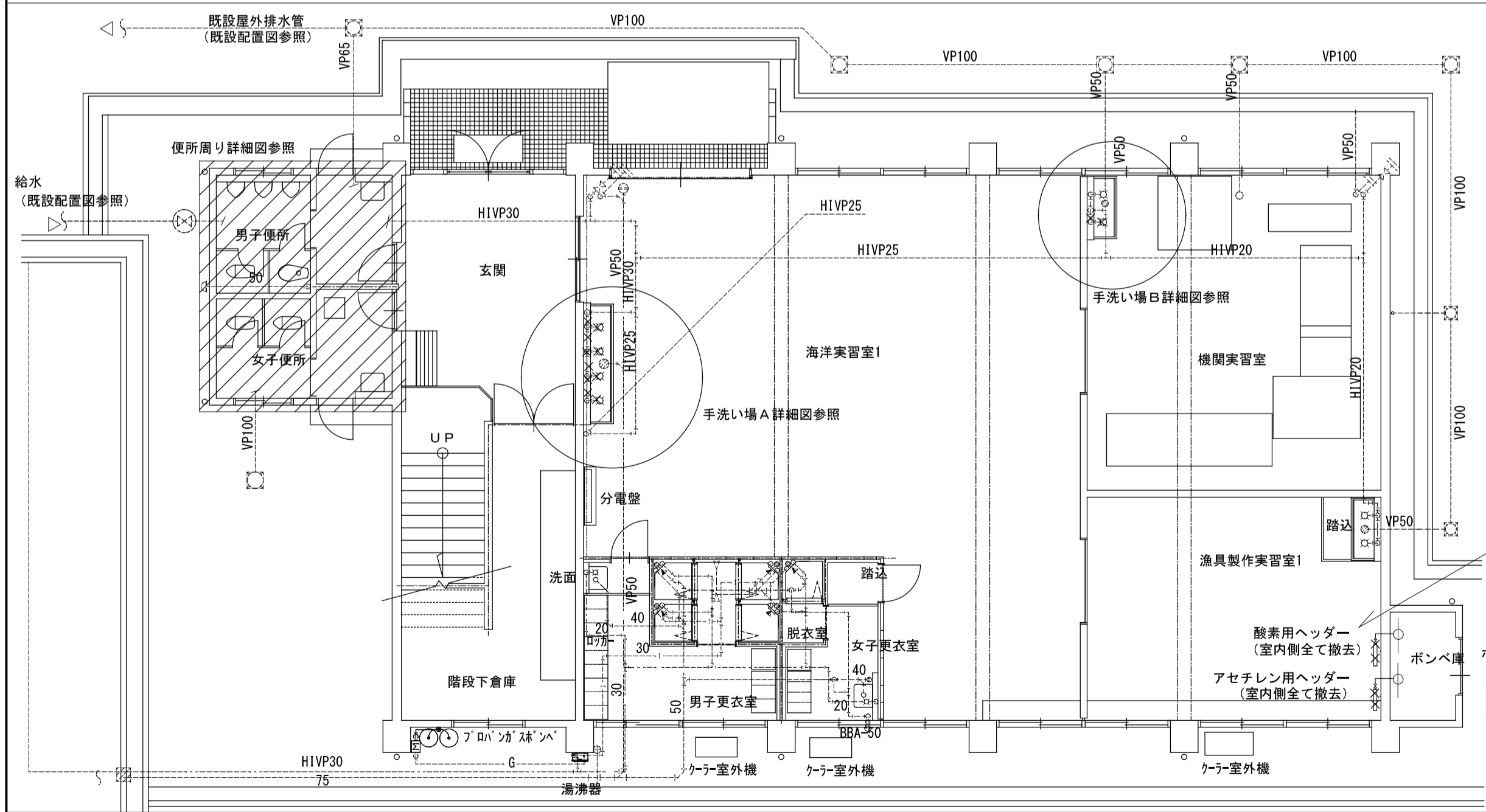
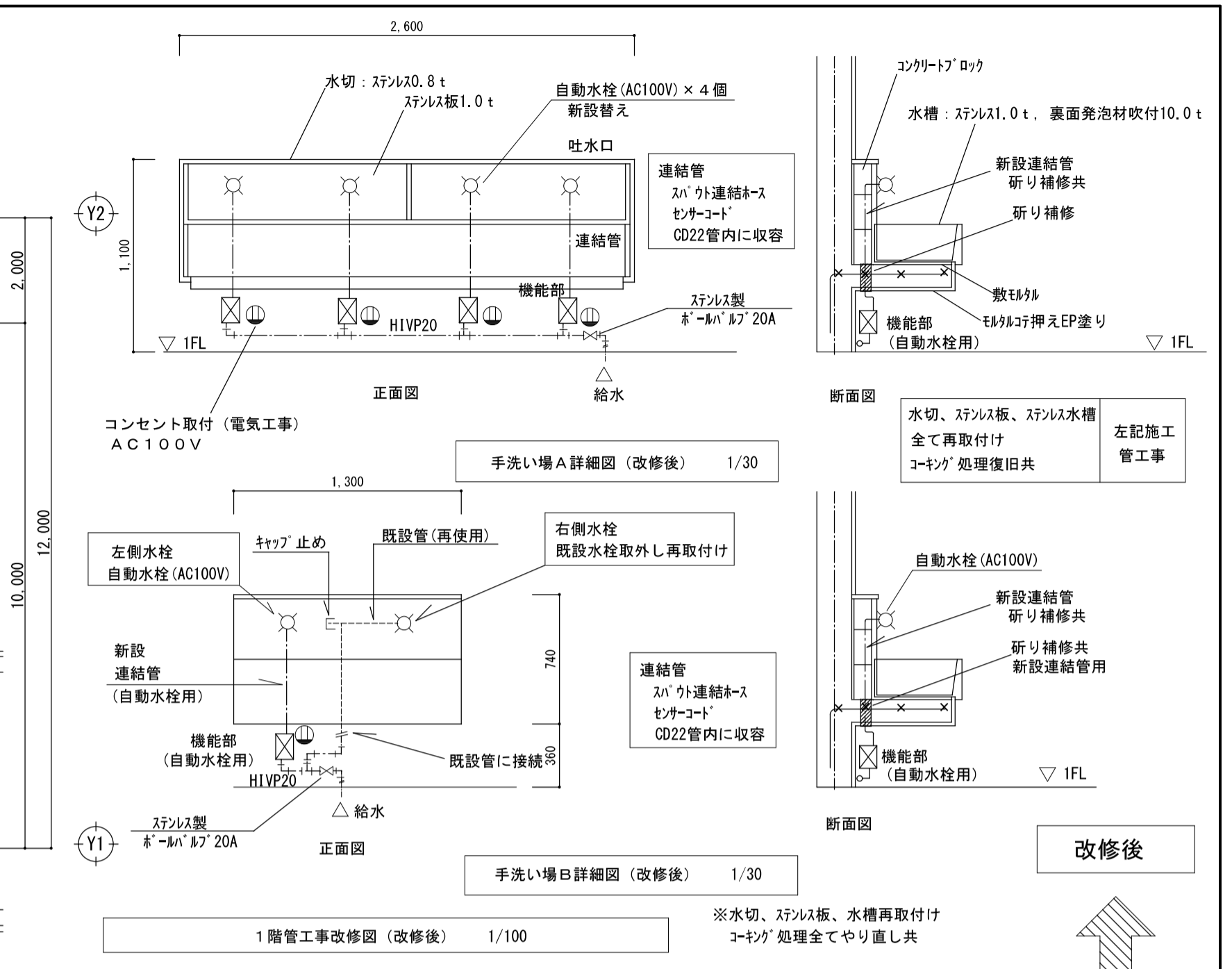
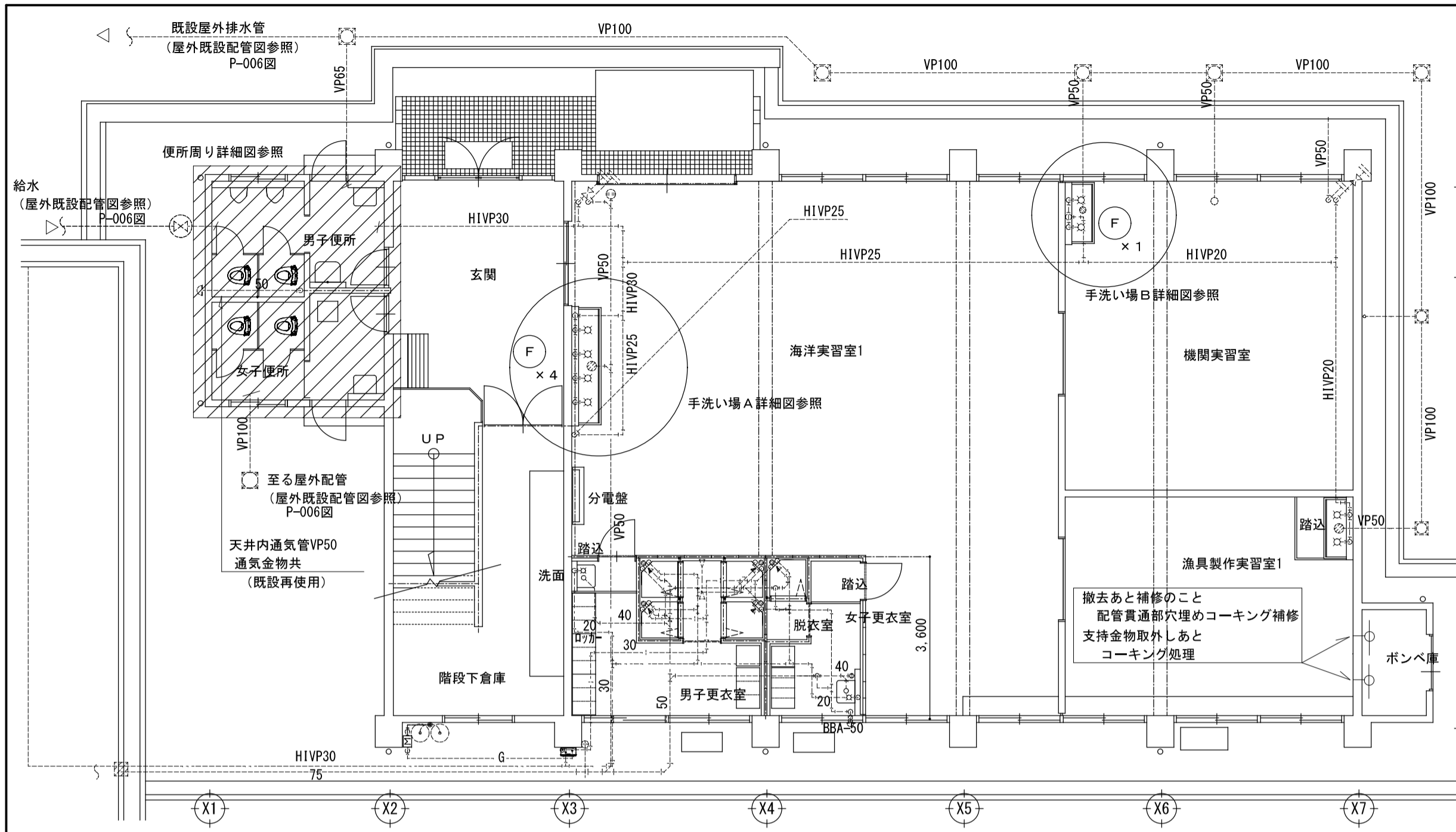
- (1) ビニル管の接合方法は (接着接合 ・ ゴム輪接合(直管以外の継手部には離脱防止金具取付とする)) とする。
- (2) 特記なき給水管の最小管径は呼径20とする。
- (3) 水道直結配管の引込みは水道事業者の指定による。

衛生器具表

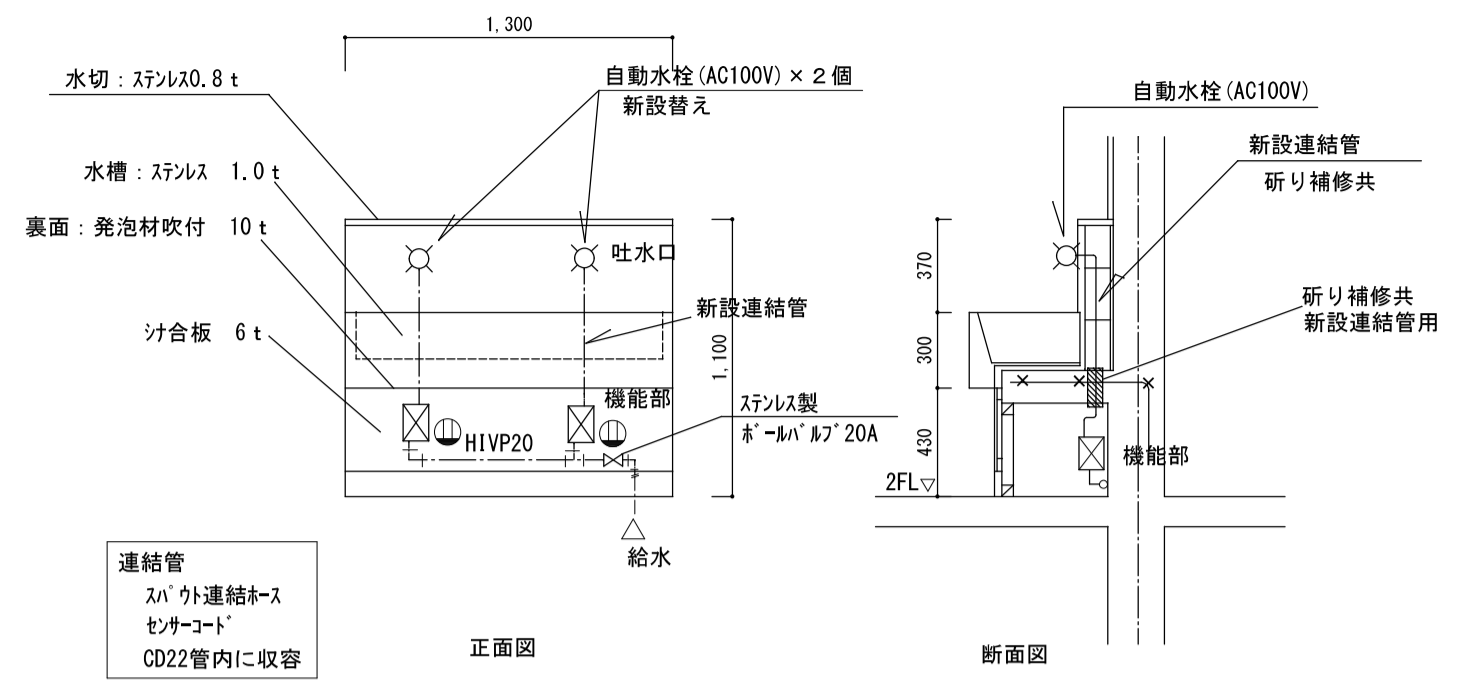
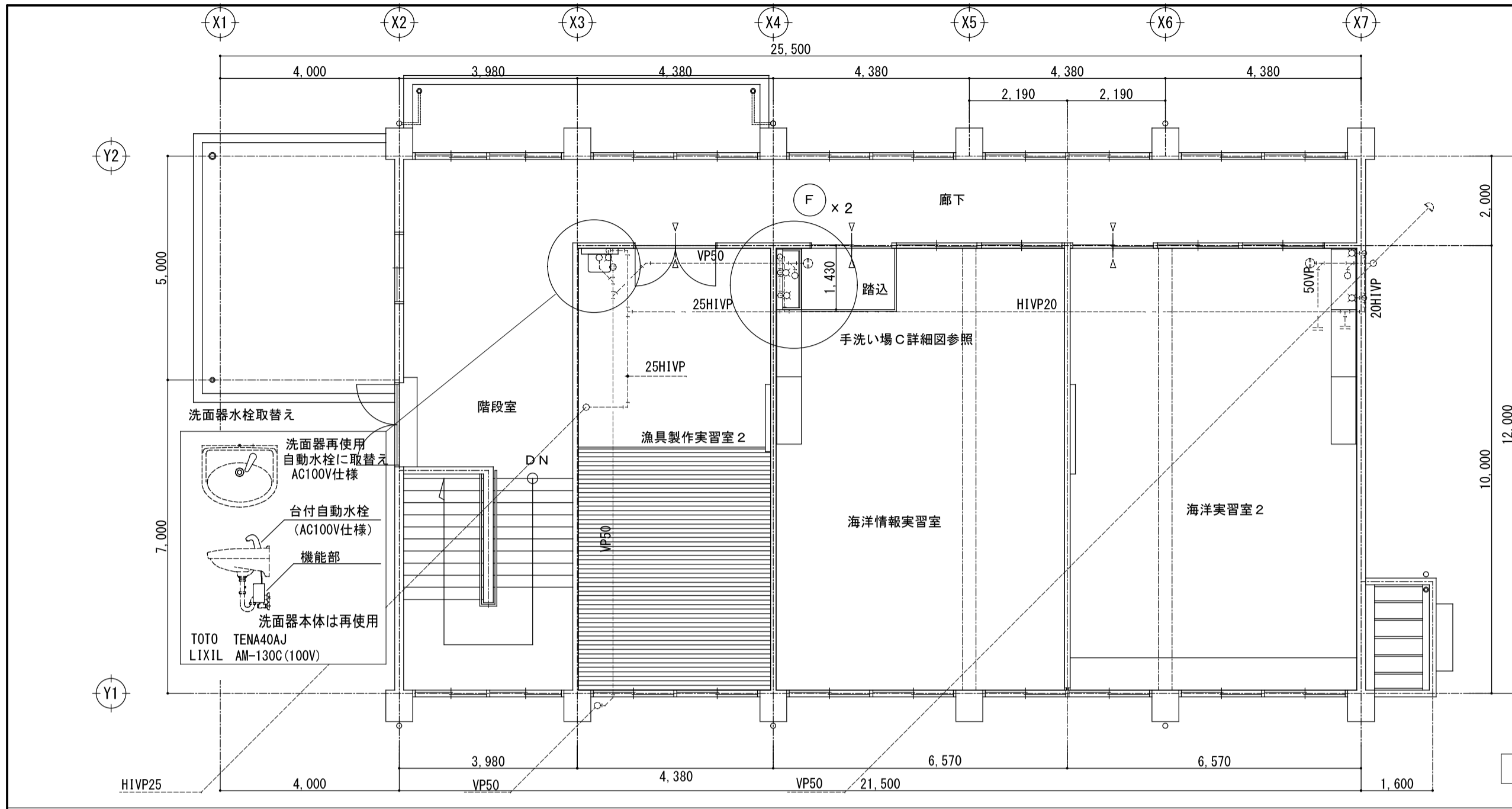
A 腰掛式便器	B 自動洗浄小便器	C 掃除流し
 <p>掃除口付便器 パブリックコンパクト便器 手動フラッシュバルブ 床給水 洗浄暖房便座 手元操作 定格消費電力 316W(参考) 便座ふたあり 擬音装置付</p> <p>棚付二連紙巻器 洗浄暖房便座 擬音装置付</p> <p>自己発電式 センサー式</p>	 <p>自己発電式 センサー式</p>	
<p>パブリック用コンパクト便器、フラッシュバルブ式 掃除口付排水芯固定タイプ 棚付二連紙巻器 パブリック用流し</p>	<p>壁掛壁排水小便器(低リップ) 小便器自動フラッシュ弁(自己発電式) 節水タイプ、塩ビ排水管 付属品一式共</p>	<p>パブリック用流し リムカバー、レバー式横水栓20mm アンクル形止水栓、バックハンガー、ストラップ排水金具 給水用フレキース共</p>
<p>TOTO CFS494CHNS+TCF588 LIXIL C-P25SM+CF-T7114A+CW-PB21A-NE</p>	<p>TOTO UFS900WR LIXIL U-A51MP</p>	<p>TOTO SK22A LIXIL S-202A</p>
D 壁掛洗面器	E 化粧鏡	F 自動水栓
 <p>自己発電式</p>		 <p>AC100Vタイプ</p>
<p>壁掛洗面器 台付自動水栓(自己発電タイプ) 取付金具、壁排水金具(トラップ)</p>	<p>化粧鏡 350×450 耐食タイプ 取付金具共</p>	<p>壁付け自動水栓 単水栓 AC100V</p>
<p>TOTO L250CM+TLE28SS1W LIXIL L-176UN+AM300C</p>	<p>TOTO YM3545F LIXIL KF-3545A</p>	<p>TOTO TLE26SP1A LIXIL AM-320HCV1(台付け)</p>
G 横水栓	H L形手すり	
<p>トイレ掃除用</p> 		
<p>吐水口回転形 13mm レバーハンドル</p>	<p>前出寸法120mm 樹脂被覆タイプ、長さ：700mm×700mm 握り径：Φ34、ステンレス製+軟質樹脂</p>	
<p>TOTO T200BS013C LIXIL LF-7KRZ-13-U</p>	<p>TOTO T114CL10R LIXIL KF-920AE70D12J</p>	



男子便所断面図(参考) 1/50



徳島県土整備部管轄課	●工事名	R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事	●図面番号	P-002	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名	1階管工事改修図	●縮尺	1/100 1/30	

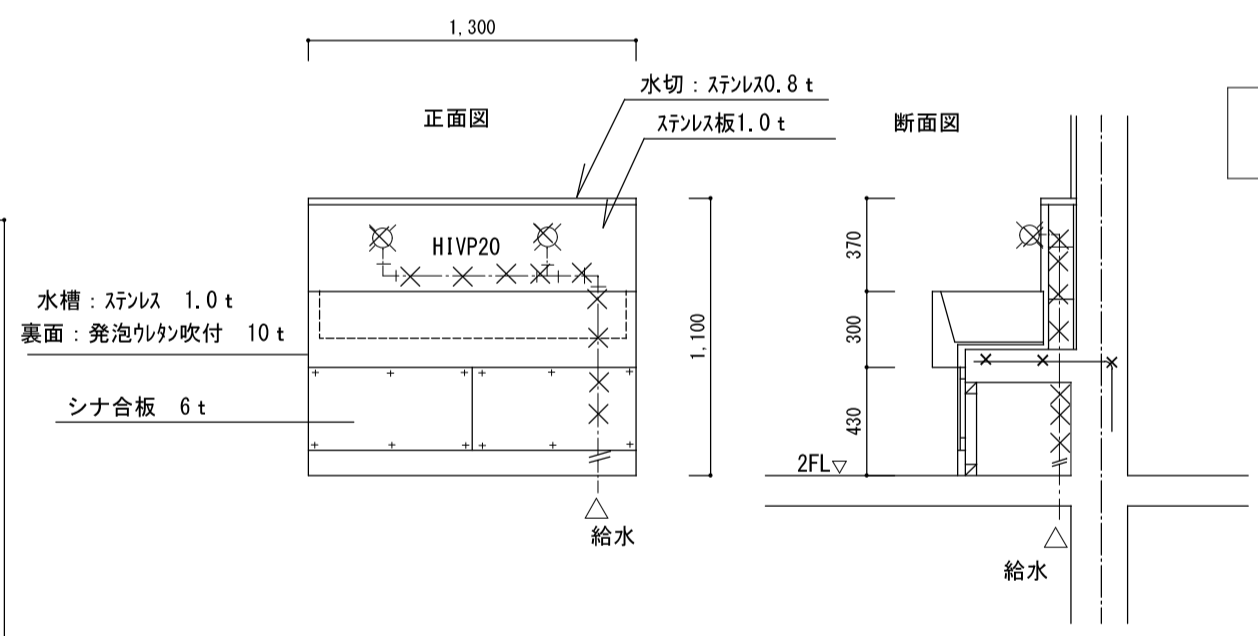
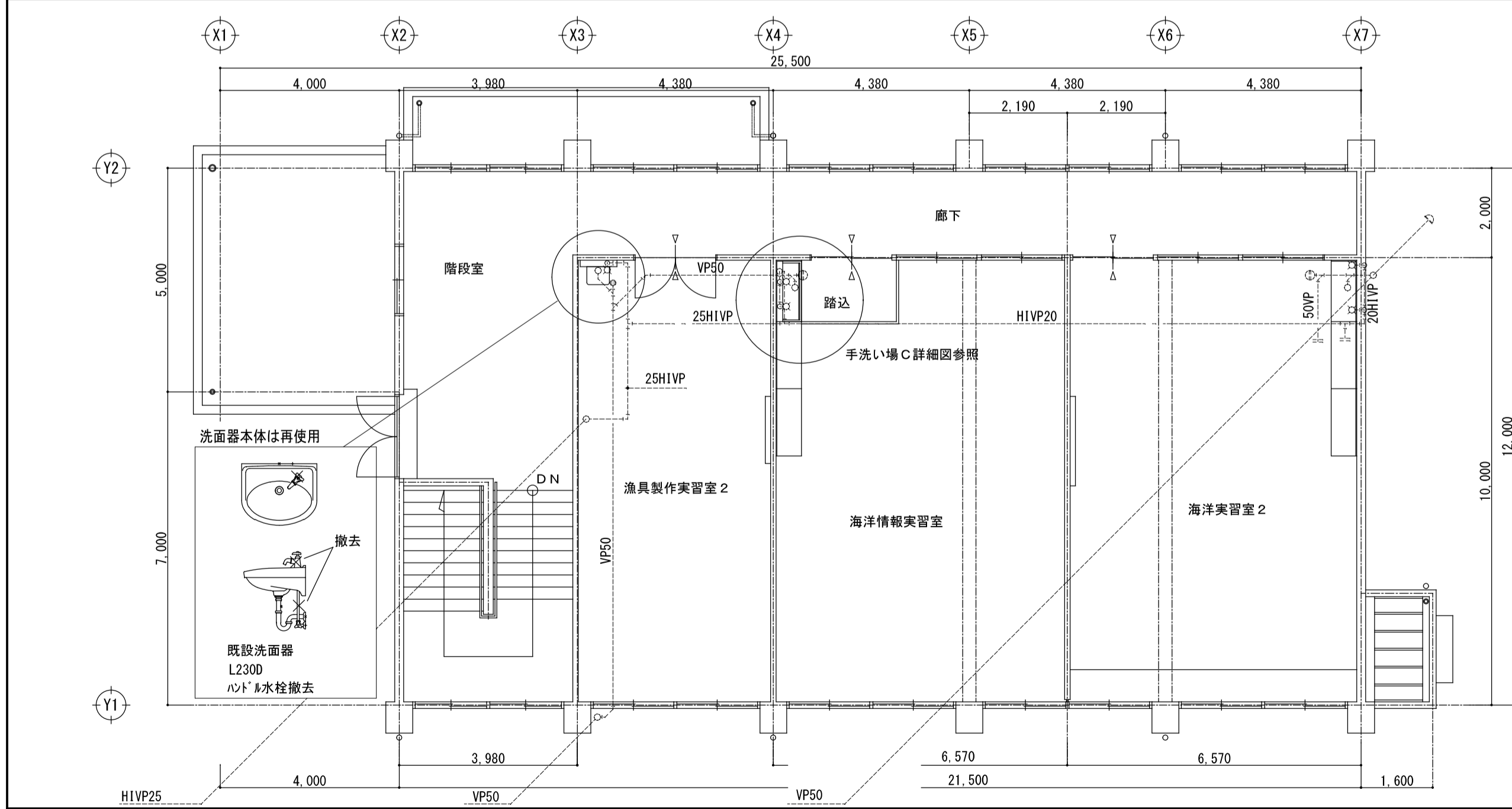


手洗い場C詳細図 (改修後) 1/30

水切、ステンレス板、ステンレス水槽、シナ合板
全て再取付け
コーキング処理復旧共

左記施工
管工事

2階管工事改修図 (改修後) 1/100

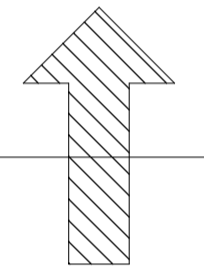


手洗い場C詳細図 (改修前) 1/30

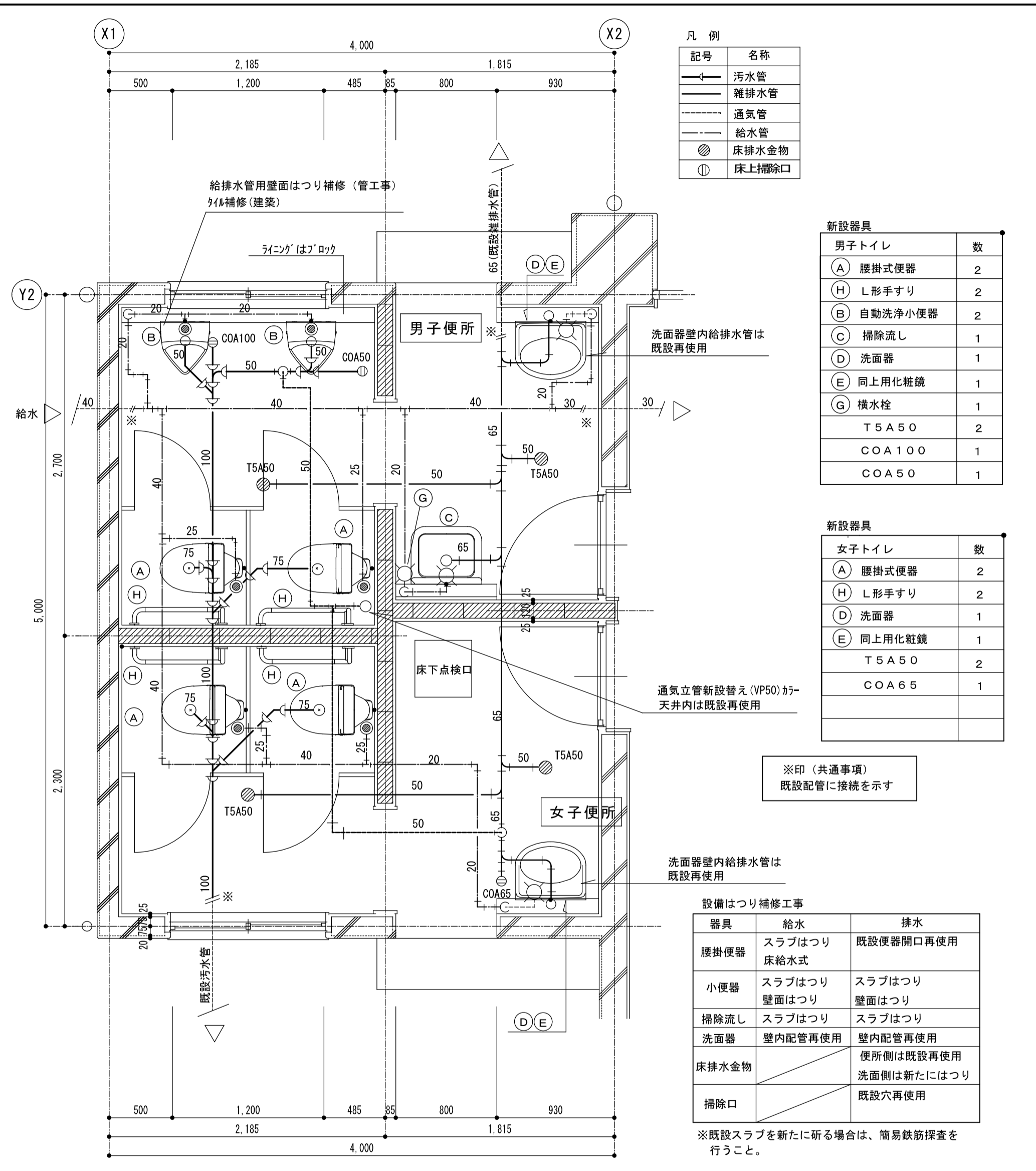
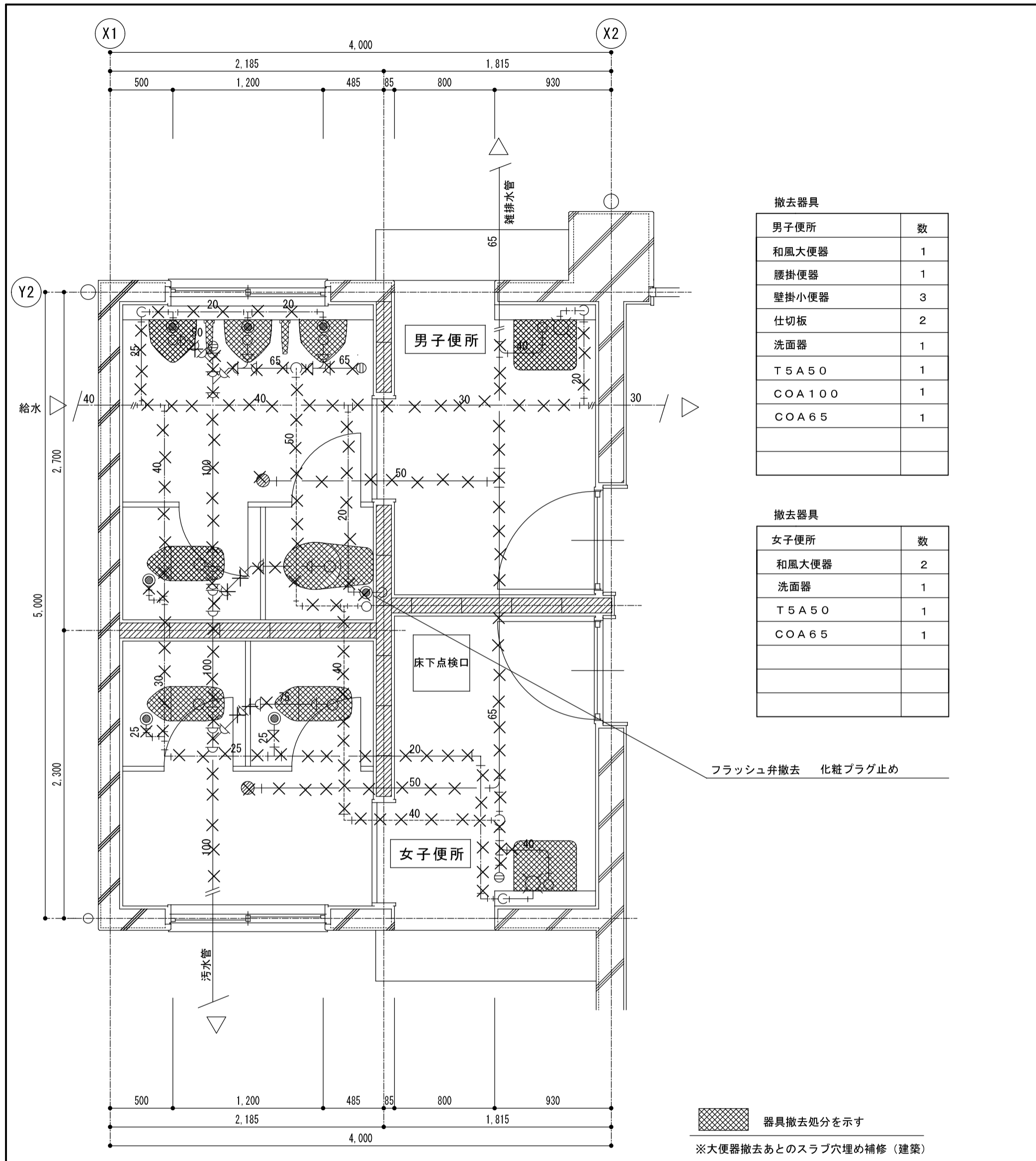
水切、ステンレス板、ステンレス水槽、シナ合板
全て取外し
コーキング処理撤去

左記施工
管工事

2階管工事改修図 (改修前) 1/100



徳島県土木整備部管轄課	●工事名	R 8 管轄 徳島科学技術高等学校マリキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事	●図面番号	P-003	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
	●図面名	2階管工事改修図	●縮尺	1/100	

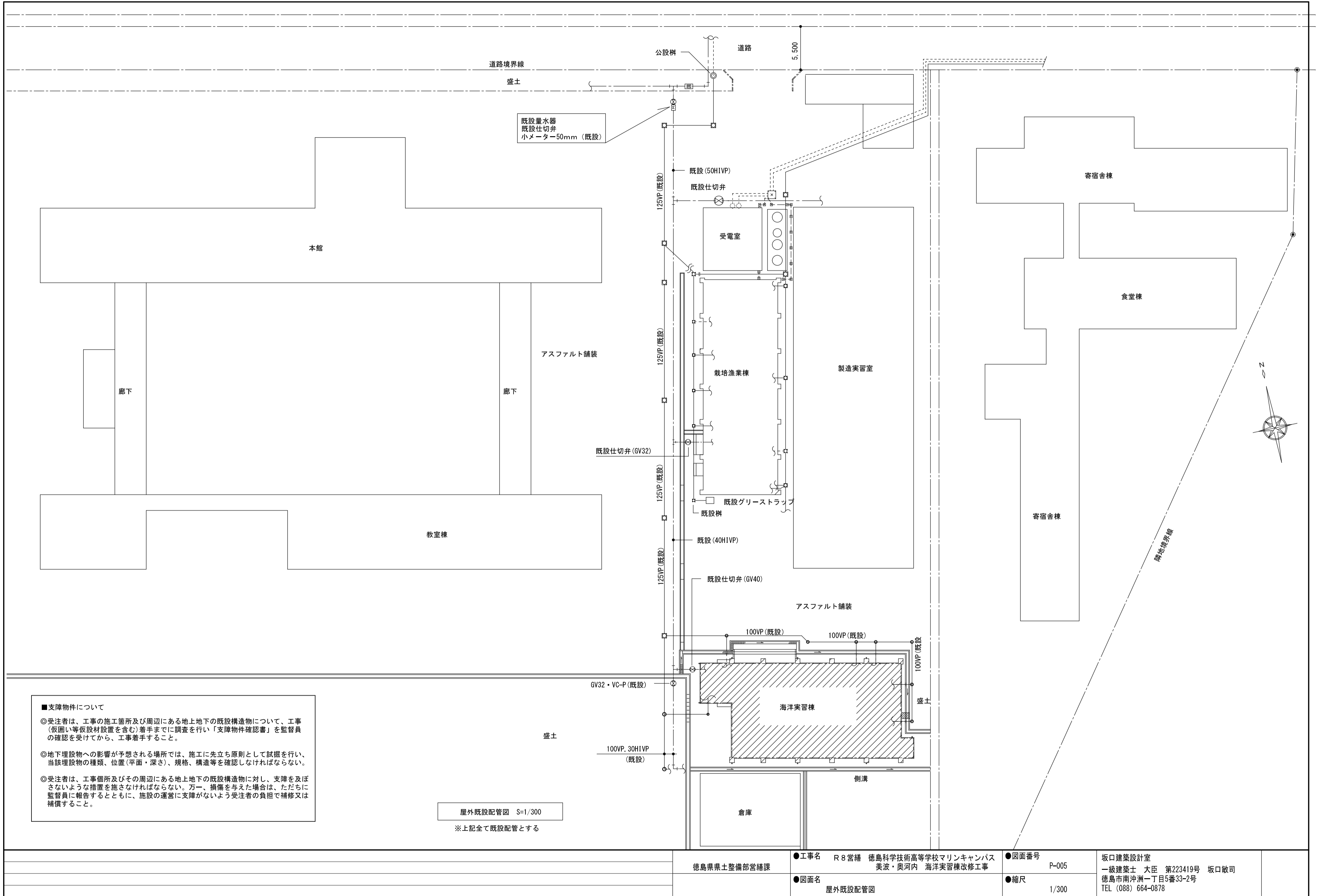


管工事便所周り改修図 (改修前) S = 1/30 ※上記便所内全て床下ビットとする (1240H)

管工事便所周り改修図 (改修後) S = 1/30 ※上記便所内全て床下ビットとする (1240H)

- 撤去工事内容
1. 既存床仕上げ撤去 (磁器質モザイクタイル張り、モルタル塗り塗床) (建築工事)
 2. 小便器取付面壁 100角陶器質タイル撤去 (建築工事)
 3. トイレブース撤去 (建築工事)
 4. 衛生器具撤去 (腰掛便器、和風便器、小便器、洗面器) (管工事)
 5. 照明器具撤去 (電気工事)

- 改修内容
1. 床仕上げ (磁器質モザイクタイル張り) (建築工事)
 2. 小便器取付面壁 100角陶器質タイル張り (建築工事)
 3. 掃除用流し取付面壁 100角陶器質タイル張り、t100ライン用ブロック積み (建築工事)
 4. トイレブース新設 (建築工事)
 5. 衛生器具新設 (便器、小便器、洗面器、掃除用流し、鏡) (管工事)
 6. LED照明器具新設 (電気工事)



■支障物件について
 ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員の確認を受けてから、工事着手すること。
 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。
 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担で補修又は補償すること。

屋外既設配管図 S=1/300
 ※上記全て既設配管とする

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R 8 営繕 徳島科学技術高等学校マリンキャンパス 美波・奥河内 海洋実習棟改修工事 ●図面名 屋外既設配管図	●図面番号 P-005 ●縮尺 1/300	坂口建築設計室 一級建築士 大臣 第223419号 坂口敏司 徳島市南沖洲一丁目5番33-2号 TEL (088) 664-0878
------------	--	--------------------------	---